

平成23年9月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(行)第20号 政務調査費返還請求控訴事件 (原審・盛岡地方裁判所平成
18年(行)第11号)

口頭弁論終結日 平成23年7月5日

判 決

盛岡市内丸6番15号 EST. 21ビル2階

控訴人兼被控訴人 (第1審原告)

開かれた行政を求めるいわての会

同 代 表 者 会 長 井 上 博 夫

同訴訟代理人弁護士 佐 々 木 良 博

同 小 笠 原 基 也

同訴訟復代理人弁護士 木 山 悠

盛岡市内丸10番1号

被控訴人兼控訴人 (第1審被告) 岩手県知事

達 増 拓 也

同訴訟代理人弁護士 石 川 哲

同 太 田 秀 栄

同 橫 田 直 哉

盛岡市上鹿妻與市新田25

第1審被告補助参加人 樋 下 正 信

盛岡市盛岡駅西通1-5-16

第1審被告補助参加人 高 橋 雪 文

盛岡市本町通2丁目11-25

第1審被告補助参加人 高 橋 比 奈 子

岩手県宮古市磯鶏沖12番19号

第1審被告補助参加人 平 沼 健

岩手県北上市和賀町後藤 9-106

第1審被告補助参加人 菊 池 熱

岩手県久慈市旭町第8地割2番地2

第1審被告補助参加人 嵩 売 朗

岩手県遠野市青笹町中沢第15地割30番地

第1審被告補助参加人 工 藤 勝 子

岩手県二戸市福岡字八幡平37番地3

第1審被告補助参加人 工 藤 篤

岩手県岩手郡岩手町大字一方井第14地割50番地

第1審被告補助参加人 千 葉 伝

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子80番地

第1審被告補助参加人 柳 村 岩 見

岩手県紫波郡紫波町北沢字北沢1

第1審被告補助参加人 藤 原 泰 次 郎

岩手県下閉伊郡山田町大沢第8地割95番地1

第1審被告補助参加人 佐 々 木 俊 夫

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家1番地

第1審被告補助参加人 佐 々 木 大 和

岩手県九戸郡軽米町大字山内第28地割88番地

第1審被告補助参加人 平 澄 芳

岩手県二戸郡一戸町西法寺字稻荷13番地16

第1審被告補助参加人 小 野 寺 研 一

(上記15名を、以下「樋下ほか14名」という。)

樋下ほか14名訴訟代理人弁護士 成瀬眞康

同 長家広明

同 橋爪雄彦

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山 31-70

第1審被告補助参加人 阿部 静子

盛岡市厨川3丁目7番1号

第1審被告補助参加人 伊澤 昌弘

岩手県大船渡市赤崎町字宮野10-2

第1審被告補助参加人 田村 誠

岩手県奥州市水沢区大町96番地1

第1審被告補助参加人 亀卦川 富夫

岩手県北上市上野町2丁目24番22号

第1審被告補助参加人 小原 宣良

岩手県八幡平市平館4-26

第1審被告補助参加人 田村 正彦

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62-15

第1審被告補助参加人 柳村 典秀

岩手県一関市大東町摺沢字街道下33番地1

第1審被告補助参加人 飯澤 匠

上記8名訴訟代理人弁護士 熊谷 隆司

同 深瀬 墾

盛岡市本町通2-11-33

第1審被告補助参加人 平野 由起子

盛岡市緑が丘3丁目34-1

第1審被告補助参加人 佐々木 博

盛岡市三本柳10-6-29

第1審被告補助参加人 三浦 陽子

岩手県宮古市横町4番7号

第1審被告補助参加人 伊藤 勲至

岩手県大船渡市日頃市町字郷道 144-2

第1審被告補助参加人 藤原良信

岩手県奥州市水沢区字川口町 35 番地

第1審被告補助参加人 及川幸子

岩手県花巻市材木町 14 番 45 号

第1審被告補助参加人 木戸口英司

岩手県花巻市東和町土沢 7 区 224 番地 9

第1審被告補助参加人 小田島峰雄

岩手県北上市川岸 4 丁目 3-27

第1審被告補助参加人 関根敏伸

岩手県北上市和賀町岩崎新田 5-17-2

第1審被告補助参加人 高橋賢輔

岩手県久慈市小久慈町 32-1-6

第1審被告補助参加人 中平均

岩手県一関市磐井町 2-30

第1審被告補助参加人 佐々木一榮

岩手県釜石市野田町 3-11-15

第1審被告補助参加人 野田武則

岩手県奥州市江刺区稻瀬字三照 300

第1審被告補助参加人 渡邊幸貴

岩手県二戸市金田一字湯田 59 番地 3

第1審被告補助参加人 五日市王

岩手県岩手郡雫石町上町東 23-1

第1審被告補助参加人 大宮惇幸

岩手県紫波郡矢巾町大字土橋第 11 地割 22 番地の 1

第1審被告補助参加人 川村農夫

岩手県花巻市石鳥谷町新堀 4 2 - 7

第1審被告補助参加人 佐々木 順一

岩手県奥州市前沢区字照井館 3 2 - 5

第1審被告補助参加人 新居田 弘文

岩手県一関市千厩町磐清水字田神 7 8 - 1

第1審被告補助参加人 千葉 康一郎

岩手県九戸郡洋野町種市 2 3 - 8 7 - 2

第1審被告補助参加人 工藤 大輔

(上記 21名を、以下「平野ほか20名」という。)

平野ほか20名訴訟代理人弁護士 東海林 利哉

同 東海林 智恵

岩手県陸前高田市米崎町字中田 2 5 4

第1審被告補助参加人 吉田 昭彦

主 文

- 1 第1審原告及び第1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 第1審被告は、別紙1「政務調査費目録」の「議員番号」欄1, 3, 5, 14, 16, 17, 19, 21, 22, 24, 27, 28, 30, 31, 33, 34, 35, 36, 37, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 48, 49, 50, 52, 54に対応する「議員名」欄記載の各人に對し、同欄に対応する「認容額」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。
- 3 第1審原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを3分し、その2を第1審原告の、その余を第1審被告の負担とする。
- 5 別紙2「参加費の負担目録」の「議員（補助参加人）名」欄記載の各補助参加人の参加により第1審原告及び各補助参加人に生じた各費用については、同目録の「議員番号」欄3, 5, 14, 16, 17, 19, 22, 24, 2

7, 28, 30, 33, 34, 36, 37, 39, 40, 42, 43, 45, 46, 48, 49, 50, 52, 54に対応する「負担割合」欄記載の割合を、同欄に対応する「議員（補助参加人）名」欄記載の各補助参加人の負担とし、その余を第1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 第1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 第1審被告は、原判決別紙3の「政務調査費目録2」の議員番号32を除く「議員名」欄記載の各人に對し、同欄に対応する「請求金額」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも第1審被告の負担とする。

2 第1審被告

- (1) 原判決中、第1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記敗訴部分にかかる第1審原告の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも第1審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、岩手県民により構成される権利能力なき社団である第1審原告が、平成17年度に岩手県議会議員であった52名について、同人らは岩手県から交付を受けた平成17年度分の政務調査費の一部を違法に支出し、これを不当に利得したと主張して、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、岩手県知事である第1審被告に対し、上記52名に対して違法に支出した政務調査費相当額の金員の返還を請求するよう求めた事案である。

原審は、第1審原告の請求を一部認容したため、これを不服とする第1審原告及び第1審被告がいずれも控訴した。なお、第1審被告補助参加人（以下

「補助参加人」という。）佐藤正春は死亡したため、第1審原告は、当審において、同人に対応する請求部分を取り下げる。

2 爭いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を訂正し、当審における第1審被告の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の当該欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の訂正)

- (1) 原判決6頁22行目に「(甲1, 3, 4)」とあるのを削除する。
- (2) 原判決9頁10行目末尾に「(甲3, 4)」と付加する。
- (3) 原判決21頁16行目「法242条」の後に「1項」と付加する。
- (4) 原判決29頁14行目「実施的」とあるのを「実質的」と改める。
- (5) 原判決41頁4行目、91頁1行目にそれぞれ「32-1~12,」とあるのを削除する。
- (6) 原判決80頁17行目に「3.3」とあるのを「3」と改める。
- (7) 原判決88頁15行目に「使用」とあるのを「私用」と改める。

(当審における第1審被告の主張)

- (1) 不当利得返還請求の範囲について

本件で問題とされている各議員の中には、交付された政務調査費を超えて政務調査費を支出し、差額を自己負担している者がいるが、当該自己負担分は支出について領収書等の写しが添付されていることからも、政務調査費として適正な支出と認められる。したがって、第1審被告が各議員に政務調査費の返還を請求すべきであるとしても、その額は、違法な支出額から各議員の自己負担額を控除した金額とされるべきである。

- (2) 補助参加人斎藤信の減額修正

補助参加人斎藤信は、9-15に係る支出2万2000円について減額修正を行い差額の精算を了しているから、第1審被告は、同人に対し、この支

出に関する不当利得返還請求権を有していない。

第3 当裁判所の判断

1 政務調査費に係る支出の適否の判断基準について

(1) 政務調査費の制度趣旨について

法100条14項、15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

そして、法100条14項は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費」の一部として交付する旨を規定するにとどまり、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めることとしているが、これは、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そうすると、政務調査費に係る支出の適否は、上記法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記法の趣旨に則って定められているときは、それらの定めに基づいて上記適否を判断するのが相当というべきである。

(2) 本件各支出の適否の判断について

ア 本件使途基準について

(ア) 岩手県においては、法の上記規定を受けて、本件条例を規定し、本件条例を受けて、本件規程において、政務調査費の具体的な使途について基準を設けており（本件使途基準），その内容は、法100条14項

にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」の内容を具体化したものであって、地方自治法の趣旨に反するものではないというべきである。

(イ)a この点、第1審原告は、広報費につき、広報活動は調査研究活動ということはできず、政務調査費から広報費の支出を認めている本件使途基準自体が法100条14項に違反する旨主張するが、次の理由から、第1審原告の当該主張は採用できない。

b 上記(1)記載のとおり、法は、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることにしたものと解され、交付の対象につきいかなる使途基準を定めるかは、普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解されるから、本件規程における定めは、法100条14項が普通公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超えてそれを濫用したといえないかぎり、無効となることはないというべきである。

しかるに、法100条14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、上記の政務調査費制度の趣旨にかんがみれば、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、調査研究のために有益な費用も含まれるというべきである。そして、県議会において、県民の意思を反映させるために県民の意思を収集、把握することは必要不可欠であり、議会活動及び県政に関する政策等について県民に対して的確な情報を提供することは、県民から、議員として調査研究すべき事項に係る情報を収集し、把握する、その前提として重要なものといえる。そうすると、本件使途基準における広報費は、情報提供活動に要する費用として規定されたものと解されるところ、当該費用は、調査研究に直接用いられる費用ではない

ものの、調査研究のために有益な費用といえる。

以上によれば、本件規程において、本件使途基準中に広報費の定めをおいたことは、法100条14項が普通地方公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超えてそれを濫用したものとはいえないというべきである。

イ 本件使途基準の適合性判断基準について

以上によれば、本件各支出の適否の判断は、本件各支出が本件使途基準に合致しないか否かを基準に判断するのが相当である。

そして、本件使途基準は、調査研究費につき「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、事務費につき「議員が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な費用」と定めるなど、調査研究のための必要性をその要件としているから（前記認定）、調査研究のための必要性が認められない支出は、本件使途基準に合致しないものとして違法になるというべきである。

たしかに、地方議会の権能は、条例の制定、予算の議決等県政全般にわたる広範なものであり、これを適切に行使するための各議員の調査研究活動も県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、また、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、県政に関する諸事情及びその時々の情勢に対応した議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できない。

しかしながら、政務調査費の財源が県民の経済的負担に依拠していることからいっても、その裁量には自ずから一定の限界があるというべきであり、当該支出に係る個別の事実から調査研究活動と県政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということがで

きない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件使途基準に合致しないものとして違法になるものと解するのが相當然である。そして、議員の判断に合理性があるといえるかどうかについては、上記のとおり当該支出に係る個別の事実に基づき上記関連性について慎重に検討すべきであり、例えば、収支報告書の記載に表れた事実等（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的、講演者、講演の演題等）から調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれる場合、あるいは、その可能性があるといい得ても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的な事実が認められる場合にあっては、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、県政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、当該支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断するのが相當然である。

これに対し、第1審被告は、会の目的や活動内容は会が独自に決定するものであり、議員は会の目的等とは関係なく、別個の目的をもって調査研究活動を行い得るから、会の目的や活動内容といった外的的な事情から調査研究の必要性を判断することは相当でない旨主張するが（補助参加人平野ほか20名も同趣旨の主張をする。），前記の事実等（一般的、外的的な事実）から、本件使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかつたことが推認できる場合において、これに対する適切な反証が行われないときは、当該政務調査費の支出は本件使途基準に合致しない違法な支出であると推認されるというべきである。

また、第1審被告は、反証の内容は、その性質上、抽象的にならざるを得ないと主張するが、前記の一般的、外的的事実が立証された場合の反証の内容、程度は、当該具体的な事実の内容によって異なるものであり、反証

として意味を持ちうる程度に具体的なものであることが必要というべきである。

ウ マニュアルについて

第1審原告は、マニュアルは、議員の政務調査費の支出の準則として制定されたものであるから、各議員は、マニュアルに従った支出を行わなければならず、これに違反する支出は違法な支出というべきである旨主張する。

この点、マニュアルは議会による議決を経て制定されたものでも、法令等の委任を受けて制定されたものでもないから、法規範性を有せず、本件各支出がマニュアルに反するため直ちに違法ということにはならないというべきである。もっとも、マニュアルは、上記のとおり、県議会議長により、政務調査費の交付に関する条例等検討委員会の報告に基づき、議会の運営委員会の承認を得て作成され、改正され、各議員に配布されたものであり、かつ、議長は各議員から政務調査費に係る収支報告書の提出を受け、政務調査費の適正な運用を期するために必要に応じ調査を行うものとされていること（本件条例8条、10条）に照らすと、本件使途基準の解釈、運用上の指針を示したマニュアルの内容は、具体的支出の本件使途基準への適合性判断にあたって重要な基準となると解すべきであり、マニュアルに反した支出であることは、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる事情というべきであるから、そのような場合には、特段の事情のない限り、当該支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断するのが相当というべきである。

なお、マニュアルは平成18年2月に改訂されているが、本件使途基準自体は改訂されておらず、マニュアルの改訂は本件使途基準の解釈をさらに敷衍したものにすぎないから、改訂後の内容も本件各支出の本件使途基準適合性判断の際の一つの基準となるものである。

エ 飲食を伴う会合への出席について

飲食を伴う会合への出席に関する支出は、それが税金を使った飲食の側面を有するのであるから、その必要性について慎重に検討すべきであり、特に酒食を伴う場合には原則として公費である政務調査費からの支出が許されないと解すべきである。たしかに、飲食と共にする中でこそ率直な情報交換や意見交換がされる面があることは否めないけれども、基本的にそれは私費を用いて行うべきで税金を投じて行うものではなく、それが本件各支出当時の社会通念でもあったと解される。本件マニュアルにおいて、「会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、明らかに飲食を主目的とする名称の会合への出席費用は政務調査費の対象経費としない」とされているのも同様の趣旨と考えられる。

したがって、酒食を伴う会合への出席に関する支出については、講演会への出席等による調査研究活動と出費が切り離せないなどの真にやむを得ない事由が存しない限り、本件使途基準に合致しない違法な支出と解するのが相当で、その場における情報交換や意見交換が調査研究活動としても有益であったというだけではやむを得ない事由にあたらぬといふべきである。

2 本件各支出の本件使途基準適合性に関する個別の検討

(1) 議員番号1（村川政徳）の各支出について

ア 1-4（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費）

（ア）証拠（甲E2）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が同会の平成17年度の会費合計1万2000円を政務調査費（調査研究費）から支出したことが認められる。

（イ）証拠（甲7の1及び2、丙A3、丙B37～39、41～43、45、47～58、丙C19、丙D2～8）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会は、男女共同参画に関する諸課題（女性の参画拡大や男女が共に仕事と子育て・介護と両立できる環境づくりその他）について、幅広く調査、研究し、もって岩手県における男女共同参画の推進に寄与することを目的とする。
- b 同協議会は、上記目的に賛同する党派を超えた岩手県議会議員をもって組織されている。
- c 同会の会費は、月1000円である。
- d 平成17年度は、1度総会が行われたほか、調査研究事業として、平成17年9月29日に、「夢が夢を呼ぶ 私たちのチャレンジ」との題目で、外部講師による講演がなされた。また、参考図書（男女共同参画白書）配布がなされた。
- e 同協議会の平成17年度の収支決算については、収入額は、会費による収入56万5000円、繰越金21万9106円及び雑収入4円の合計78万4110円、支出額は、男女共同参画白書代金（2700円×49人）、講師謝礼・旅費（1万8260円）、茶菓代（1万0205円）及び事務費5180円の合計16万5945円であり、その差額の61万8165円は翌年度に繰り越された。
- (ウ) 以上によれば、同協議会の目的は県政に関連するものといえ、同目的に沿って、講演会の開催及び参考図書の配布がなされたものと認められ、これらにより知識を得ることは、岩手県男女共同参画の推進のための行政施策を遂行する上で有益なものといえる。また、同協議会は党派を超えた会員により組織されており、それゆえに広い視野を持った意見交換等を行うことが可能になるものと認められる。
- なお、同協議会の支出は会費収入額の4分の1程度しかないが、この点については、会費の金額が妥当であるかとの観点から同協議会に

おいて協議すべき事項にすぎず、同金額が社会通念上不相當に高額であるとか、収支の差額分が不正に使用されているともいえないから、会費の支出が調査研究に資するものであったことを否定する事情とはならないというべきである。

以上によれば、同協議会の会費を政務調査費から支出することに合理性がないとはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するものといえ、違法ではない。

(エ) この点、第1審原告は、ほとんど活動実績がなく、納入された会費のほとんどが費消されずに翌年度に繰り越されていることをもって、同会の活動に調査研究の実質があると認めることはできない旨主張するが、同会の活動に調査研究の実質がないとは認められない。

また、第1審原告は本件条例11条及び概算払いの返納を定めた地方自治法施行令159条に違反する旨主張するが、上記のとおり、当該支出は本件使途基準に合致するものといえ、会費は同協議会に納入済みで返還されないものであるから、第1審原告の主張はその議論の前提を異にし採用できない。

もっとも、この協議会が県会議員のみで構成されていることからすると、第1審原告の上記指摘も住民感情としては十分に理解しうる面があり、早期の是正が望ましいというべきである。

イ 1-5 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費)

(ア) 証拠(甲E3)及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が同会の平成17年度の年会費合計9000円を政務調査費(調査研究費)から支出したことが認められる。

(イ) 証拠(甲5の1及び2、丙A1、丙B37、39、41~43、45~50、53~57、丙C19、丙D3、4、7、8,)及び弁論

の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会は、保健・医療・福祉に関する諸課題について幅広く調査、研究し、もって岩手県保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とし、平成17年7月に設立された。

b 同会は、上記目的に賛同する党派を超えた岩手県議会議員を会員として組織されている。

c 同会の会費は月額1000円である。

d 平成17年度には、総会及び役員会がそれぞれ一度ずつ開催され、平成18年1月8日に開催された役員会においては、「P E T 検査について」との題目で岩手医科大学医学部長による講演が行われた。

調査研究事業としては、平成18年1月23日には岩手県におけるP E T の推進についての要望書を提出したほか、研修会として、平成17年8月2日には「医療問題について」との題目で、同年9月16日には「高齢者福祉について」との題目で、同月27日には「口腔と全身、歯の喪失が健康寿命に及ぼす影響について」との題目で、同年12月8日には「岩手医科大学の総合移転について」及び「移植医療について」との題目で、それぞれ外部講師による講演が行われた。

e 同会の平成17年度の収支決算については、収入額は、会費による収入42万1000円及び諸収入16円の合計42万1016円、支出額は研修会講師謝金等の1万5060円であり、その差額の40万5956円は翌年度に繰り越された。

(ウ) 以上によれば、同会の目的は県政に関連するものといえ、同目的に沿って、研修会において講演会を開催したり、講演会により得た知識

を生かして要望書を提出するなどの活動がなされていたと認められ、これらは、岩手県保健・医療・福祉を発展させるための行政施策を遂行する上で有益なものといえ、会費についても社会通念上不相當に高額であるとはいえない。また、同会は党派を超えた会員により組織されており、それゆえに広い視野を持った意見交換等を行うことが可能になるものと認められる。

したがって、同会の会費を政務調査費から支出することに合理性がないとはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するものといえ、違法ではない。

(エ) この点、第1審原告は、ほとんど活動実績がなく、納入された会費のほとんどが費消されずに翌年度に繰り越されていることをもって、同会の活動に調査研究の実質があると認めることはできない旨主張するが、前記認定の活動内容に照らせば、同会の活動に調査研究の実質がないとは認められない。

また、第1審原告は本件条例11条及び概算払いの返納を定めた地方自治法施行令159条に違反する旨主張するが、上記のとおり、当該支出は本件使途基準に合致するものといえ、当該会費は同研究会に納入済みで返還されないものであるから、第1審原告の主張はその議論の前提を異にし採用できない。

もっとも、この点についても、上記アと同様に早期のは正が望ましいというべきである。

ウ 1-15 (岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会費)

(ア) 証拠(甲E4, 丙B43, 57, 乙1の1~3, 乙5, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 村川政徳は、教育改革等教育問題に関する調査研究事業のために同

集いに参加したとして、上記会費1万円を本件使途基準の研修費として政務調査費から支出した。

b 同集いは、平成17年6月22日、ホテルの会場において行われた。

c 同集いでは、主催者の挨拶、新学長の挨拶があり、その後懇親会が行われた。

(イ) 上記(ア)の事実及び同集いの名称等からすれば、同集いは、ホテルの会場において、多数の出席者が酒食と共にしながら岩手県立大学新学長を歓迎する趣旨で催されたものであると認められ、前記のとおり、かかる酒食を伴う会合への出席に政務調査費を支出するのはやむを得ない事由が存する場合に限られると解されるところ、本件全証拠によってもやむを得ない事由を認めることはできない。第1審被告は、当審において村川政徳の陳述書（乙5）を提出するが、これをもっても上記やむを得ない事由があるとは認めることができない。

よって、上記支出は違法である。

エ 1-17 (フィリピン共和国名誉領事館開所祝賀会費)

証拠（甲E6、乙1の1～3、乙5）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が、国際交流事業に関する調査事業のために同祝賀会に参加したとして、上記会費1万円を、本件使途基準の研修費として政務調査費から支出したこと、同祝賀会は、名誉領事館関係者のほか岩手県内外の政財界関係者が一堂に会し、互いに意見交換をしたものであったことが認められる。

しかるに、同祝賀会は、その名称や会費の金額、会の状況等からみて、酒食を伴う会合であったと認められるところ、乙5を含む本件全証拠によっても、かかる会合に政務調査費を支出するのがやむを得ない事由があつたとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

才 1-18 (原敬生誕150年記念祝賀会費)

証拠（甲E7, 乙1の1~3, 乙5）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が、岩手ブランドの確立に関する調査研究事業のために同祝賀会に参加したとして、上記会費6000円を、本件使途基準の研修費として政務調査費から支出したことが認められる。

しかるに、同祝賀会は、その名称からして、議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定された会合とは認めがたく、また、村川政徳は、岩手ブランドの確立に関する調査事業の主な内容を「市場調査、栽培・製造現場調査、生産者からの意見聴取の為の調査等」と収支報告書において記載しているところ（乙1の3），その調査事業と同祝賀会との関連性は不明である。そうすると、上記支出は、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、上記の特段の事情があるとは認められない。

これに対し、村川政徳は、上記特段の事情として、同祝賀会において、盛岡市長や市職員と意見交換をし、一人芝居「原敬の妻、浅」が催され、岩手ブランドの製造現場を直接間近で見ることができ、盛岡発岩手ブランドの重要性を改めて学んだ旨陳述（乙5）するが、同陳述の内容は抽象的にすぎ、同人が同祝賀会において、いかなる市場調査、栽培・製造現場調査、生産者からの意見聴取を行ったかは、同陳述からは判然としないから、上記陳述は前記判断を左右しない。

よって、上記支出は違法である。

カ 1-19 (盛岡市スポーツ人の集い会費)

(ア) 証拠（甲E5, 乙1の1~3, 乙5, 丙B19の1及び2, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 村川政徳は、児童生徒の競技力向上に関する調査研究事業のために

同集いに参加したとして、上記会費6000円を、本件使途基準の研修費として政務調査費から支出した。

b 上記集いは、財団法人盛岡市体育協会の主催により、「第42回盛岡市スポーツ人の集い」として、平成17年12月1日午後6時から、盛岡グランドホテルで開催された。同集いの式次第は、開会、挨拶、祝辞、乾杯、万歳三唱、閉会であった。同集いでは、併せて平成17年度のスポーツ振興功労者表彰式が行われ、同表彰式の式次第は、開式通告、表彰選考委員長報告、表彰、受賞者代表挨拶、閉式通告であった。

(イ) 以上によれば、上記集いを主催した財団法人盛岡体育協会の目的は県政に関連があるといえるものの、同集いの式次第及び表彰式の式次第にかんがみると、同集いは酒食を伴う会合であるところ、乙5を含む本件全証拠によってもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

キ 1-22 (岩手県議会水産振興議員懇談会第2回研修会にかかる宿泊費)

(ア) 証拠(甲E8、乙1の1~5、2の1~4)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 村川政徳が議長に提出した平成17年度の収支報告書に添付された領収書等の添付様式には、水産業振興に関する調査研究事業のために岩手県議会水産振興議員懇談会第2回研修会に参加したとして、同研修会に係る宿泊費を本件使途基準の調査研究費として政務調査費から支出した旨が記載され、宿泊代として1万0500円を領収した旨記載された平成17年12月15日付の富山全日空ホテル作成の領収書が添付されていた。

b 岩手県議会水産振興議員懇談会第2回研修会は、平成17年12月13日から15日までの2泊3日の行程で行われた。村川政徳以外の議員については、2泊分の宿泊費を含めた旅行費用等の負担金を岩手県議会水産振興議員懇談会に対して支払い、宿泊したホテルに対する支払いは同会からなされた。その1泊分の宿泊費は900円であった。

(イ) 第1審原告は、村川政徳は、他の議員が15日に帰路についた中、1人富山市に残り、富山全日空ホテルに私用で宿泊し、研修日程外の宿泊費を調査研究費から支出した旨主張するが、証拠(乙5、6)によれば、村川政徳は、平成17年12月13日から同月15日までの日程のうち、同月14日の宿泊場所を除き、すべて他の議員と行動を共にし、同月15日に盛岡市に戻る予定でこの研修会に参加し、予定通りの日程を消化したと認められるのであって、同人が15日に富山市に残り、私用で富山全日空ホテルに宿泊した事実を具体的に示す証拠はない。このことに加え、同人の同月14日分の宿泊費については、岩手県議会水産振興議員懇談会がこれを含めて誤って発行した領収書を後日訂正しており(乙2の3・4、弁論の全趣旨)，同懇談会が発行した領収書の中には同月14日分の宿泊費は含まれていないことも考慮すれば、平成17年12月15日発行の富山全日空ホテルの領収書(甲E8)は同月14日の宿泊費であると考えるのが自然であり、同宿泊費には調査研究のための必要性が認められ、本件使途基準に合致するといえる。

よって、上記支出は違法とはいえない。

ク 1-23~28 (業務受託職員人件費)

(ア) 証拠(甲E9~14、56)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 村川政徳が議長に提出した平成17年度の収支報告書に添付された領収書等の添付様式には、次のとおり記載され、領収書が添付されていた。

- (a) 平成17年4月から6月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで45万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成17年6月30日付けの株式会社みちのくプロレス作成の90万円の領収書が添付されていた。
- (b) 平成17年7月から9月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで45万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成17年9月30日付けの株式会社みちのくプロレス作成の90万円の領収書が添付されていた。
- (c) 平成17年10月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで9万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成17年10月31日付けの個人作成の18万円の領収書が添付されていた。
- (d) 平成17年11月、12月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで18万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成17年12月28日付けの個人作成の36万円の領収書が添付されていた。
- (e) 平成18年1月、2月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで18万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成18年2月28日付けの個人作成の36万円の領収書が添付されていた。
- (f) 平成18年3月分の事務所職員人件費につき按分率50パーセントで9万円を政務調査費から支払った旨が記載され、平成18年3月31日付けの個人作成の18万円の領収書が添付されてい

た。

b 村川政徳は、平成17年度には株式会社みちのくプロレスの取締役であり、同年7月31日には代表取締役に就任した。

(イ) 上記のとおり、村川政徳は、平成17年4月分から同年9月分までについて、その経営する株式会社みちのくプロレスに対し、月30万円の「業務受託職員人件費」（甲E9、10）を支払っていたところ、平成17年10月分から平成18年3月分までは個人に対し、月18万円の「職務報酬」（甲E11～14）を支払うよう切り替えているが、株式会社みちのくプロレスに「業務受託職員人件費」を支払っていた理由や、個人に対して支払われるようになった人件費が大幅に減額となった理由については、証拠上、判然とせず、その経緯には不自然な点が見受けられ、実際に調査研究の補助業務に従事する職員に対する人件費が支払われていたかについては疑問を否めない。

この点について、村川政徳は、従前は株式会社みちのくプロレスから職員の派遣を受けていたが、被雇用者が変わり、能力、経験、実績等に差が出たために報酬を減額した旨陳述する（乙5）が、被雇用者が変わったことを裏付けるに足りる証拠がないことに加え、村川政徳が支払った報酬に係る領収書は、平成17年4月分から同年9月分までが株式会社みちのくプロレス発行の（甲E9、10）、同年10月分から平成18年3月分までが個人発行のもの（甲E11～14）であるにもかかわらず、全て筆跡が酷似しているなど、領収書の形式面からみても、その雇用の切替えの実態には不自然な感が否めないことに照らせば、前記村川政徳の陳述は容易に信用できないというほかなく、ほかに、同人が調査研究の補助業務に従事する職員を使用していたことをうかがわせる的確な証拠はない。

よって、上記人件費の支出は本件使途基準に合致する支出と認められ

ず、全額違法となる。

ケ 1-29~31 (事務所賃貸料・管理運営費)

証拠（甲E15~17）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が議長に提出した平成17年度の収支報告書に添付された領収書等の添付様式には、平成17年4月から平成18年3月までの事務所賃貸料として、按分率5.0パーセントで合計120万円を政務調査費から支出した旨が記載され、株式会社みちのくプロレス作成の合計240万円の領収書が添付されていたことが認められる。

しかるに、その賃借したとされる事務所の所在地は「盛岡市材木町9番8号」であるところ（乙5），その所在地は、村川政徳が代表取締役である株式会社みちのくプロレスの本店所在地でもあって（甲E56），実際に事務所として使用され、その機能を備えていたかについては疑問を否めず、村川政徳の陳述（乙5）によっても、通信や郵便物の授受が行われていたとされているのみであって、事務所としての実態は不明といわざるを得ない。そうすると、上記支出は、上記の点が明らかにされない以上、調査研究のための必要性に欠けるものであったといわざるを得ず、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきある。

よって、上記各支出は違法である。

コ 1-32~65・67・72・73・75・79~81・85~94・
97~102・104~113・115~118・120・121・12
5~127・129・135 (書籍購入費)

証拠（甲E18~22，27，31，36，38，39，43~46，52~55）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の番号1-32~65・67・72・73・75・79~81・85~94・97~102・104~113・115~118・120・121・125~127・129・135の内訳欄記載の書

籍を金額欄記載の金額で購入し、その購入費用を本件使途基準の資料購入費として政務調査費から支出したことが認められる。

しかしに、いずれの書籍についても、そのタイトルからすると県政との直接的な関連性は希薄であり、政務調査費からの支出には疑問も否めないが、これらの書籍が調査研究活動として全く無益ということもできず、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にもかんがみると、上記書籍の購入がすべて本件使途基準に合致しないとまではいえないというべきである。もっとも、そのタイトルからすると、個人的な趣味・関心による面が存することも明らかであるから、書籍購入費の2分の1の限度で本件使途基準に合致するものと認めるのが相当であり、これを超える分は違法な支出となる。

なお、本件報告書は、「資料購入については、議員が必要と判断したものは全て政務調査費の対象経費とすることができる。」としており（第2の1(5)），資料購入費を政務調査費の対象経費とするかの判断を議員の自由裁量に委ねるのが相当としているが（もっとも、本件マニュアルには反映されていない。），法100条14項が、政務調査費につき「議員の調査研究に資するため必要な経費」と定め、これを受けた本件使途基準も、「資料購入費」について「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入又は借上げに要する経費」と定め、政務調査費の対象経費を調査研究のために必要な範囲に限定していることに照らせば、資料購入費を政務調査費の対象経費とするかの判断を議員の全くの自由裁量に委ねることは、本件使途基準に反するものとして相当でない。

サ 1-128について

(ア) 証拠（甲E23～26, 28～30, 32～35, 37, 40～42, 47～51）及び弁論の全趣旨によれば、村川政徳が、いわゆるスポーツ新聞ないし夕刊紙（東京スポーツ、ゲンダイ、フジ、レジャ

一新聞、日刊スポーツ、スポーツニッポン）、株式新聞、日本経済新聞、読売新聞、毎日新聞、週刊誌を購入し、その購入費用合計2万2900円を本件使途基準の資料購入費として政務調査費から支出したことが認められる。

(イ) しかるに、いわゆるスポーツ新聞、夕刊紙及び週刊誌は、一般に娛樂性が高い読み物といえるから、それらの購入に係る支出は、当該スポーツ新聞、夕刊紙及び週刊誌に議員の調査研究に資する事項が具体的に記載されていたことなど特段の事情がない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、上記の特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。

よって、いわゆるスポーツ新聞、夕刊紙及び週刊誌の購入に係る支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

(ウ) また、株式新聞は、投資をする者に対し、株式、投資信託、為替等の最新情報を伝えることを主たる目的とする性質の新聞であることからすると、県政との関連性が明らかではないといわざるを得ない。そうすると、株式新聞の購入に係る支出は、当該新聞に議員の調査研究に資する事項が具体的に記載されていたことなど特段の事情がない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、上記の特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。

よって、株式新聞の購入に係る支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

(エ) 一方、日本経済新聞、読売新聞及び毎日新聞の購入については、その新聞の性質上、県政との関連性が一般的に認められるというべきであるから、それらの購入費用の支出については、本件使途基準の資料

購入費に該当し、違法ではない。

したがって、証拠上（甲E26, 37, 42, 50），これらの購入であると認めることのできる合計810円については、その支出は違法ではない。なお、それ以外の購入費用については、いわゆるスポーツ新聞、週刊誌及び株式新聞の購入費であると認められる。

(オ) 以上によれば、いわゆるスポーツ新聞、夕刊紙、週刊誌及び株式新聞の購入費用合計2万2090円の支出は、違法である。

(2) 議員番号2（樋下正信）の各支出について

ア 2-2（日韓親善協会中央会平成17年度会費）

証拠（丙C1）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、岩手県議会議員で構成する日韓親善岩手県議会議員連盟の関係する日韓親善協会が開催した日韓国交正常化40周年愛知万博日韓友好にかかる日韓・韓日協会の役員による合同会議の参加費に当たる同会の年会費4万円であり、補助参加人樋下は、日韓親善岩手県議会議員連盟の会長であったことから参加し、上記年会費4万円を政務調査費から支出したことが認められる。

また、補助参加人樋下は、陳述書（丙C1）において、参加した合同会議は、国際交流事業の調査のための意見交換を目的としたものであった旨陳述しており、同合同会議では目的に則った意見交換が行われたものと認められる。

以上によれば、補助参加人樋下が上記合同会議に参加した目的は県政に関連するものといえ、同会議においてはその目的に則った意見交換がなされたといえる。また、年会費が不相當に高額であるとはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当し、違法ではない。

イ 2-3（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 2-4 (岩手県男女共同参画社会を目指す銀協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 2-19~30 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

(ア) 証拠 (甲C34の1~12, 35, 丙C1~10, 11の1, 12の1, 13, 14の1及び2, 16, 証人嵯峨壱朗, 証人小野寺研一) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手県総合政策研究会は、岩手県政課題解決のため、政策等の調査研究を実施し、もって岩手県の発展に寄与することを目的として、岩手県内全体の問題や各議員に共通する課題等の県政課題について、組織的かつ効率的に行うため、平成12年7月に設立された。

b 同会は、上記目的を達成するため、(1)岩手県政に関する調査及び研究、(2)県政課題対策の立案及び提言、(3)(2)に関する講演会・広報・宣伝活動等、(4)会員相互の意見・情報交換を目的とする勉強会の開催、(5)その他上記目的達成に必要な事業を行うこととしている。

c 同会の会員は、自由民主クラブ所属の岩手県議会議員である。平成17年度当時の同会の会長は、小野寺研一であった。

d 同会の主たる事務所は岩手県議会内自由民主クラブ控室にある。

e 同会の経費は、会員からの政務調査委託費から充てられており、会員は、平成17年度、毎月4万円を県政調査・研究委託料として支払った。会員から支払われた県政調査・研究委託料は、同年度内に費消され、残高はなかった。

f 平成17年度に行われた調査委託事業のうち、視察調査関係は次のとおりである。

(a) 豪雪災害現地調査

平成17年4月8日に、豪雪に見舞われた湯田町及び沢内村の農業施設への被害などの現地調査を行い、同会は、同月11日に、県に対して要望書を提出した。

(b) 紫波町・石鳥谷町山林火災視察

平成17年5月6日に紫波町と石鳥谷町の町境付近で発生した山林火災の被害状況現地調査を同月19日に行い、その後、同会は、県に対して要望書を提出した。

(c) 三陸縦貫自動車道等建設促進調査事業

平成17年6月13日、三陸沿岸地域の高速交通網の整備促進に關し、国土交通省など関係機関からの情報収集を行った。

(d) 市町村重点要望に関する調査研究

市町村の役場を訪問し、各市町村の重点施策の要望について、平成17年10月12日、13日、25日及び11月9日に意見聴取を行い、その結果を踏まえて同月29日に県に政策の要望書を提出した。上記意見聴取は、同会の会員全員で分担して行った。

(e) 県内各種団体の要望調査事業（政策要望懇談会の開催）

平成17年11月12日、県内各種団体の抱える問題や、国や県への政策に関する取り組み状況や今後の要望等につき、約60団体から意見聴取を行った。

(f) 県・市町村の重点要望に関する国の対応状況等調査事業

平成17年12月1日及び2日に、東京都において、県・市町村の重点要望について、関係省庁担当者と協議した。

(g) 豪雪災害現地調査

平成18年1月23日、大雪に見舞われた零石町と西和賀町の除雪状況や農林業施設への被害などの現地調査を行い、被害回復のた

めの要望を行政当局に対して行った。

g 同会は、定期的に政策審議会を開催し、(1)医師確保等人材の育成、(2)小児救急医療態勢の確保・充実、(3)少子化対策、(4)直接支払制度（品目横断的政策）、(5)特定農業団体の円滑な法人化に向けた支援、(6)大型クラグ対策、(7)道路予算の確保と高規格幹線道路等の整備促進、(8)地方財政自立改革（三位一体改革）、(9)国の18年度予算・17年度補正予算などに関し、資料を入手、作成した上、会員らにおいて協議を行った。

h 上記f記載の調査により得られた結果は、その都度、同会の会員である各議員共有の情報となるよう情報提供された。また、同会は、平成17年度に行った調査研究事項のうち、(1)平成18年度予算に関する調査研究、(2)市町村重点要望に関する調査研究、(3)国の補正予算等に関する調査研究、(4)県内各種団体における重点要望に関する調査研究、(5)豪雪災害に関する調査研究、(6)医療・福祉政策に関する調査研究につき、その都度作成した報告書や資料等を編綴した調査研究報告書を年度末に作成した。

(イ) 上記(ア)記載の事実によれば、同会の目的は県政に関連するものといえ、同目的に則って、調査研究活動が行われていたと認められる。そして、同会の会員である各議員は、県内全体に係る課題や各議員共通の課題について、同会に調査研究を委託し、その委託結果の報告を受けたり、同会が開催する政策審議会において会員との間で情報・意見交換を行ったりしており、これらは各議員自身の調査研究活動に当たるといえ、また、同会への県政調査・研究委託料についても不相当地に高額であるとはいえない。

したがって、当該県政調査・研究委託料は、本件使途基準の調査研究費に当たると認めるのが相当であり、上記各支出は違法ではない。

(ウ) 第1審原告は、当該県政調査・研究委託料は、実質的には自由民主クラブに対する活動資金である旨、仮にそうではないとしても、同会は自由民主クラブないし自由民主党県連が設置している団体・組織というべきであり、支出が禁止されている政党活動経費への支出に該当するから、政務調査費として支出することは違法である旨主張する。

しかし、同会の活動状況等は、上記(ア)のとおりであり、調査研究活動であって、政党における政治活動には当たらないというべきであるから、当該県政調査・研究委託料は、自由民主クラブに対する活動資金、あるいは、政党活動経費への支出に当たるとはいはず、第1審原告の上記主張は採用できない。

たしかに、証拠（証人小野寺研一）によれば、本件条例制定後も自由民主クラブが会派として調査研究をすることを可能とするために岩手県総合政策研究会が設立されたものであること、その県政調査・研究委託料は定額であり、同研究会の収入は政務調査委託費以外にはないこと、調査委託は各議員ではなく自由民主クラブが行っていること、研究会の作業は自由民主党県連の事務所で行われ、自由民主党県連の職員が調査活動に従事することもあること、報告書は岩手県政策総合研究所の名義で出され、県や国に対する要望書に県会議員の個人名は出ないこと、以上の各事実が認められるけれども、前記認定のとおり、岩手県総合政策研究会の会員である各議員は、県内全体に係る課題や各議員共通の課題について、その委託結果の報告を受け、同会が開催する政策審議会において会員との間で情報・意見交換を行っていると認められるのであって、これは各議員自身の調査研究活動に他ならないことに照らせば、前記の各事実は、前記判断を左右するものではない。

もっとも、この調査研究委託料は月額4万円（年額48万円）の多額に及ぶのに、收支報告書に領収書が添付されて明確になるのはその定額

の支払のみであり、その金員がその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては全く明らかにされないのであって、政務調査費の使途の透明性の確保をも目的とする法の趣旨に照らして相当とはいがた面があるが（例えば、議員がこの委託とは別に視察等の調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこの委託に基づいて視察等の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。），本件使途基準に合致しないとまではいえない。

(3) 議員番号3(平野由起子)の各支出について

ア 3-1(盛岡間税会平成17年度分会費)

(ア) 証拠(丙B3, 57, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 盛岡間税会は、間接税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、軽油取引税、印紙税など）の自主的な申告納税体制の確立を通して税務、税制の公正に寄与し、併せて、経営の健全な発展を図ることを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するために、(1)間接税の法令、通達等の周知徹底、(2)間接税に関する調査研究及び提言、(3)間接税の転嫁による正常取引の推進、(4)間接税にかかる行政施策への協力、(5)会員の親睦と友好団体との協調、(6)その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。

c 補助参加人平野は、同会の平成17年度の会費として5000円を支払い、政務調査費から支出した。

d 補助参加人平野は、税金について知るために同会に参加し、同会による盛岡の税務署署長の解説講話に参加するなどした。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人平野が同会に参加した目的

及び同会の目的は県政に関連するものといえ、同会ではその目的に沿った活動がなされていたと認められる。また、会費が不相當に高額であるとはいえない。

したがって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費あるいは研修費に該当すると認めるのが相当であり、違法ではない。

イ 3-3 (いわてみらい創造ネットワーク平成17年度会費)

(ア) 証拠（丙B4, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a いわてみらい創造ネットワークは、会員相互の親睦と啓発を図るとともに、ネットワークを形成しあいの企業をますます発展させること、ひいては地域産業経済の活性化を図り、すべての人が暮らしやすい生活環境の創造と産業振興に寄与することを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するために、(1)会員相互の親睦と啓発を図るための交流会の開催、(2)セミナー・講演会・情報交換会の実施、(3)情報誌の発行、(4)ユニバーサルデザインに基づいた物作りに会員連携の下で取り組む、(5)地域のブランド作りを「商品作り」・「流通チャネル」・「プロモーション」の一体的なマネジメントの構築を支援する、(6)その他、上記目的達成のため必要なことを行うこととしている。同会の平成17年度事業計画の内容は、平成17年5月及び12月の役員会、5月、8月、11月及び平成18年1月の情報誌発行、6月の定時総会、セミナー開催（演題「なぜ日本はアメリカとの同盟が必要か」及び交流懇親会、8月の異業種交流会ビアパーティー、10月の交流ゴルフコンペ、平成18年2月の新春セミナーと交流会であった。

c 同会は、上記目的に賛同する事業者または個人を会員として組織されている。

d 補助参加人平野は、平成17年度の賛助会員の会費3000円を政務調査費から支出したが、同人の認識としては、個々の誘いに応じて参加していたという認識であり、会員制なのかどうかは知らなかつた。

e 補助参加人平野が参加した平成18年3月29日の講演会では、高島屋惣菜担当のバイヤーの講演が行われた。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同会の目的に県政との関連性があるとは直ちに認めがたく、行うとされている事業活動の内容についても、主たるものは会員相互の親睦と啓発を図るためのものと考えられ、県政に関わる議員の調査研究に資するものとは認めがたい。

そうすると、上記支出は、同会の活動により会員相互の親睦や啓発を超えて議員の調査研究に資する情報が現に得られたことなど特段の事情がない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきである。しかるところ、補助参加人平野は、講演に関し、バイヤーにより確実な販売方法が提示され、岩手の産品が方法次第で販売を伸ばすポテンシャルを秘めているという指摘があり、これからの方針如何であると意気込みを覚えた旨などを陳述するが（丙B57），この内容は一般的抽象的な啓発を受けたというものにとどまり、議員の調査研究に資する情報が現に得られるなどしたとはいえず、上記の特段の事情があるとは認められないというべきである。

よって、上記支出は違法である。

- ウ 3-5 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)
1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。
- エ 3-6 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

オ 3-22 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))

(ア) 証拠 (甲6の1及び2, 丙A2, 丙B37, 39, 41~43, 45~54, 56~58, 丙C19, 丙D2~5, 7, 8) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手県議会大連友好議員連盟は、岩手県と中国大連市との経済交流の振興を促進し、もって岩手県の地域経済の発展に寄与することを目的として、平成16年10月に設立された。

b 同会は、上記目的に賛同する党派を超えた岩手県議會議員をもって組織されている。

c 同会の会費は、月1000円である。

d 平成17年度は、1度総会が行われ、その際、調査研究会として、「尾坪商店の中国進出～わかめで世界に健康を～」との題目で外部講師による講演が行われた。

e 同協議会の平成17年度の収支決算については、収入額は、会費による収入49万3000円、その他収入100円の合計49万3100円、支出額は、講師謝金・旅費2万3746円、弁当・お茶代14万6601円の合計17万0347円であり、その差額の32万2753円は翌年度に繰り越された。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らすと、同会の目的は県政に関連するものといえ、同目的に沿って、講演会の開催がなされたものと認められ、講演から知識を得ることは、中国大連市との経済交流の振興を促進するための行政施策を遂行する上で有益なものであるといえる。また、同会は党派を超えた会員により組織されており、それゆえに広い視野を持った意見交換等を行うことが可能になるものと認められる。

なお、同会の支出は会費収入の3分の1程度しかないが、この点につ

いては、会費の金額が妥当であるかとの点から同会において協議すべき問題にすぎず、同金額が社会通念上不相當に高額であるとはいえないから、会費の支出が調査研究に資するものであったことを否定する事情とはならないというべきである。

以上によれば、同協議会の会費を政務調査費から支出することに合理性がないとはいえないから、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するものといえ、違法ではない。

もっとも、同協議会の支出額には「弁当・お茶代」として14万6601円が計上され、これが支出総額の8割以上を占めていることからすると、同協議会が調査研究を名目に税金を使った議員の昼食会になっているとの疑惑も生じるところであり、この点からも早急な改善が求められるところである。

(イ) 第1審原告は、ほとんど活動実績がなく、納入された会費のほとんどが費消されずに翌年度に繰り越されていることをもって、同会の活動に調査研究の実質があると認めることはできない旨主張するが、同会の活動に調査研究の実質がないとは認められない。

また、第1審原告は本件条例11条及び概算払いの返納を定めた地方自治法施行令159条に違反する旨主張するが、上記のとおり、上記支出は本件使途基準に適合するものといえ、会費は同会に納入済みで返還されないものであるから、第1審原告の主張はその議論の前提を異にし採用できない。

(エ) 第1審原告は、当審においても、「岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）」、「岩手県議会保険・医療・福祉政策研究会平成17年度会費」及び「岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分）」のいずれについても、各会の次年度への繰越金に対応する部分については、調査研究の実態が認められないし、各議員におい

て、当該部分の返還を受けることができないと解すべき根拠もないから、議員は、本件条例11条及び地方自治法施行令159条によって、当該部分の返還を受けた上、岩手県に返納すべきである旨主張する。

しかし、各議員は、前記各会が主催する講演会等によって、男女共同参画推進、岩手県保健・医療・福祉発展、中国大連市との経済交流促進のための行政施策遂行の上で有益な知識を得ているといえ、その内容が県政との関連性がないということはできず、会費も不当に高額といえないことは前記説示のとおりであるところ、これらの知識は、各議員が会費を納入し、当該講演会等に参加する資格を得ることによってはじめて得られるものと解される以上、納入した会費に繰越金が生じたからといって、繰越金に対応する部分について調査研究の実態がなかったとはいえない上、本件全証拠によつても、前記各会に納入された会費のうち繰越金に対応する部分について、各議員が各会にその返還を請求できる権利を有しているとは認められず、各議員について、交付を受けた政務調査費の残余（本件条例11条）や精算残金（地方自治法施行令159条）が生じていると解する余地はないから、第1審原告の主張は採用できない。

もっとも、早期是正が望ましいことは前記のとおりである。

カ 3-25 ((財) 岩手県国際交流協会会費) について

(ア) 証拠（丙B5, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 財団法人岩手県国際交流協会は、豊かな自然や歴史、伝統などに育まれた岩手の風土を生かしながら、経済、技術、スポーツ等、幅広い分野における国際交流活動を開拓することにより、県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、地域経済のみならず、文化面においても岩手県の活性化を図り、もって物心ともに豊かな郷土

岩手の建設に寄与することを目的とする。

- b 同協会は、上記目的を達成するため、(1)国際交流に関する情報の収集及び提供、(2)国際交流に関する啓発普及、(3)国際交流に関する調査研究、(4)国際交流団体及び国際交流ボランティアの育成及び連絡調整、(5)国際交流事業の企画及び推進、(6)在住外国人等の相談、助言及び援助、(7)国際協力事業の企画及び推進、(8)委託を受けた国際交流センターの運営、(9)その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。
 - c 補助参加人平野は、岩手県といえども国際社会において国際的な事項を知ることは必須であると考え、岩手県の国際事情を知るために同協会が発行する情報誌を入手する目的で入会した。
 - d 同協会が発行する情報誌は、インターネットで無料で閲覧することができる。
 - e 補助参加人平野は、賛助員会費3000円を政務調査費から支出した。
- (イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人平野が同協会に入会した目的は、同協会が発行する情報誌を入手するためであり、情報誌の閲覧はインターネットで無料で行うことが可能であったから、同会の目的自体は県政と関連性がないとはいえないものの、同協会の会費の支出は、補助参加人平野の上記目的を達するために必要であったとはいえないというべきである。補助参加人平野は、上記情報誌のインターネットでの無料閲覧が可能であることを当時知らなかったことが認められるけれども（証人平野由起子）、客観的に支出の必要性が認められない以上、違法な支出といわざるを得ない。

したがって、上記支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

キ 3-28 (岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会費)

1-15 (上記(1)ウ)と同じ理由により、上記支出は違法である。

ク 3-29 (深沢紅子野の花美術館「館長歓送迎と会員交流の夕べ」会費)

(ア) 証拠 (丙B1, 57, 証人平野由起子)によれば、次の事実が認められる。

a 深沢紅子野の花美術館「館長歓送迎と会員交流の夕べ」は、平成17年9月12日にグランドホテルにおいて開催され、補助参加人平野は、教育の一環としての文化芸術の振興と中心市街地活性化政策の遂行に有益であると考えて同会に参加した。

b 補助参加人平野は、同会費1万円を政務調査費から支出した。

(イ) 補助参加人平野が同会に参加した目的自体は県政に関連性を欠くとはいえないものの、上記(ア)の事実及び同会の名称からすれば、同会はホテルの会場において、出席者が飲食を共にしながら館長を歓送迎する趣旨で催されたものであるところ、補助参加人平野の陳述 (丙D57) や証言を含む本件全証拠によっても、かかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

ケ 3-30 (岩手日英協会総会懇親会費), 3-32 (岩手日英協会講演会・懇親会会費), 3-63 (岩手日英協会会費)

(ア) 証拠 (丙B2, 57, 証人平野由起子) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手日英協会は社団法人日英協会の地方協会であるところ、社団法人日英協会は、日本と英国との文化交流を通じて相互理解と親交を深め、両国間の親善の増進と関係強化に寄与することを目的とする協会である。

b 社団法人日英協会は、上記目的を達成するため、(1)日英両国の政

治、経済、文化その他に関する事情の紹介と各種研究フォーラム等の開催、(2)秩父宮妃記念講演会の開催、(3)日英両国民の協力による各種行事を通じた草の根交流促進のための支援と機会の提供及び日英交歓会等の開催、(4)来日した英國王室及び政府要人、文化人等の歓迎レセプション等の開催、(5)その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。

c 補助参加人平野は、国際事情を知るために、また、同人の取り組んでいた政策課題の一つである中心市街地活性化を図るためには、歴史と文化があるヨーロッパの町並みを参考とすることが有益であると考え、岩手日英協会に入会した。

d 補助参加人平野は、平成17年9月30日に開催された岩手日英協会総会・講演会及びそれに続く懇親会に参加し、その会費4000円を政務調査費から支出した（3-30）。講演会は、英國経済の現状と日英の関係及び日英の文化交流に関し、英國大使館の商務部一等書記官により行われた。

e 補助参加人平野は、平成18年3月4日に開催された講演会及びそれに続く懇親会に参加し、その会費4000円を政務調査費から支出した（3-32）。講演会は、英國経済の現状と日英の関係及び日英の文化交流に関し、英國大使館の対英投資部一等書記官により行われた。

f 補助参加人平野は、同会の会費3000円を政務調査費から支出した（3-63）。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人平野が同協会に入会した目的は県政に関連するものといえ、また、同人が参加した講演会の内容はその目的に則ったものであったといえる。そして、同会の会費も含め、いずれの会費も、不相当地高額とはいえない。

そうすると、上記各支出については、本件使途基準の調査研究費あるいは研修費に当たるというべきであり、違法とはいえない。

(ウ) 第1審原告は、岩手日英協会の活動と県政との間に関連性はないと主張するが、日本と英国との文化交流を通じて相互理解と親交を深め、両国間の親善の増進と関係強化に寄与することを目的とする社団法人日英協会の目的や、同協会が主催した英國経済の現状と日英の関係及び日英の文化交流に関する英國大使館の商務一等書記官の講演は、その目的や演題からみて、広く国際交流の主体や舞台となり得る県の県政との関係で調査研究のために用いられる可能性がないとはいはず、補助参加人平野も、国際情勢を知り、また、同人の政策課題の一つである中心市街地活性化を図るためにヨーロッパの町並みを参考することが有益であると考えて同協会に入会したというのであって、そのような目的について、県政との関連性を否定することはできないから、上記各支出について違法は認められない。

第1審原告は、補助参加人平野が、議員を辞した後にも同協会に加入していることからみて、同人は、議員たる資格や活動と無関係に上記協会に入会しているにすぎないとも主張するが、県会議員当時に入会し、それが調査研究に資するものであった以上、県会議員を辞めた後も加入しているとしても、このことから違法な支出であったとはいえない。

また、第1審原告は、懇親会費の支出は飲食を伴う会合への出席費用であるとも主張しており、たしかに懇親会は飲食を伴う会合であったとうかがわれるが、前記(ア)d及びeの懇親会の会費が懇親会に先立って行われた講演会等との会費と区別されずに徴収されており、補助参加人平野が前記懇親会費を支払うことなく講演会に参加することが可能であったとは解されず、懇親会分の支出を切り離すことが困難であったと認められるから、飲食を伴う会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事

由があったというべきである。

コ 3-35～37（渡部昇一講演会出席タクシー費用、交通費）

(ア) 証拠（丙B57、証人平野由起子）によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人平野は、平成17年6月15日に東京都において開催された上智大学名誉教授渡部昇一による講演会に出席し、その際に利用したタクシーの料金1700円（3-35）、660円（3-36）及び盛岡駅、東京駅間の交通費往復2万1830円（3-37）を政務調査費から支出した。

b 同講演会は、日本の昭和史に関する歴史講座であった。

c 補助参加人平野は、若者の霸気のなさは自分の国に若者が誇りと自信を持てないことが原因にあるのではないかとの思いから教育現場を変えたいと前職の教師のときから考えており、政策課題の一つとして教育に取り組もうと考えていた。そのため、正しい歴史認識を得たいと思い、同講演会に参加した。

(イ) 上記の講演の演題は、日本の昭和史に関する歴史講座というもので、県政との直接的な関連性は希薄であるものの、この講演の聴講が調査研究活動として無益とまではいえないから、この講演の聴講自体が不相当とはいえないが、上記のような県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識、教養に準じる内容ともいえる講演を聴講するために、あえて東京都内に赴くことは調査研究の方法として裁量の範囲を超える、相当性を欠いているというべきである。

よって、上記各支出は違法である。

サ 3-38（久司道夫講演会チケット代）

(ア) 証拠（丙B20の1及び2、57、証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人平野は、平成18年3月18日に盛岡劇場において行われた、マクロビオティック食に関する久司道夫による講演会に参加し、そのチケット代を政務調査費から支出した。

b 補助参加人平野は、同講演会の内容は、岩手の産物の安全を標榜するための知識の裏打ちになると想え、ひいては岩手の基幹産業である農業の振興につながると想え、同講演会に参加した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人平野の同講演会に参加した目的は県政に関連性があるというべきであり、同講演会の内容も同人が参加した目的に沿つたものであったというべきである。そうすると、チケット代の支出には調査研究のための必要性が認められるというべきである。

そして、証拠（丙B20の1）によれば、チケット代は3000円であったと認められるので、上記支出のうち3000円については本件使途基準の研修費に該当し、違法ではないが、1000円については支出の対象や根拠が認められないから違法である。

シ 3-39・65（樺の会会費）について

補助参加人平野は、平成17年4月8日及び平成18年3月6日に樺の会の会費各3000円を政務調査費から支出しているところ（弁論の全趣旨）、証拠（丙B57、証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、樺の会とは、衆議院議員小沢一郎の政治活動に賛同し、さらなる飛躍を期待する会員相互の親交と研さんを通じ、自由で創造性あふれる自立国家の確立に寄与することを目的とし、岩手県中・県北に在住又は勤務する個人有志をもって組織される会であり、小沢一郎の政治活動を応援する会であると認められる。

同会の上記目的に照らせば、同会は政治家の後援会活動あるいは政治活動が主であるとの疑いがあるといわざるを得ず、同会において議員の調査

研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきである。しかるに、補助参加人平野は、陳述書（丙B57）及び証人尋問においても、同会の参加により、国政に直結する情報を知ることができ、県議会の運営上有益であった旨述べるにとどまり、同会の活動内容に関するその他の証拠はなく、同会の活動内容及び実態は不明であるといわざるを得ず、上記の特段の事情があるとは認められないというべきである。

よって、上記各支出は違法である。

ス 3-40 (グループGAN・MOの会4月例会会費)

(ア) 証拠（丙B17の1及び2, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人平野は、平成17年4月28日午後6時30分からホテルルイズにおいて行われた4月例会に参加し、その参加費用8000円を政務調査費から支出した。

同例会では、約1時間の講演会が「一日一生」との題目で玄秀盛により行われ、その後引き続いて夕食会が行われた。

b 玄秀盛は、NPO法人日本ソーシャルマイノリティ協会新宿救護センターの開設者であり、講演会の内容は、DV被害者、借金問題、いじめ等の問題を抱える社会的弱者の現実に関するものであった。

c 補助参加人平野は、同日の午後1時30分から午後3時ころまで盛岡グランドホテルにおいて行われた玄秀盛の講演会の主催者であり、同講演会には主催者として参加した。同講演会の題目は「一日一生」であり、同講演会の会費は1000円であった。

(イ) 補助参加人平野が4月例会に参加した目的が社会的弱者の現実を知ることにあったとすれば、その目的自体は県政に関連があるといえ、ま

た、講演会の内容もその目的に沿ったものといえるが、同人は、午後1時30分から約1時間30分行われた、題目も講演者も同じである講演会に主催者として参加していたのであるから、4月例会に参加した目的は社会的弱者の現実を知ることにあったというよりは、会員との交流にあったとの疑いがあるといわざるを得ない。なお、証人平野は、午後1時から行われた講演会と4月例会において行われた講演会とでは内容が異なっていた旨供述しているが、題目も講演者も同じで講演時間は4月例会において行われた講演会の方が約30分から短いことからすれば、同講演会の内容は前者の講演会を超えるものではなかったと推認できる。

そうすると、上記支出は、補助参加人平野の上記目的を達成するためには必要であったとはいえないというべきである。

よって、上記支出は違法である。

セ 3-4-1 (盛岡市日中友好協会年会費)

(ア) 証拠(丙B6, 57, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 盛岡市日中友好協会は、社団法人日中友好協会の地区協会であるところ、社団法人日中友好協会は、日本共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神を遵守し、日本国と中華人民共和国両国民の間の相互理解と友好関係を増進し、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

b 社団法人日中友好協会は、上記目的を達成するため、(1)日中両国民の相互理解と友好関係の増進に資する内外の文化、芸術、教育、科学技術及びスポーツ等の交流、(2)日中両国の友好都市間交流に対する協力と支援、(3)日本からの留学生の派遣と斡旋及び中国からの留学生・研修生の受け入れと斡旋、(4)日本からの訪中団の派遣と斡旋及び中国

からの訪日団の受け入れと斡旋，(5)日本における中国語の普及並びに中国における日本語の普及，(6)関係諸機関及び関係団体との協調・連絡，(7)機関紙及びパンフレットの刊行及び関係図書の出版，斡旋，(8)その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。

c 補助参加人平野は、国際事情を知るために、同会に入会し、同協会の活動を通じて、中国に関する情報、特に都市部と農村部との格差等について情報を得た。

d 補助参加人平野は、同会年会費1万円を政務調査費から支出した。

(イ) 補助参加人平野が同会に入会した目的は県政と関連性がないとはいえない、同会の目的及び活動内容は、同人が入会した目的に沿ったものであったといえる。また、同会費が不相当地高額であるとはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当すると認めるのが相当であり、違法ではない。

ソ 3-42・43・45~50・54~57・59・61~64・67の各支出に対する第1審原告の主張について

第1審原告は、上記各支出について、補助参加人平野が、県会議員になる前から入会していたり、県会議員を辞めた後も会員となっているものは、そのことからも同人が県会議員たる地位とは関係なく個人として加入していることが明らかである旨主張する。

しかし、当該支出が違法か否かについては、当該会の活動内容等を総合考慮して、当該支出が議員の調査研究に資するものと認められるか否かによるべきであって、県会議員になる前から入会していたり、県会議員を辞めた後も会員であることのみをもって直ちに違法な支出に当たるとはいえないというべきである。

かかる見地から、以下、各支出について検討する。

タ 3-42・66（米内光政会会費）について

(ア) 証拠（丙B 7の1及び2, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 米内光政会は、米内光政の人格を敬慕し、遺徳の顕彰を図ることを目的とする。
- b 同会は、上記目的を達成するため、(1)米内光政に関する各種資料の発掘、調査、研究、紹介、(2)米内光政に関する法要、講演会などへの参加、(3)米内光政に関する諸団体との連絡、(4)その他の事業を行うこととしている。
- c 平成17年度には、平成17年4月20日に行われた総会の際、総会に引き続いだ外部講師による「海と国防」との題目で講演会が行われた。また、同年10月4日には、水交会における歴代講師座談会が行われた。さらに、「終戦時、米内さんの遺された措置と後世への期待」、「米内光政と昭和海軍の選択（I）」などの論文が掲載された会報（第19号）が発行された。
- d 平成18年度の総会では、引き続いだ「海洋と日本」との題目で外部講師による講演会が行われた。
- e 補助参加人平野は、議員になる以前、平和を奉じ国を救った郷土の偉人に敬意を表して入会した。その際、戦争前後の日本についての知識を深め、歴史を正しく知りたいとの考えもあり、議員になった後も、同会の会員を続けた。
- f 補助参加人平野は、平成17年5月16日及び平成18年3月20日、同会の会費として政務調査費から各3000円を支出した。

(イ) 上記のとおり、米内光政会は、岩手県出身の海軍軍人及び政治家である米内光政（公知の事実）の人格を敬慕し、遺徳の顕彰を図ることを目的とするもので、平成17年度における活動も「海と国防」との題目での講演、米内光政に関する論文が記載された会報の発行をしたというも

のであるから、その目的や活動に照らして、これが県政との関連性を有しているとは直ちに解しがたく、上記支出については、議員の調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるから、同会の活動を基に県政に関連する具体的な調査研究がされたか、予定されていたなどの特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、補助参加人平野は、同会に参加した目的について、盛岡の偉人であり、平和主義者でもあった米内光政の業績を岩手県内の小学校における教育に活かして欲しいとの思いから、同会に入会したというのであって（証人平野由起子），同人が県政に関する具体的な調査研究をする目的もあって同会に入会したことが認められるから、上記支出については、前記の特段の事情を認めることができる。また、同会の会費が不相當に高額であるともいえない。

よって、上記支出は違法ではない。

チ 3-4-3 (世界アルペン記念いわてボランティア通訳の会会費)

(ア) 証拠（丙B8, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 世界アルペン記念いわてボランティア通訳の会は、岩手県民が外国の人々と言葉と文化の違いを超えて相互に理解し合う上でのかけはしの役割を担い、岩手県が目指す民間国際交流の一層の推進に寄与することを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するため、(1)岩手県内における国際的諸イベント（自治体、民間主催）開催時におけるボランティア通訳派遣要請への対応、(2)岩手県民の国際理解意識の啓蒙、次世代の育成、文化交流等の事業の企画と実行、(3)会員の活動資質向上の為の研修会開催、(4)その他の事業を行うこととしている。

c 同会は、ボランティアでの翻訳援助活動や通訳活動のほか、年数回の研修会を行っており、平成17年度は、「BUSHIDO—その精神と英語」との題目による講演会が3回にわたって開催されたほか、「Cultural Crossroad」との題目による講演会が2回、「平泉ボランティア養成講座を受講して」との題目による講演会が開催された。

d 補助参加人平野は、岩手県民の開かれた国際性醸成を目的に議員になる以前から同会に参加していた。同人は、地域限定通訳に関する問題を議会において発言した際には、同会における活動を通じて得た知識が役立ったと考えている。

e 補助参加人平野は、同会の会費3000円を政務調査費から支出した。

f 補助参加人平野は、議員を辞めた後も同会の会員を継続している。

(イ) 上記(ア)aからdまでの事実に照らせば、同fの点を勘案しても、補助参加人平野が同会の会員を継続した目的は県政に関連があるといえ、同会の活動内容も、その目的に沿ったものということができる。また、会費が不相当地高額であるとはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に当たるというべきであり、違法とはいえない。

ツ 3-44（岩手県ユネスコ協会連盟会費）、3-52（盛岡ユネスコ協会連盟会費）

(ア) 証拠（丙B9、57、証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手県ユネスコ協会連盟及び盛岡ユネスコ協会連盟は、社団法人日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員であるところ、社団法人日本ユネスコ協会連盟は、ユネスコ憲章の精神に則り、民間ユネスコ活

動を推進すること、すなわち、世界の人々が教育・科学・文化・コミュニケーションを通じて国際平和と人類の福祉の促進をすることを目的とする。

- b 社団法人日本ユネスコ協会連盟は、上記目的を達成するため、(1)民間ユネスコ活動の組織育成、(2)日本ユネスコ国内委員会に対する協力、(3)ユネスコに対する協力、(4)国際理解と交際協力の推進、(5)国際連合及びユネスコに関する研究、調査、普及、(6)国内及び国際的諸機関・団体との連携、(7)青少年へのユネスコ活動の普及と支援、(8)ユネスコ活動の普及のための各種出版物の刊行、物品の製作及び頒布、(9)民間ユネスコ活動推進のための各種行事の開催、(10)民間ユネスコ活動への支援・助言及び民間ユネスコ活動にかかる調整、(11)その他の目的達成に必要な事業を行うこととし、具体的には、世界寺子屋活動、世界遺産活動、生涯学習講座、国際交流活動、青少年育成活動、スタディーツアー、留学生交流、国際理解教育の教材製作・配付を行っている。
- c 補助参加人平野は、同協会の活動に賛同し、また、平泉の世界遺産登録は県政上重要な課題の一つであったことや、青少年問題協議会の委員であったことから、世界遺産活動や青少年育成活動を行っているユネスコ協会に参加することは有意義であると考え、岩手県ユネスコ協会連盟及び盛岡ユネスコ協会連盟に入会した。盛岡ユネスコ協会連盟の活動は、岩手県ユネスコ協会連盟の活動よりも、盛岡市に特化したものであった。
- d 補助参加人平野は、岩手県ユネスコ協会連盟の会費1万円及び盛岡ユネスコ協会連盟の会費4000円を政務調査費から支出した。
- (イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人平野がユネスコ協会に入会した目的は県政に関連があるといえ、同協会の活動内容は、その目

的に沿つたものであったといえる。また、いずれも会費が不相當に高額であるとはいえない。

そうすると、上記各支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

テ 3-45 (盛岡絆の会通常会費上期分) , 3-46・49・55・59・61・62・64・67 (同会特別会費) , 3-56 (同会通常会費下期分)

(ア) 証拠 (丙B10の1及び2, 57, 証人平野由起子) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 盛岡絆の会は、会員相互の親睦はもちろんのこと、あらゆる情報を提供し合い、共存共栄の実をあげ、人間関係の絆を深めることを目的とする。
- b 同会は、(1)会員相互の営業に関する助言の提案、(2)各種情報の提供、(3)優良企業の紹介又は人材の紹介、(4)親睦を深めるための諸事業、(5)その他、上記目的に寄与する事業を行うこととしている。
- c 平成17年度には、通常総会、12月例会（忘年会）、1月例会（新年会）等のほか、「京都議定書と地球温暖化対策……誰でも出来るCO₂削減策」、「盛岡の魅力を考える」、「宮古市長選挙・盛岡選挙区県議補選を終えて」、「事件は社会の縮図～捜査よもやま話」、「女子高校生の素顔と行動」、「アスベストについて」、「岩手医大における院内感染対策～病院感染から患者様を守る～」との題目で、それぞれ講演会が行われ、その後、飲食を伴う懇親会が行われた。
- d 補助参加人平野は、議会において医療に関して発言したり、環境福祉委員会においてアスベストに関して発言した際には、同会に出席して得た知識が役立ったと考えている。
- e 補助参加人平野は、同会の通常会費上期分1万2000円、下期分

1万2000円、特別会費2000円あるいは3000円の合計4万1000円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同会の目的自体には県政との関連性が見出しがたいが、その活動内容としての講演会の内容は県政と関連するものといえ、講演会に出席して知識を得ることは、調査研究活動に有益であるというべきである。

もっとも、上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、同会の講演会や例会は飲食店である「きのえね本店」が開催場所であったこと、特別会費は講演会が実施されていない12月例会（忘年会）及び1月例会（新年会）においても徴収されていることが認められるから、特別会費は会員相互の親睦のためになされる懇親会の飲食代金であったというべきであり、本件全証拠によつてもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

そうすると、上記各支出のうち通常会費合計2万4000円については調査研究のための必要性があるというべきであり、本件使途基準の調査研究費なし研修費に該当し、違法ではないが、特別会費合計1万7000円については、違法というべきである。

これに対し、第1審原告は、同会の目的に県政との関連性がない以上、支出が認められるのは県政との関連性が認められる講演会の参加費に限定される旨主張するが、証拠上、盛岡辯の会が通常会費を支払わずとも参加費を支払うことにより講演会の聴講を可能としている事実はうかがわれないから、第1審原告の主張は採用できない。

ト 3-47 (新しい歴史教科書をつくる会年会費)

(ア) 証拠（丙B11, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 新しい歴史教科書をつくる会は、新しい歴史・公民教科書及びその

他の教科書の作成を企画・提案し、それらを児童・生徒の手に渡すこととする目的とする。

- b 同会は、上記目的を達成するため、(1)最新の学問的知見にもとづき新しい歴史・公民教科書及びその他の教科書につき企画・提案する、(2)学校用教科書の検定・採択などに関する諸制度の調査・研究及びその改善についての取り組みをすすめる、(3)各種の講演会・歴史教育セミナー等を開催する、(4)会報等を発行する、(5)その他上記目的達成に必要なことを行うこととしている。
- c 補助参加人平野は、正しい歴史認識を得たいと考え、同会に入会した。
- d 補助参加人平野は、同会の年会費 6000 円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記の新しい歴史教科書をつくる会の目的や活動内容に照らすと、これと県政との関連性がないとはいえないところ、上記証拠によれば、補助参加人平野は、平成 17 年 6 月の県議会定例会において教科書検定の在り方について、同会で得た知識、情報等を基に一般質問を行ったことが認められるように、同人が同会に入会したことが議員としての調査研究に資するものであったことは明らかであるし、その会費も不相當に高額でないから、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

これに対し、第 1 審原告は、補助参加人平野が行った一般質問は国の事務である教科書検定についてであるから、同人の質問は県政との関連性がないと主張するが、教科書検定に関する質問が県政と全く関連性がないとはいえない。

ナ 3-48 (ITC 盛岡クラブ第 12 期年会費 (前期))

(ア) 証拠 (丙 B 12, 57, 証人平野由起子) 及び弁論の全趣旨によれ

ば、次の事実が認められる。

- a I T C (インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション) は、効果的な口頭及び書面によるコミュニケーションの原理と技術とその関連課題を各会員が学び、応用できるように教育プログラム、方法と機会を提供し、この目標に関連する他の慈善および教育活動を法の許す範囲で実行することを目的とする。
- b 補助参加人平野は、議員になる以前から、指導力とコミュニケーションの養成を目的として同会に参加していた。
- c 同会は、コミュニケーション能力と指導力の訓練を行い、スピーチコンテストなどを開催している。
- d 補助参加人平野は、同会の年会費（前期）2万4200円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同会の目的には県政との関連性が認めがたく、また、同会の活動内容と県政との関連性も認めがたい。さらに、同会の年会費も前期分で2万4200円と高額である。

以上によれば、同会の会費の支出には調査研究のための必要性を認めることはできないというべきであり、上記支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

二 3-50 (パリ祭会費)

(ア) 証拠（丙B13, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a パリ祭とは、盛岡日仏協会の総会を指し、上記会費の内訳は、同協会の年会費5000円及び総会における懇親会費5000円である。補助参加人平野は、それら1万円を政務調査費から支出した。
- b 盛岡日仏協会は、フランス文化の普及と会員相互の親睦を計りつつ、日仏両国の相互理解に資することを目的とする。

c 同協会は、上記目的を達成するため、(1)日仏文化交流に関する事業、(2)その他同協会が適當と認めた事業を行うこととしている。

d 補助参加人平野は、議員になる以前からフランス文化への理解を深めることを主たる目的として同会に参加していた。また、議員になってからは、それ以前とは異なり、政治的な見方をするようになり、大使館発行の情報誌を入手するようになった。同人は、その情報誌からは、競馬事情とホースセラピー、少子化対策、教育問題等について有益な情報を得ることができたと考えている。

(イ) 上記(ア)記載の事実及び上記ケ(ア)c 記載のとおり、同人は中心市街地活性化にはヨーロッパの町並みを参考にすべきであると考えていたことに照らせば、補助参加人平野が議員になってからも同会に参加していた目的は県政との関連性があるといえ、同会の活動内容はその目的に沿ったものであったというべきである。また、上記年会費の金額が不相当地高額であるとはいえない。

以上によれば、上記年会費の支出は、本件使途基準の政務調査費に該当するというべきであり、違法ではない。

(ウ) しかしながら、総会における懇親会費については、その名称、金額等からして酒食を伴う会合であったと認められるところ、本件全証拠によってもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められないから、上記懇親会費については本件使途基準に合致しない違法な支出である。

ヌ 3-5-1 (トーテムポールを守る会歓迎会参加費)

(ア) 証拠(丙B57、証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、トーテムポールを守る会は、盛岡市とカナダのビクトリア市との交流10周年の際に記念としてビクトリア市から寄贈されたトーテムポールを守り、民間交流を深めようという趣旨で有志が集まり設立された会である

こと、補助参加人平野は、平成17年7月31日に、スピリッツにおいて開催された、ビクトリア市の日本語学校の生徒らを歓迎する歓迎会に参加したこと、同歓迎会は飲食を伴う会合であったこと、同人は、同参加費3500円を政務調査費から支出したことが認められる。

(イ) 上記(ア)記載の事実及び歓迎会という名称からすると、上記支出は、同会において調査研究に資する活動が現にされたなどの特段の事情がない限り、調査研究のための必要性に欠けるものというべきところ、上記特段の事情があるとは認められない。

ネ 3-53 (NPO法人のびっこ会費)

(ア) 証拠(丙B14, 57, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a NPO法人のびっこは、知的障害児の療育施設を運営する法人であり、(1)在宅障害児・障害者のための家庭支援、自立支援活動、デイサービス事業、療育福祉ホーム、(2)幼児、学童保育事業、(3)のびっこ広場(夏、冬、春休みにおける保育)、(4)グループホーム(働く青年が自立生活ができるよう訓練しながら宿泊を行う)、(5)24時間態勢の障害児の預かり事業、(6)青年の交流活動、(7)障害に関する相談事業を事業内容とする。

b 同会の年会費は一口1万円である。同会は、事業を行うための資金提供を呼びかけており、その資金となるのが募金及び年会費である。補助参加人平野は、会費として1万円を政務調査費から支出した。

c 補助参加人平野は、知的障害児の実態調査を目的として同会に参加し、同会からの訴えを受けて、給付金を巡る不平等のは正を市町村に働きかけるなどした。同人は、会費を支払い会員として参加することで、知的障害児の福祉行政現場の実情を把握することができたと考えている。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同会の活動は、知的障害児の療育施設の運営であり、会費はその運営費用に用いられること、会費は一口1万円という形で定められていることや同会が資金提供を呼びかけていることからすれば、会費は寄付金の性質を有するというべきである。

たしかに、補助参加人平野は、同会に会費を支払って参加したことにより、知的障害児の福祉行政現場の実情を把握することができたと考えていること、同人が同会の会員となった目的は実態調査にあったことが認められるものの、同法人において知的障害児の福祉行政現場の実情を把握するために、会費の支払が必要であったことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、上記支出は、補助参加人平野の上記目的を達成するために必要であったとはいえないというべきである。

よって、上記支出は違法である。

ノ 3-5-4 (盛岡・マニラ育英会会費)

(ア) 証拠（丙B15, 57, 証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 盛岡・マニラ育英会は、フィリピン・マニラ地域で経済的な理由などによって就学が困難な子供たちを援助する国際教育里親活動などを通じて、日本の子供たちの心を育てるとともに、日本とフィリピン両国民の相互理解、協力及び友好を深めることを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するために必要な活動を行うこととしており、里親が里子を訪ねる里親ツアーのほか、日本の学生がマニラを体験して学びの機会とする目的で実施されるスタディーツアーを行っている。

c 同会の会費は、奨学生への学費及び事務費に充てられる。

d 補助参加人平野は、国際事情を知るために同会に入会した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同人が同会に入会した目的自体は県政に関連性がないとはいえないが、同会が、経済的な理由などによつて就学が困難な子供たちを援助することなどを目的としており、会費が奨学生の学費にも充てられていることからすると、その会費は寄付金としての意味合いが強いといえ、調査研究のための支出の必要性を欠くものであったことがうかがわれるから、その支出には合理性がないといえる。

よつて、上記支出は違法である。

ハ 3-57 (家庭倫理の会 岩手盛岡支部会費)

(ア) 証拠(丙B16, 57, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 家庭倫理の会は、実行によって直ちに正しさが証明できる生活法則である純粋倫理を基底に、和やかな家庭づくりを推進し、共尊共生の精神に則った生き方をめざす人々の輪を広げて、地域社会の発展と、美しく平和な世界づくりに貢献することを目的とする。

b 補助参加人平野は、自己の教育理念と一致する同会の理念に同調し、実態を知るために入会した。

(イ) 上記の家庭倫理の会の目的と県政との関連性は直ちに肯定しがたく、上記支出については、議員の調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるから、上記支出については、同会の活動を基に県政に関連する具体的な調査研究がされたか、予定されていたなどの特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、補助参加人平野は、親孝行や父母・先祖を敬うという気持ちを学校現場で教育できるようにすべく、教育基本法の改正に取り組みた

いとの思いから、同会に入会したというのであって（証人平野由起子），同人が県政に関する具体的な調査研究をすることを予定して同会に入会したことは認められ、同会の目的が補助参加人平野の目的に沿うものであることからすれば、同会の具体的活動内容が証拠上明らかでないことを考慮しても、上記支出については、前記の特段の事情を認めることができる。また、同会の会費が不相當に高額であるともいえない。

よって、上記支出は違法ではない。

ヒ 3-58 (盛岡木鶴クラブ セミナー受講料)

(ア) 証拠（丙B18の1～3、57、証人平野由起子）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 盛岡木鶴クラブは、人間学の月刊誌「致知」の理念を基本に、互いに啓発し高い人格形成と良い人脈作りに努力することを目的とする。
- b 同クラブは、例会を毎月1回開催し、(1)「致知」の読後感及び共通テーマの検討・発表、(2)会員相互の体験発表、(3)古典等の勉強会・読書会の開催、(4)親睦会・交流会・講演会の開催、(5)その他上記目的を達成するための活動を行うこととしている。
- c 月刊誌「致知」は、毎月のテーマに沿って、各界の著名人等が、巻頭言や対談や寄稿により、人生の糧となる体験を発表する内容の月刊誌である。
- d 補助参加人平野は、平泉の文化遺産登録という課題に資すると考え、同クラブが開催した、平成17年11月6日にホテル東日本において行われた平泉中尊寺貫主による「心の力」を語る！！との題目の講演会及び引き続いで行われた懇親会に参加し、講演会参加料200円と懇親会費5000円の合計7000円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同クラブの目的及び活動内容自体には県政との関連性を認めがたいものの、補助参加人平野が同講演会及び懇親会に参加した目的には県政との関連性があると認められ、また講演会の内容とその目的との間にも関連性があるというべきである。

しかしながら、この懇親会は、その名称、会費の金額等から酒食を伴う会合であったと認められるところ、本件全証拠によつてもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があつたとは認められない。

よつて、上記支出のうち、講演会参加料2000円については本件使途基準の調査研究費の支出として合理性がないとはいはず、その支出は違法でないが、懇親会費5000円は違法というべきである。

フ 3-60 (盛岡市スポーツ人の集い会費)

1-19 (上記(1)カ)と同じ理由により、上記支出は違法である。

ヘ 3-68 (小沢大学校講座宿泊料)

(ア) 証拠(丙B21, 27の1及び2, 57, 証人平野由起子)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記支出に係る第5回小沢大学校は、民主党岩手県総支部連合会の代表者が主催し、平成17年6月11日から12日にかけて八幡平ハイツ・八幡平ライジングサンホテルにおいて行われた。

第5回小沢大学校は、岩手県内の18歳から50歳までの男女を対象として参加者につき500名の募集を行い、実際には、岩手県内在住の20歳から49歳までの350名が参加した。

b 第5回小沢大学校の参考資料に掲載されている主催者挨拶には、未だに政権交代が実現していないことを深く反省しなければならない旨、メリハリある政策と日常の活動を岩手から徹底し全国に広げていくことで、「岩手発、日本一新」をめざすことが第5回小沢大学校の目

的である旨記載されていた。

c 6月11日の日程は、開校式、オリエンテーション、昼食・選挙区会議、作家による講演会「小沢一郎の政権奪取戦略」、共同通信社編集委員による講演会「終盤国会と小泉政権」、分科会（「地方の時代（地方分権）」、「元気な農林水産業（農林水産業）」、「明日の人づくり（教育）」、「安心・安全な社会（郵政・年金）」、「経済再生・雇用拡大（景気回復）」）、スポーツ大会、小沢一郎を囲むパーティーであった。同日は、午前11時30分に開校式が行われ、パーティーの終了は午後8時であった。分科会は、午後3時10分から午後4時の日程で行われた。

6月12日の日程は、朝のつどい、朝食、小沢一郎による時局講演会、閉校式、記念撮影、卒業証書授与・解散であった。同日は、午前7時の朝のつどいから始まり、解散は午前10時30分であった。小沢一郎による時局講演会は午前9時から9時30分の日程で行われた。小沢一郎は、時局講演会において、郵政改革、農業改革、雇用問題、行政改革、地方への税源移譲、年金改革の問題について語り、それらの改革を成し遂げるためには政権交代が重要である旨を話した。

d 同会には、一般の県民も参加した。

e 補助参加人平野は、分科会において、「明日の人づくり」を担当した。同人は、県政は国政に関わる部分が大きく、国政の状況を知る必要があるところ、小沢大学校への参加は、国會議員との意見交換、情報交換の場であり、また、県民を加えての意見交換会の場であり、双方の意見を調査できる重要な場であったと考えている。

f 補助参加人平野は、同学校講座・宿泊料として7500円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載のとおりの小沢大学校の目的や、日程の中に「選挙区会

議」や「小沢一郎の政権奪取戦略」との演題の講演があり、その講演の内容も政権交代の重要性を説くものであったことに照らせば、小沢大学校の主たる目的は政党活動を行う点にあったというべきであり、上記支出は、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきである。

しかるところ、上記のとおり、補助参加人平野は、小沢大学校への参加は、国会議員との意見交換、情報交換の場であり、また、県民を加えての意見交換会の場であり、双方の意見を調査できる重要な場であったと考えていることが認められるが、補助参加人平野が担当した「明日の人づくり」の分科会は上記日程の中で 50 分程度に過ぎず、その中で議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことを認めるに足りる証拠はなく、小沢一郎による時局講演会も、上記日程の中の 30 分程度に過ぎず、上記講演会において議員の調査研究に資する情報が提供されたことを認めるに足りる証拠はなく、上記の特段の事情があるとは認められないというべきである。

よって、上記支出は、本件使途基準に合致せず違法である。

(4) 議員番号 4 (小野寺好) の支出について

4-2 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17 年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(5) 議員番号 5 (佐々木博) の各支出について

ア 5-2 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成 17 年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)の支出と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 5-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）)

1-4 (上記(1)ア) の支出と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 5-15 (岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成）17年度分)

3-22 (上記(3)オ) と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 5-18 (岩手・ベトナム青少年を支援する会平成17年度会費)

(ア) 証拠（丙B22, 丙B37）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手・ベトナム青少年を支援する会は、教育、文化、学術、経済等の交流を通じて、岩手とベトナムとの相互理解を深め、友好親善を推進するとともに、学校法人瀧澤学館が推進する国際教育諸活動を支援することを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するために、(1)盛岡情報ビジネス専門学校日本語学科留学生への生活及び経済的支援、(2)ドンズー日本語学校（ベトナム・ホーチミン市）生徒の勉学、研修、進学、留学等に係る生活及び経済的援助、(3)友好親善行事、講演会、セミナー等の開催ならびに後援、(4)その他上記目的達成に必要な事業を行うこととしている。

c 同会の会員は、上記目的に賛同する者をもって構成されている。

d 同会の個人会員の年会費は一口1000円からで、補助参加人佐々木博は、平成17年度分の会費として3000円を政務調査費から支出した。

e 補助参加人佐々木博は、平成16年の同会設立と同時に、同会の目的に賛同して会員となり、ベトナムからの留学生が日本に入国するのに必要な身元保証人になるなどして同会の活動を積極的に支援してき

てきた。岩手県の青少年がベトナム人留学生から向上心や生活態度を学んで欲しいとの思いから、今後ベトナム人留学生と岩手県青少年の交流の機会を増やしたいと考えている。また、同人は、同会の活動は、草の根から岩手県民の国際意識を高めて文化発展に寄与する絶好の機会であり、同会の活動により多岐にわたる問題点や改善点が見出されるものと考えている。

(イ) 上記(ア)によれば、補助参加人佐々木博は、同会の目的に賛同して入会しているところ、同会は、岩手とベトナムとの友好親善の推進及び国際教育諸活動の支援の2つを目的として掲げているものの、同会の主たる活動は留学生の支援であると認められること、会費についてみても、一口の額が定められているのみでいくら支払うかは任意であり、支援活動を援助するための寄付金という性質を有するものと認められることから、同会の主たる目的は国際教育諸活動の支援が中心であるといえ、また、実際に補助参加人佐々木博が同会において中心的に行っている活動も、留学生の支援であり、その対象となる個人等に向けられたもので、県政につながるとは言いがたい。

そうすると、上記支出は、上記活動を通じて岩手県民の国際意識を高めて文化を発展させるための行政施策を遂行するに当たり生じる問題点や改善点を具体的に見出したことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきである。

しかるに、補助参加人佐々木博は、多岐にわたる問題点や改善点が見出される旨を抽象的に陳述するのみで、支援活動が県政に具体的にどのように関わるかについて明らかにしないから、上記の特段の事情があるとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

オ 5-19~54（電話代、携帯電話使用料、ヤフーインターネット・IP電話使用料）

（ア）証拠（丙B37）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人佐々木博は、事務所の固定電話料金及びFAX料金の65パーセント、インターネット料金の65パーセント及び携帯電話料金の60パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

（イ）上記各支出の按分率につき、補助参加人佐々木博は、陳述書（丙B37）において、電話やFAXについては、私的なことは基本的に自宅の電話やFAXで対応しており、インターネットの使用はほとんど全て調査研究のための資料収集に利用しており、その使用実態を踏まえて政務調査のために最低でも利用していると確信できる按分率として電話とインターネットは65パーセント、携帯電話は60パーセントと定めた旨陳述する。

もっとも、上記65パーセント及び60パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されておらず、また、固定電話と携帯電話との5パーセントの違いがどのような理由により生じたものかも具体的説明がないから、補助参加人佐々木博が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

しかるところ、電話（携帯電話を含む。）、FAX及びインターネットは、その性質上、適宜必要に応じて使用するものであり、いかなる目的でどの程度使用したかを正確に把握することは困難というべきであるから、同一の電話等を調査研究活動のための使用とそれ以外の使用に用いている以上、その使用実態を裏付ける客観的資料がない場合には、当該議員の使用実態に関する判断に合理性が認められるのは、調査研究活

動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものというべきであり、その按分率による支出については、50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。

(ウ) 第1審被告及び補助参加人らは、当審においても、通信費等の事務費については、事務費が比較的低額で、その上限を設ける必要まではないと判断されることや、各議員の活動実態が異なることに照らし、その自主的、自立的判断に委ねるのが相当であるから、支出の上限を按分割合2分の1とすることに合理性はない旨主張する。

しかし、本件使途基準が通信費につき「調査研究に係る事務遂行に必要な経費」と定め（第2の1(2)ウ），その使途を限定しているのは、その額の多寡にかかわらず、使用実態に即しない支出を制限する趣旨であると解される。そして、議員の活動範囲は極めて広範に及ぶものであり、事務所等に設置された電話、ファクシミリ、インターネット又は議員が使用する携帯電話は、各議員が調査研究活動に用いるほかにも、私用のみならず、調査研究活動以外の議員活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等の目的でも日常的に頻繁、かつ容易に使用され得る通信方法（情報の収集・発信を含む。）であるから、これらの使用については、通常、調査研究以外の目的での使用も含むのが一般的と考えられるのであって、そうである以上、客観的な裏付けを欠くにもかかわらず、通信費の使用割合についての申告を、議員の自由裁量に委ねることは、前記使途基準の趣旨に照らしても相当でないというべきである（実際に、本件マニュアルが、通信費について、通話時間（概数）や使用頻度で按分することを求め、使用明細を利用する方法を示唆している（第2の1(4)イ(ウ)b）のも、その按分割合を議員の自由裁量に委ねることが相当でないことを前提とするものと解される。）。

そして、その使用実態が議員によって異なることは否定できず、相当な按分割合を一律に決することは困難であるとしても、上記に説示の通信費の性質に照らせば、議員の使用実態に対する判断に当然に合理性を肯定し得るのは、調査研究活動のための使用がその2分の1を占める限度に止まり（上記のような使用目的の多面性からすると3分の1とすることも十分に考えられるが、双方の主張にかんがみて2分の1とする。），これを超える限度については、その使用実態を裏付ける客観的資料を要求するのが相当というべきであるから、第1審被告及び補助参加人らの前記主張は採用できない。

(エ) 以上によれば、上記各支出においては、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

カ 5-55・56（県政報告書配布委託料）

証拠（丙B37）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、県政報告書の配布を委託した者に対する業務の対価であると認められる。

そして、県政報告は、議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動の一つであるといえ、かかる広報活動に要する費用は、調査研究のために有益な費用であり、政務調査費から支出することが許される費用であるといえる。

そうすると、県政報告書の配布を委託した者に対する業務の対価は、広報活動に要する費用として政務調査費から支出することが許されるべきであり、本件使途基準の広報費ないし人件費に該当するというべきである。

上記各支出は、「人件費」として支出しているところ、県政報告書の配布を委託した者に係る人件費は、調査研究活動に専従していた者に係る人件費に当たるといえるので、その全額を政務調査費から支出することができるというべきである。

これに対し、第1審原告は、県政報告のための費用が適法であるためには、その支出が県民の意思や意見を聴取することを目的とする場合に限られる旨主張するが、県政報告等の広報活動をすることによって、広く県民からその意思や意見を聴取することが可能となると解されることに照らせば、広報活動については、これが明らかに県民の意思や意見を聴取する目的でなされていないことがうかがえるなどの特段の事情がない限り、県民の意思や意見を聴取することをも目的としていると解するのが相当であり、本件において、上記の各支出がそのような目的を有していないものであったことをうかがわせる事情は存在しないから、上記の各支出は違法とはいえない。

したがって、上記各支出について、本件使途基準の人件費の支出として合理性がないということはできないから、上記各支出は違法とはいえない。

(6) 議員番号7(阿部静子)の各支出について

7-1・2(職員給与)

証拠(甲D1, 2)及び前記認定事実によれば、補助参加人阿部は、平成17年4月分及び5月分の職員給与それぞれ合計20万円を人件費として支出したことが認められるところ、補助参加人阿部は、同職員を補助参加人阿部が病気療養中の政策課題の情報収集や調査研究活動に専従させていた旨陳述する(丙D1)。

もっとも、議員活動が極めて多面的であることに伴い、その事務に従事する者の事務内容も多面性を有しておりますが、しかも、具体的な事務が調査研

究活動の補助に当たるか否かについては容易に峻別しがたい面があることなどからすると、人件費に関して例外的に政務調査費からの全額支出が許される要件である「調査研究活動の補助業務への専従性」を認めるためには、相応の具体的・合理的な説明が必要というべきである。

この観点から、補助参加人阿部の上記支出を検討すると、上記職員による事務従事が補助参加人阿部の病気療養中の2か月間の限定的・臨時的なものであることや、議員本人の病気療養のためにこれに代わって調査研究活動に専従する者を使用することも十分想定されることなどからすると、調査研究活動の補助業務への専従性について相応の合理的説明がされているというべきである。

よって、上記各支出は、調査研究活動に専従していた職員に係る人件費であったといえるから、違法ではない。

なお、第1審原告は、調査研究活動に専従していた者に係る人件費であることを明らかにする資料を提出しておらず、その立証をしていないから、按分率50パーセントを超える人件費として違法である旨主張するが、補助参加人阿部の上記陳述（丙D1）によって専従性が合理的に説明されていることは上記のとおりであり、必ずしも雇用関係の実態を具体的に示す資料の提出が求められるものではないと解される。

(7) 議員番号8（高橋雪文）の各支出について

ア 8-7（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 8-10（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 8-17～28（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料） 2-19～30と（上記(2)エ）同じ理由により、上記各支出は違法

ではない。

(8) 議員番号 9 (齊藤信) の各支出について

ア 9-2 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 9-9 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 9-15 (全県地方議員研修会参加費 (2名分))

証拠 (乙4)によれば、齊藤信は、収支報告書を修正し、上記支出を政務調査費の支出から除外したことが認められるので、上記支出に関しては不当利得返還の対象とならない。

(9) 議員番号 10 (伊澤昌弘) の各支出について

ア 10-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費)

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 10-13 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(10) 議員番号 11 (三浦陽子) の各支出について

11-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(11) 議員番号 12 (高橋比奈子) の各支出について

12-1~8 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19~30 (上記(2)エ)と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

(12) 議員番号 13 (伊藤勢至) の各支出について

ア 13-2 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 13-18 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 13-19 (事務所家賃)

(ア) 証拠 (甲B1, 丙B23, 58) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人伊藤が、同人の妻が代表取締役である株式会社伊藤住宅設備から、調査研究活動のために用いる事務所として、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て、床面積2階170.03平方メートルの建物及び乗用車3台分の駐車場を賃借し、実際に事務所として使用していたこと、その賃料は月額10万円であったこと、同人は、マニュアルに従って、上限の按分率である2分の1の5万円、1年分で60万円を政務調査費から支出したことが認められる。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、賃借した建物は事務所として使用され、調査研究活動のために用いられており、その賃料は不相当に高額であるとはいえないから、上記支出は、本件使途基準の事務所費に該当し、違法ではないというべきである。

(ウ) 第1審原告は、恒常に使用する事務所の賃料等は、政務調査費から支出することは許されない旨(①)、仮に許されるとしても、調査研究活動従事時間数(概数)により按分していないので違法である旨(②)、さらにマニュアルが「議員が調査研究のため親族が所有する事務所を借り上げることについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合には、政務調査費の対象経費とすることができる」と記載しているのは、当該議員と生計を一にしている親族から事務所を借り入れる場合には、その親族の利益を図るために不当に高額な賃料を設

定したり、親族と通謀して真実は事務所として借り入れていないにもかかわらず賃貸借契約を締結しているとして賃料の支払を行うなど、不正あるいは不適切な支出が行われる可能性があるのを防ぐ趣旨であるといえ、上記支出はその趣旨に反するから違法である旨（③）を主張する。

しかし、①の主張については、調査研究活動のために恒常に事務所を設置することに必要性、合理性がないとはいはず、その場合に事務所の借上げ費用を政務調査費から支出することが違法とはいえないから、①の主張は採用できない。

次に、②の主張については、上記（ア）記載の事実や議員が事務所を使用する一般的な目的等に照らせば、補助参加人伊藤が按分率を2分の1としたことには合理性が認められ、これが使用実態に即していないという事情も特に存しないから、②の主張は採用できない。

そして、③の主張については、上記支出は、その使用実態や賃料額に照らして上記（イ）記載のとおり違法ではないというべきであり、第1審原告の主張するような不正、不適正な支出とはいえないから、③の主張も採用できない。なお、妻が代表取締役を務める株式会社からの賃借は、同居の親族からの賃借と同一とはいえない。

（13）議員番号14（平沼健）の各支出について

ア 14-3（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）

1-5（上記（1）イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 14-7（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記（1）ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 14-21（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記（3）オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 14-25（宮古市日中友好協会平成18年会費）

証拠（丙B6）及び弁論の全趣旨によれば、宮古市日中友好協会は社団法人日中友好協会の地区協会であると認められるところ、その目的等は(3)セ(ア)（3-41についての判示部分）記載のとおりであり、補助参加人平沼は、同協会の平成18年度会費7000円を政務調査費から支出したことが認められる。

そして、補助参加人平沼は、国際交流事業の調査のために年1回中国の関係者を招聘して意見交換を行っており、地域を代表する議員として同協会に参加している旨主張しているところ、同人が同協会に参加した目的は県政に関連性がないとはいはず、同会の活動内容はその目的に沿ったものであったといえる。また、同会費が不相当地高額であるとはいえない。

そうすると、上記支出には調査研究のための必要性が認められるというべきであり、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当し、違法ではない。

オ 14-26～37（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

カ 14-38（電話料）、14-39（携帯電話料金）

補助参加人平沼は、電話料金及び携帯電話料金の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

補助参加人平沼は、上記各支出につき、使用状況を勘案した按分率である旨主張するが、その主張を裏付ける証拠はない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきで

あり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

キ 14-40（事務補助者の賃金）

証拠（甲C1、丙C3）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人平沼は、上記支出について、平成17年4月から平成18年3月までの間、事務所に勤務し政務調査に関する資料作成に従事した者に対する業務の対価及び補助参加人平沼健の議会活動に関する報告を記載した「県政だより」の配達に従事した者に対する業務の対価の支出であると説明し、その賃金合計75万8520円の全額を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記のような「事務所に勤務し政務調査に関する資料作成」というだけでは具体性に乏しいこと、いかなる業務に従事した者に対していかなる金額が支払われたのか明らかでないことなどからすると、これらの支出全体について「調査研究活動の補助業務への専從性」の説明が不十分といわざるを得ない。

したがって、これらの業務従事者は調査研究活動の補助業務以外の事務にも従事していたものとして按分するのが相当であり、上記の事情や、本件マニュアルにおいて人件費の按分率の上限が2分の1とされていることなどに照らし、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える計37万9260円は違法な支出となる。

(4) 議員番号15（藤原良信）の各支出について

ア 15-5（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費）

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 15-6（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 15-7 (大船渡市防犯協会連合会17年度会費)

(ア) 証拠（丙B24, 54）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 大船渡市防犯協会連合会は、犯罪のない明るい住みよい社会建設を理想として市民の防犯思想を高揚するとともに、自主的活動により、自衛防犯体制の確立と警察活動に対し、緊密な連絡協調をはかることを目的とする。
 - b 同会は、上記目的を達成するため、(1)防犯対策の調査及び研究、(2)防犯思想の普及及び宣伝、(3)防犯施設の整備強化の促進、(4)青少年の非行防止及び健全育成活動の推進、(5)暴力追放活動の推進、(6)明るい街づくり運動の推進、(7)警察活動に対する協力援助、(8)防犯功労者の表彰、(9)その他上記目的達成に必要なことを行うこととしている。
 - c 同会の経費は、補助金その他の収入によっている。
 - d 補助参加人藤原良信は、同会の平成17年度会費1万円を政務調査費から支出した。
 - e 補助参加人藤原良信は、平穏無事な市民生活を維持し構築していくことは重要であり、そのためには警察行政との連携のみならず、県民及び市民自らの取り組みも重要であり、県議会議員が率先して県民の声及び現状を把握することが必要であるといえ、同会への参加は、こうした意味で有意義であったと考えている。
- (イ) 以上によれば、補助参加人藤原良信が同会に入会した目的には県政との関連があるといえ、同会の活動内容も、その入会目的に沿うものということができるから、これが議員の調査研究のために用いられる可能性がないとはいえないし、その会費も不相當に高額であるとはいはず、その支出が必要性を欠くものであったことをうかがわせる具体

的事実も認められない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当し、違法ではない。

エ 15-21 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(15) 議員番号16 (田村誠) の各支出について

ア 16-2 (新渡戸基金維持会費)

証拠 (丙D3) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠が、岩手の先人である新渡戸稻造の功績や文化的遺産を根付かせていくこと、その国際性を学びながら岩手の人作り等に生かしていくことは地方行政に関わる事項であると考え、上記会費5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかるに、新渡戸基金維持会の目的及び活動内容は明らかでなく、同会の活動が県政に関連するかは不明であり、上記支出については議員の調査研究活動に資する可能性がなかったことがうかがわれるところ、同会のどのような活動が議員の調査研究に資するものであったかも明らかにされていない。そうすると、上記支出は調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものというべきである。

よって、上記支出は違法である。

イ 16-4 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 16-7 (大船渡警察官友の会会費)

証拠 (丙D3) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠が、警察活動の実態を知りつつ、地域の防犯力を高めようと考え、大船渡地区の警察官の活動を地域で支えながら、地域の治安、防犯力を高めることを目的



とする大船渡警察官友の会に参加し、上記会費2000円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかるに、上記会の活動内容が明らかではなく、同会の活動が県政に関連するのかが不明であり、上記支出については、議員の調査研究に資する可能性がなかったことがうかがわれるところ、同会のどのような活動が議員の調査研究に資するものであったのかも明らかにされていない。そうすると、上記支出は調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものというべきである。

よって、上記支出は違法である。

エ 16-8 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

オ 16-9 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

カ 16-22 (御食事代)

証拠 (丙D3) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠が、飲食店における食事代6530円を本件使途基準の会議費として政務調査費から支出したことが認められる。

補助参加人田村誠は、陳述書 (丙D3)において、認知症に関する研修会に連続した昼食代の経費である旨陳述しているが、この陳述からは、研修会や昼食会の内容や形式が判然とせず、その支出の必要性は認めがたい。さらに、通常、調査研究のために会議に連続して飲食店において昼食を取る必要性はないというべきであり、また、6530円という代金額が研修の際の昼食代として社会通念上相当であったとはいえない。

そうすると、上記支出は調査研究のための必要性を欠いていたというべきであり、本件使途基準に合致せず違法である。

キ 16-31（お品代）

証拠（丙D3）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠が、大船渡地区から選出された者として、水産物の高次加工の在り方に強い関心を抱いていたことから、沿岸地区の水産加工品の高次加工の在り方を研究するため、地元の水産物加工業者鎌田水産から加工品を8000円で購入し、水産加工業者らに試食させ、意見を聴取したこと、同人は、その8000円を政務調査費から支出したことが認められる。

その支出は水産加工品の「お品代」とされており、一見して、調査研究のために用いられる可能性がないことがうかがわれるが、上記のとおり、補助参加人田村は、水産加工品の在り方を研究する目的で、水産加工業者らに試食させ、意見を聴取するために加工品を購入したというのであって、調査研究の方法は議員の裁量に委ねられるべき側面が強いことによれば、そのような調査研究の在り方が社会通念上不相当であるとも断じがたく、その支出については沿岸地区における水産業の在り方に関する問題の調査研究に資するといえる特段の事情があるといえる。

したがって、当該会費の支出は、本件使途基準の調査研究費の支出として合理性がないとはいえないから、上記各支出は違法とはいえない。

ク 16-38～40（携帯電話料金、携帯電話購入、インターネット通信費）

証拠（甲D3～5、丙D3）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠は、携帯電話料金、携帯電話購入費用、インターネット通信費の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人田村誠は、陳述書（丙D3）において、使用状況を勘案した按分率である旨陳述する。

もっとも、上記80パーセントという数字については、その具体的計算

根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人田村誠が陳述する使用状況とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

ケ・16-41（運転手及び事務）

証拠（甲D6、丙D3）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、平成17年4月から平成18年3月までの間に、政務調査のために車を運転する業務に従事した者に対し、業務の対価として1日7000円を支払い、62日分の業務の対価として43万4000円を支払った人件費であったこと、補助参加人田村誠は、その人件費を全額政務調査費から支出したことが認められる。また、上記証拠によれば、この業務従事者は政務調査や視察のための車の運転と補助業務のみに従事したと説明され、雇用日も限定的で明確とされている。

上記記載の事実によれば、「調査研究活動の補助業務への専従性」についても相応の合理的な説明がされており、上記支出は、調査研究活動に専従している者に係る人件費であったといえるから、本件使途基準に適合したものであり、違法ではない。

コ・16-42（政務調査補助事務アルバイト代）

証拠（甲D7、丙D3）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村誠は、上記支出について、平成17年8月、12月、平成18年1月、2月、3月に、地方行政上の課題に関する資料や情報の収集、整理、現地調

査などの調査研究活動の補助業務に従事させた者に対し、業務の対価として25万円を支払った人件費であると説明し、その人件費を全額政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、議員活動の多面性に照らし、上記のような「資料や情報の収集、整理」等というだけでは長期間にわたる「調査研究活動の補助業務への専從性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える12万5000円は違法な支出となる。

(16) 議員番号17(及川幸子)の各支出について

ア 17-2(いわてみらい創造ネットワーク17年度会費)

いわてみらい創造ネットワークの目的及び行うこととされている活動内容は上記(3)イ(ア)(3-3の支出に係る判示部分)記載のとおりであるところ、補助参加人及川は、陳述書(丙B39)において、活動の冊子や必要性のあるセミナー講演会への参加により、岩手県における産業界の在り方及び問題点等を模索し、議会における諸課題の解決等に参考にしてきた旨陳述する。

しかし、上記(3)イ(イ)記載のとおり、同会の目的に県政との関連性があるとは直ちに認めがたく、行うとされている事業活動の内容についても、主たる活動は会員相互の親睦と啓発を図るためのものと考えられ、県政に関する議員の調査研究に資するものとは認めがたい。

そうすると、上記支出は、同会の活動により会員相互の親睦や啓発を超えて議員の調査研究に資する情報が現に得られたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、補助参加人及川が同会に参加していた理由を踏まえても、上記の特段の事情があるとは認められないというべきである。

よって、上記支出は違法である。

イ 17-3 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 17-9 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 17-17 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

オ 17-18 (消防出初式昼食会会費)

(ア) 証拠 (丙B25, 39) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記支出にかかる平成18年水沢市消防出初式は、平成18年1月8日前午前8時35分から水沢市文化会館大ホールにおいて行われ、式典終了後、午後0時10分から、水沢サンパレスホテルにおいて昼食会が行われた。

b 補助参加人及川は、上記昼食会会費2500円を政務調査費から支出した。

(イ) たしかに、補助参加人及川が陳述するように (丙B39)、消防団員等関係者から消防活動等に関する現状や意見を広く聴取し意見交換を行うことは、調査研究に資する活動であるといえなくもないが、これを昼食会の席で、しかも税金を投じた食事をしながら行うべき必要性は到底認められないから、本件使途基準に合致した支出とはいえない。

よって、上記支出は違法である。

カ 17-25~39 (事務所電話料、携帯電話料、放送受信料、水沢テレ

ビ利用料金、水沢テレビインターネット利用料金)

証拠（丙B39）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人及川は、事務所の電話料金、携帯電話料金、携帯電話機種変更料金、NHK放送受信料、水沢テレビ利用料金及び水沢テレビインターネット利用料金の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人及川は、陳述書（丙B39）において、使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記70パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人及川が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり（テレビについても電話等と同様に考えられるし、NHK放送受信料については後記(18)エのとおりである。），その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

なお、補助参加人及川は、陳述書（丙B39）において、17-31の金額は1万4639円ではなく1万4638円であると陳述しているところ、支出額が1万4639円であったことを示す証拠はないから、17-31の金額は1万4638円であると認められる（なお、補助参加人及川は、陳述書（丙B39）において、17-35の金額は1万3143円であると陳述しているが、請求額1万2933円はその範囲内である。）。

(17) 議員番号18（亀井川富夫）の各支出について

ア 18-3（岩手県議会保健・医療・福祉施策研究会平成17年度年会

- 費) 1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。
- イ 18-4 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))
- 1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。
- ウ 18-16 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))
- 3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。
- エ 18-34~58 (電話料金、インターネット利用料)

証拠 (甲D8~32、丙D4) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人亀卦川は、事務所の固定電話料金、携帯電話料金及びインターネット利用料金の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に該当する。

上記各支出の按分率につき、補助参加人亀卦川は、陳述書 (丙D4)において、使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記70パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人亀卦川が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19~54 (上記(5)オ)と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額 (当審)」欄記載のとおりである (小数点以下切り捨て)。

- (18) 議員番号19 (木戸口英司) の各支出について
- ア 19-7 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))
- 3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 19-11 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）)

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 19-12 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない

エ 19-21~26 (NHK受信料)

証拠（丙B50）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人木戸口は、事務所のNHK放送受信料の全額を政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に該当する。

補助参加人木戸口は、その理由につき、陳述書（丙B50）において、事務所においてNHKを視聴する場合は専らニュースのみの視聴であった旨陳述するが、その陳述を裏付ける他の証拠はないところ、NHKのニュースといつても多種多様であり、そのすべてが議員の調査研究に資するものともいえないし、また、ニュース以外は全くNHKにチャンネルを合わせないということも現実には困難といわざるを得ない。以上の点を総合勘案すると、NHKの受信料については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である。

以上によれば、上記各支出においては、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(19) 議員番号21（高橋博之）の各支出について

ア 21-13 (携帯電話料)

高橋博之は、平成18年3月分の携帯電話料金の70パーセントである

2万8150円を政務調査費から支出したことが認められ（弁論の全趣旨），当該支出は，費目としては，本件政務調査費の事務費に当たる。

高橋博之が按分率を70パーセントとした理由は，本件要領及びマニュアルに使用実態により按分する旨記載されていたことに照らせば，同人が判断した使用実態によったものと推認されるところ，その使用実態を裏付ける証拠は一切ない。

したがって，5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により，政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり，それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり，その違法となる具体的額は，それぞれ，別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

イ 21-3（補助職員賃金）

高橋博之は，平成18年3月分補助職員賃金であるとして，その全額である9万円を政務調査費から支出したことが認められるところ（弁論の全趣旨），「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的な説明はないから，2分の1の限度で調査研究活動分と認め，これを超える4万5000円は違法な支出となる。

(20) 議員番号22（小田島峰雄）の各支出について

ア 22-7（電話代）

証拠（丙B40）及び弁論の全趣旨によれば，補助参加人小田島が，事務所の電話料金の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ，当該支出は，費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記支出の按分率につき，補助参加人小田島は，陳述書（丙B40）において，使用実態によった旨陳述する。

もっとも，上記80パーセントという数字については，その具体的計算

根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人小田島が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)才）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

イ 22-8・9（事務所職員報酬）

証拠（丙B40）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小田島は、事務所の職員の平成18年2月及び3月分の人工費全額11万9000円を政務調査費から支出したことが認められるところ、同人は、当該事務職員との間の雇用契約において調査研究以外には勤務させない旨の契約を締結していて、毎週月、水、金曜日に勤務させ、毎週火、木、土曜日には妻が調査研究活動以外の業務に従事していたと説明するが、具体的にどのような調査研究活動補助業務に従事していたのかも明らかでなく、上記の説明では「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的な説明がされているとはいえない。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える5万9500円は違法な支出となる。

(2) 議員番号23（小原宣良）の各支出について

ア 23-2（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、違法ではない。

イ 23-14（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、違法ではない。

ウ 23-23~26 (秘書人件費)

証拠 (甲D33~36, 丙D5) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小原は、23-23の支出は、平成17年10月に7日間、WTO農業政策につき調査研究活動の補助業務に従事させた職員に対する報酬7万円、23-24の支出は、平成17年12月に6日間、林業政策、教育問題等につき調査研究活動の補助業務に従事させた職員に対する報酬6万円、23-25の支出は、平成18年1月に5日間、介護、雪害現地調査等につき調査研究活動の補助業務に従事させた職員に対する報酬5万円、23-26の支出は、平成18年3月に4日間、河川流域連携の在り方について調査研究活動の補助業務に従事させた職員に対する報酬4万円であると説明し、これらの報酬全額を政務調査費から支出したことが認められる。

上記のような従事した業務の内容や限定的な業務日数等からすると、「調査研究活動の補助業務への専従性」について相応の合理的な説明がされており、上記各支出は、調査研究活動に専従していた者に係る人件費であったといえるから、本件使途基準に適合したものであり、違法とはいえない。

(2) 議員番号24 (関根敏伸) の各支出について

ア 24-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 24-4 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究 平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 24-17 (岩手県議会大連友好議会連盟会費 (平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 24-23 (きたかみ巨木の会)

(ア) 証拠 (丙B26, 41) 及び弁論の趣旨によれば、次の事実が認められる。

a きたかみ巨木の会は、巨樹名木の保存育成と次世代に引き継ぐことを目的とする。

b 同会は、(1)巨樹名木の見学会、観察会、ガイドに関すること、(2)巨樹名木の保護・育成・調査・研究に関すること、(3)会報、活動記録、発表、交流等に関すること、(4)その他上記目的達成に必要なことを行うこととしている。

c 補助参加人関根は、巨樹名木は、県の貴重な観光資源であり、守るべきものであるから、同会に参加することで多様な県民の意見を拾い上げ、議会の調査研究活動に活かすことは有益だと考え、同会に入会し、同会開催の講演会に参加するなどした。

d 補助参加人関根は、同会の会費2000円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らすと、補助参加人関根が同会に入会した目的は県政に関連するものであり、同会の活動はその目的に沿ったものであったといえる。

したがって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

オ 24-27 (自治体議員フォーラムへの参加 高速代), 24-28
(自治体議員フォーラム参加費)

(ア) 証拠 (甲B5, 6, 丙B27の1及び2, 41) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 上記支出に係る民主党岩手県連自治体議員フォーラムは、平成17

年6月12日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて行われた。

b 日程は、次のとおりであった。

(a) 午後2時30分～午後3時 受付

(b) 午後3時～午後3時30分 開会式

(c) 午後3時30分～午後4時20分 読売新聞論説委員による講演
「民主党は政権を取れるのか」

(d) 午後4時30分～午後5時20分 テーマ「今、私たちは何をすべきか」についてのパネルディスカッション

(e) 午後5時30分～午後6時 民主党副代表・県連最高顧問小沢一郎による講演

(f) 午後6時～午後6時20分 記念撮影

(g) 午後6時30分～午後8時 猥親会

c 同フォーラムは、岩手県内の自治体議員を対象とし、約170名の岩手県内の自治体議員が実際に参加した。

d パネルディスカッションでは、参加者からの事前アンケートに基づき、「国と地方の財政問題と市町村合併について」、「国及び岩手の一次産業について」、「年金問題と郵政民営化について」、「産業振興と雇用対策、若年労働者の地場の定着などについて」、「日本外交と靖国問題について」や景気対策についての議題が扱われた。

e 小沢一郎による講演会では、政権交代の必要性が述べられた。

f 補助参加人関根は、同フォーラムに参加し、その参加費3000円及び交通費のうちの高速代2100円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の日程及び参加者が自治体議員に限られていること及び参加者に対する事前アンケートも行われた上でパネルディスカッションが行われたことに照らせば、同フォーラムにおける主たる活動内容

は、パネルディスカッションにあったといえ、同フォーラムの主たる目的は、岩手県内の自治体議員が集合して各々の自治体が抱えている問題につき意見交換を行うことにあつたということができる。

そうすると、政党主催のフォーラムであり、その内容には政権交代の必要性に関する講演も含まれるなど政党活動の側面もうかがわれるものの、その活動内容等に照らせば、同フォーラムへの参加が調査研究活動に当たることを否定することもできず、上記各支出の金額が不相當に高額でないことをも勘案すると、同フォーラムに参加するための費用の支出には調査研究のための必要性が認められるというべきである。

なお、同フォーラムにおいては90分間にわたって懇親会が開催されており、これは飲食を伴う会合であったとうかがわれるが、前記認定事実によれば、参加費3000円にこの懇親会分が含まれているとしても、これが調査研究活動と切り離せない費用であると認められるから、政務調査費から支出すべきやむを得ない事由があったというべきである。

したがって、上記各支出は、本件使途基準の研修費に該当し、違法ではない。

力 24-24 (平野たつお国政報告会会費)

証拠（甲B2、丙B41）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人関根は、政務調査の補助的業務に当たっていた秘書1名とともに平成17年4月2日に行われた平野たつお衆議院議員の国政報告会に参会し、その参加費6000円（秘書分と2人分）を政務調査費から支出したこと、補助参加人関根が同報告会に参加したのは、同報告会の議題は郵政民営化であったところ、郵政民営化は県民への影響が大きく県民の関心事であると考えたためであったこと、同人が秘書を参加させたのは、政

務調査の補助的業務に当たる秘書にも自身と同様県政に関する多様な知識や問題点を共有してもらう必要があると考えたからであったことが認められる。

以上によれば、補助参加人関根が国政報告会に参加した目的は県政と関連があり、同報告会の内容はその目的に沿ったものであったと認められる。

もっとも、秘書については、同会に補助参加人関根が参加する以上は、同議員において政務調査活動を行うに支障がないというべきであり、同会に参加した補助参加人関根においてその内容を秘書に伝えるのでは秘書において政務調査活動を行うのに不十分であったことなど特段の事情がない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、上記の特段の事情があるとは認められない。

そうすると、上記支出は、議員分の3000円については本件使途基準の研修費に該当するというべきであり、違法ではないが、秘書分の3000円については違法というべきである。

キ 24-25（第5回小沢大学校参加費）、24-26（小沢大学校参加高速代）

3-68（上記(3)へ）と同じ理由により、上記各支出は違法である。

ク 24-29（ドメイン維持費）、24-30（電話料金）

証拠（丙B41）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人関根がドメイン維持費及び電話料金の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人関根は、陳述書（丙B41）において、ドメイン維持費は、ホームページを開設するに当たり取得したものであり、そのホームページは、自身の議会報告を行ったり、自身の議員活

動の政策理念を発信したり、県民からの意見聴取を行ったりしているものであり、その使用実態にかんがみ、按分率を80パーセントとした旨、及び、電話使用料については、その使用実態の大半は、議会活動の打合せや県政報告会等への告知などであり、明確な線引きはできないものの専ら政治活動のため電話利用をしている現実は極めて少ないと判断から、按分率を80パーセントとした旨陳述する。

もっとも、上記80パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人関根が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり（ドメイン維持料についても電話やインターネット利用と同様に考えられる。），その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(23) 議員番号25（菊池勲）の各支出について

ア 25-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 25-16（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 25-19～30（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記各支出は違法では

ない。

(24) 議員番号 26 (高橋賢輔) の各支出について

ア 26-2 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費)

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 26-7 (日ロ協会岩手県センター40周年の集い会費)

(ア) 証拠 (丙B28の1及び2, 51) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 補助参加人高橋堅輔は、平成17年11月24日に開催された日ロ協会岩手県センター結成40周年の集いに参加し、その会費7000円を政務調査費から支出した。

b 同集いは、メトロポリタン盛岡本館ニューウイング11階ギャラクシーの会場で開催され、午前11時から11時50分までの講演会と、午後零時から1時10分までの昼食・懇談会とから構成されていた。講演会は、「21世紀の日ロ関係を展望して」との題目で、日本ロシア協会会長によりなされた。

c 日ロ協会岩手県センターは、日ロ両国民の相互理解と親善をはかり、平和共存を土台とする世界平和のために寄与することを目的とする。

d 同センターは、上記目的を達成するため、①日ロ親善のため懇親会その他の開催、②学術、技術、文化、その他各種の文献資料交換、③ロシア事情の研究と紹介、研究会、講座の開催、④芸術使節の交換、⑤日ロ貿易とロシア産業に関する調査と斡旋、⑥訪日親善使節の派遣、ロシア旅行の斡旋と訪日ロシア旅行者の受入れ、⑦日ロ親善交流運動諸組織間の連絡と共同事業、⑧日ロ間の諸条約締結、改廃についての世論喚起、⑨ロシア語の普及、ロシア語教室の開催、⑩機関紙そ

の他出版物の発行の事業を行うこととしている。

e 補助参加人高橋堅輔は、北方領土返還の問題については、国家的外交だけではなく地域の自主的な団体が、ロシアと日本国民の理解と信頼関係を深める必要があると考え、同会に参加し、関連イベントなどに出席していた。40周年の集いも同様の理由から参加した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同センターの目的及び補助参加人高橋堅輔が40周年の集いに参加した目的は県政に関連するものといえ、同集いにおいては、その目的に沿った講演会が行われたものと認められ、会費についても不相当地に高額であるとはいえない。

したがって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

これに対し、第1審原告は、同集いの内容は県政との関連性はないか、あっても極めて希薄であると主張するが、県が広く国際交流の主体や舞台となるものであることに照らすと、補助参加人高橋賢輔が、日ロ国民の理解と信頼関係を深めるなどの上記目的をもって同集いに参加したことについて県政との関連性がないということはできないから、第1審原告の主張は採用できない。

(ウ) 第1審原告は、上記支出に關し、同集いは意見交換等を実質的に行うものではない旨、明らかに飲食を主目的とする名称の会合への出席費用である旨、さらには、仮に飲食を主目的とする会合ではなかったとして、飲食を伴う必要性について明らかにされておらず、飲食代金として不相当地に高額である旨主張する。

しかし、同集いにおける講演会への参加は調査研究活動にあたるものであるところ、前記会費が昼食・懇談会の会費と區別されて徴収されていたのではないことからすると、補助参加人高橋賢輔が前記会費を支払うことなく講演会に参加することが可能であったとは解されず、前記懇

親会が飲食を主目的とするものであったということはできないし、その会費がホテルで行われる昼食を伴う講演会の会費として社会的に不相当ということもできない。したがって、飲食を伴う会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったというべきである。

ウ 26-17 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(25) 議員番号 27 (嵯峨壱朗) の各支出について

ア 27-13~24 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19~30 (上記(2)エ)と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

イ 27-25 (政務調査研究費)

証拠 (甲C2) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人嵯峨が、平成17年4月から平成18年3月までの12か月間、人件費につき、月7万円を按分率100パーセントとして政務調査費から支出したことが認められるところ、「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的説明はないから、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える42万円は違法な支出となる。

(26) 議員番号 28 (中平均) の各支出について

ア 28-2 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 28-3 (岩手県議会保健・医療・福祉施策研究会 17年度会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 28-18 (岩手県議会大連友好議員連盟会費)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 28-19 (ホームページレンタルサーバ1年分)

証拠（丙B42）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人中平は、自身のホームページのレンタルサーバ料金全額を、本件使途基準の広報費に該当するとして、政務調査費から支出したことが認められる。

補助参加人中平は、陳述書（丙B42）において、ホームページの内容は、県議会議員として自身の理念政策等を掲載しているものであり、そのレンタルサーバ料金は広報費に該当する旨陳述するが、ホームページについては、その具体的な内容が主張されず、その証拠も提出されない。

しかるところ、ホームページは、当該議員に関する様々な情報が掲載されるのが通常というべきところ、そのすべてが議員の調査研究に資するものとは考えがたく、他方、ホームページに掲載された情報を、調査研究に資するものとそれ以外のものとに峻別することも現実的には困難であることも容易に推測できる。以上の点を総合勘案すると、当該議員の判断に合理性が認められるのは、調査研究活動のための使用が少なくとも半分以上を占めるか否かの限度にとどまるものというべきであり、ホームページのレンタルサーバ料金については、その半額を政務調査費から支出することが許されると解するのが相当である。

以上によれば、上記支出においては、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

オ 28-20 (携帯電話代)

証拠（丙B42）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人中平は、携帯電話料金11か月分の60パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記支出の按分率につき、補助参加人中平は、陳述書（丙B42）において、県議会議員として年間100日間から120日以上は、事務所がある地元の久慈市から離れて盛岡市等に滞在しており、その際には携帯電話を使用せざるを得ない状況だったという使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記60パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人中平が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(27) 議員番号29（工藤勝子）の各支出について

ア 29-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 29-13（遠野いわぎん会新春講演会等懇親会費）

証拠（甲C3、丙C6）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤勝子は、岩手銀行主催の遠野いわぎん会新春講演会及びそれに引き続いで行われた懇親会に参加し、参加費2000円を政務調査費から支出したこと、同講演会は日本銀行盛岡事務所所長による日本経済及び地域経済に関するものであったことが認められる。

以上によれば、講演会の内容は県政と関連性があるといえ、参加費も不相當に高額とはいえず、上記支出には調査研究のための必要性が認められ

るというべきである。

なお、懇親会では飲食が伴ったものとうかがわれるが、上記認定によれば、懇親会分も調査研究活動と一体となって切り離せない費用と認められるから、政務調査費から支出すべきやむを得ない事由があったというべきである。

よって、上記支出は、本件使途基準の研修費に該当し、違法ではない。

ウ 29-16 (岩手県対ガン協会会費)

証拠（甲C4、丙C6）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤勝子は、医療行政が特に取り組んでいる分野の一つであったところ、県の医療行政等に役立てようとガン対策に関する情報を収集するために、財団法人岩手県対ガン協会に参加していたこと、補助参加人工藤勝子は同協会会費1000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人工藤勝子における、ガン対策に関する情報収集の具体的な態様は明らかにされてはいないものの、補助参加人工藤勝子が同会に参加した目的は県政と関連性があるといえ、活動内容もそれに沿つたものであったといえる。また、会費も不相当地高額とはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

これに対し、第1審原告は、補助参加人工藤勝子が、同会の活動にどのように参加し、いかなる情報を得て議員活動にどのように生かしてきたかは明らかにされておらず、その会費の支出は調査研究の実質を有しているとはいえないとして主張するが、補助参加人工藤勝子が医療行政に対する取組みの一環として同会に加入したとの一般的、外形的事実から前記支出が調査研究に用いられる可能性がないことがうかがわれるということはできないから、補助参加人工藤勝子がその活動にどのように参加し、どのような情報を得たかを明らかにしない限り、その支出の違法性が認められるということ

とはできないし、政務調査費の制度の趣旨に照らせば、本件使途基準に合致するというために当該調査研究活動による成果が直ちに議員活動に反映されることまでは要しないというべきであるから、第1審原告の主張は採用できない。

エ 29-17 (いわて翼の会会費)

証拠（甲C5、丙C6）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤勝子は、特に研究している分野の一つである県の男女共同参画社会に関する行政（子育て支援、女性の就職支援等）に役立つ情報を収集し、意見交換を行うため、男女共同参画センターの運営団体のいわて翼の会に参加し、同会の会費3000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人工藤勝子における、子育て支援や女性の就職支援等に関する情報収集の具体的な態様は明らかにはされていないものの、補助参加人工藤勝子が、同会に参加した目的には県政と関連性があるといえ、同会の活動内容もそれに沿ったものであったといえる。また、会費も不相当地高額とはいえない。

よって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

この点についても、第1審原告は上記ウと同様の主張をするが、上記ウにおいて説示したように第1審原告の主張は採用できない。

オ 29-18 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

カ 29-19 (電話通信料)、29-20 (携帯電話料)

証拠（丙C6、丙C21）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤勝子は、事務所の電話料金及び携帯電話料金の60パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基

準の事務費に当たる。

補助参加人工藤勝子は、按分率を60パーセントとした理由につき使用状況に応じた旨主張ないし陳述書（丙C6, 丙C21）において陳述する。

もっとも、上記60パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人工藤勝子が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

補助参加人工藤勝子は、当審における陳述書（丙C21）において、按分率60パーセントが相当な理由を述べるが、上記判断を覆すに足りるものではない。

(28) 議員番号30（佐々木一榮）の各支出について

ア 30-3（岩手県議会保健・医療・福祉施策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 30-4（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 30-17（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 30-18 (岩手県立大学新学長を歓迎する県民の集い会費)

1-15 (上記(1)ウ)と同じ理由により上記支出は違法である。

オ 30-20~26 (電話代、インターネット代、インターネット更新料)

証拠 (丙B43) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人佐々木一榮は、電話代、インターネット代及びインターネット更新料の65パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人佐々木一榮は、陳述書 (丙B43)において、使用目的のほとんどが情報収集・事務連絡・陳情受付・対応等であり、私用のために使った頻度は低かったという使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記65パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人佐々木一榮が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19~54 (上記(5)オ)と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(29) 議員番号31 (阿部富雄) の各支出について

ア 31-3 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 31-4 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）)

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 31-11 (岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分）)

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 31-17~19 (携帯電話料、プロバイダー料、FAX料)

阿部富雄は、平成17年4月から平成18年2月分の携帯電話料の80パーセント、平成17年4月から平成17年11月分及び平成18年1月から3月分のプロバイダー料の80パーセント、平成17年9月から平成18年2月分のFAX代の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ（弁論の全趣旨）、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

しかしながら、その使用実態は不明であるから、5-19~54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

オ 31-20 (事務職員賃金)

阿部富雄は、平成17年4月から平成18年3月分の事務職員賃金全額86万4000円を政務調査費から支出したことが認められるところ（弁論の全趣旨）、「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的説明がないから、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える43万2000円は違法な支出となる。

(30) 議員番号32（佐藤正春）の各支出について

第1審原告は、同議員に対応する請求部分を取り下げる。

(31) 議員番号 33 (吉田昭彦) の各支出について

ア 33-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア) と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 33-16 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ) と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 33-19 (在京同郷人との懇談会 (地域課題関連の意見聴取))

証拠 (丙B52) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人吉田は、平成17年7月19日、居酒屋において、東京都内に在住する岩手県出身の経済界及び官界の人々と地域課題に関する懇談会を開催したこと、同人は同懇談会費6020円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、同懇談会は開催場所、会費の金額等からして酒食を伴う会合と認められるところ、本件全証拠によってもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

(32) 議員番号 34 (野田武則) の各支出について

ア 34-3 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア) と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 34-4 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ) と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 34-20 (農林業に関する研究会会場費)

証拠 (丙B29, 55) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人野田武則は、平成17年4月26日、「割烹魚てい」において、釜石地域における農林業の振興についての研究会を開催したこと、同研究会においては、

釜石地方振興局農林部長を担当講師として招き、「平成17年度釜石地域における農林業の振興について」と題する全18頁の資料が配布されたこと、同人は、同研究会会場費1万円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、同研究会においては、県政に関連性のある実質的な意見交換がなされたものと認められ、よって、上記支出は、本件使途基準の研修費に該当し、違法ではない。

なお、同研究会の会場が飲食店であった点については、その理由について特段の説明はなされていないものの、支出された1万円は、資料を配付し釜石地方振興局農林部長を講師として招いて開催された研究会の会場費として相当性を欠くものとはいはず、したがって、会場が飲食店であったことは、上記認定を左右する事情とはいえないというべきである。

第1審原告は、この支出が飲食を伴う会合への参加費で、飲食代金が含まれていると主張するが、上記認定によれば、補助参加人野田が支出したのはあくまで会場費であって、この金員に飲食代金が含まれていることを認めるに足りる証拠はないから、上記主張は失当である。

エ 34-21~43（事務所電話・ファックス料、事務所電話料）

証拠（丙B55）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人野田は、事務所電話・ファックス料金、事務所電話料の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人野田は、陳述書（丙B55）において、自宅にある固定電話と携帯電話を使用するため、事務所に設置している電話及びFAXは、調査研究活動以外に使用することはほぼないという使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記80パーセントという数字については、その具体的計算

根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人野田が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(33) 議員番号・35（阿部敏雄）の各支出について

ア 35-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 35-17（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 35-20～25（電話代、通信代、携帯電話代、FAX代）

阿部敏雄が、電話代、通信代、携帯電話代及びFAX代の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ（弁論の全趣旨），当該各支出は、費目としては本件政務調査費の事務費に当たる。

しかしながら、その使用実態は不明であるから、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

エ 35-26・27（調査研究事務補助賃金）

阿部敏雄が、調査研究事務補助貢金（12ヶ月分）として、その全額120万円（35-26）及び72万円（35-27）を政務調査費から支出したことが認められるところ（弁論の全趣旨）、「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的説明がないから、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える96万円は違法な支出となる。

〔34〕議員番号36（渡邊幸貫）の各支出について

ア 36-2（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 36-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 36-13（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 36-18～65（インターネット代、電話代、携帯電話代、電話修理代）

証拠（丙B56）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人渡邊は、インターネット代、電話代、携帯電話代、電話修理代の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人渡邊は、陳述書（丙B56）において、事務所を設置せずに自宅において電話対応をはじめとして要望把握あるいは調査研究活動を行っており、固定電話については、通話用及び主にFAX用の2回線あり、いずれも主要な使途は調査研究活動であったこと、携帯電話は事務所がないために調査研究をはじめ議員活動遂行に即応するために必要であったこと、インターネットもほとんど全て調査研究

のための資料収集、情報取得に使用していたことから、それらの使用実態に応じて按分率を算出した旨陳述する。

もっとも、上記70パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人渡邊が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(35) 議員番号37（工藤篤）の各支出について

ア 37-3（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 37-4（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 37-16～24（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

エ 37-25～51（電話代）、37-52～60（携帯電話代）、37-61～69（電話代）

証拠（丙C7、丙C22）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤

篤は、事務所の電話1回線の電話料、自宅の2回線の電話料（1回線はFAX専用）及び携帯電話料の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人工藤篤は、陳述書（丙C7、丙C22）において、使用状況を勘案した旨陳述する。

もっとも、上記70パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人工藤篤が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

補助参加人工藤篤は、当審における陳述書（丙C22）において、按分率70パーセントを相当とする理由を述べるが、上記判断を覆すに足りるものではない。

オ 37-70～79（調査研究補助者）

証拠（甲C6～15、丙C7）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤篤は、上記各支出について、平成17年4月から平成18年1月11日までの間、県政課題に関する情報収集や資料の整理等の調査研究活動の補助業務に従事した者に対する業務の対価であると説明し、その全額84万円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、議員活動の多面性に照らし、上記のような「情報収集や

資料の整理」等というだけでは長期間にわたる「調査研究活動の補助業務への専従性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える42万円は違法な支出となる。

(36) 議員番号38（五日市王）の各支出について

38-4（調査研究活動補助員賃金）

証拠（甲B7、丙B44）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人五日市は、上記支出について、平成18年3月中に、政務調査に関わる資料の整理や議案調査、地元課題の調査活動などの業務に従事した者に対する業務の対価であると説明し、その全額10万5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

そして、補助参加人五日市の陳述書（丙B44）によれば、議員自身が議会日程によって繁忙な時期に、期間を限定して調査研究活動の補助業務のみを担当させたというのであって、「調査研究活動の補助業務への専従性」について相応の合理的な説明がされているといるべきである。

したがって、上記支出は、調査研究活動に専従していた者に係る人件費であったといえるから、本件使途基準に適合したものであり、違法ではない。

(37) 議員番号39（千葉伝）の各支出について

ア 39-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 39-4（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 39-16（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 39-18 (県政課題に関する調査委託料)

(ア) 証拠（丙C8, 15）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 産業経済政策調査会は、岩手に活力を取り戻すため、地方振興特に産業経済の振興に関する政策等の調査研究を実施し、もって岩手県の発展に寄与することを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するため、(1)地方振興政策に関する基礎的調査及び研究、(2)産業経済施策の立案及び提言、(3)産業経済施策の立案及び提言に関する広報・宣伝活動、(4)講演会、座談会等の開催、(5)会員相互の親交と意見交換を目的とする集会の開催、(6)その他上記目的達成に必要な事業を行うこととしている。

c 平成17年4月15日には「岩手県の観光振興のあり方と外国人旅行者誘致」、同年8月28日には「新しい政治の動きを探る」、同年11月30日には「心の時代」、同年12月4日には「三位一体改革と岩手」との題目で、講演会が行われた。また、調査報告書の発行もなされた。

(イ) また、証拠（丙C8）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の名目は調査委託料（調査研究費）であったことが認められるが、実際の支出内容は、産業経済政策調査会の平成17年度の会費合計24万円であったと認められる。

そして、上記(ア)記載の事実に照らすと、産業経済政策調査会の目的は県政に関連し、その目的に沿って講演会の開催や調査報告書の発行がなされていたものといえるから、同会への参加は、調査研究活動に当たるというべきである。また、会費も不相當に高額とまではいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

なお、本件支出の名目が調査委託料であったことが適切ではないとしても、実際の使途が本件使途基準に適合するものであれば、その支出は違法ではない。

オ 39-19（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）
2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

カ 39-20～31（携帯電話代金）、32～57（電話代金）
証拠（丙C8）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人千葉伝が、事務所の電話料金及び携帯電話料金の80パーセントあるいは90パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人千葉伝は、陳述書（丙C8）において、使用状況を勘案した旨陳述する。

もっとも、上記80パーセントあるいは90パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人千葉伝が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(38) 議員番号40（田村正彦）の各支出について

ア 40-1 (平成17年度八幡平緑会会費)

証拠（丙D6）及び弁論の全趣旨によれば、八幡平緑会は、八幡平の自然保護などを目的として行政当局に登山道の整備を働きかけたり、外来種を防ぐ学習会を開催するなどしている会であり、補助参加人田村正彦は、地元八幡平の自然保護や観光のあり方を探るために同会に参加したこと、同人は、同会の平成17年度会費1万5000円のうちの7500円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人田村正彦が同会に参加した目的及び同会の目的は県政に関連するものといえ、同会の活動もそれらの目的に沿ったものであったといえる。また、会費の額及び政務調査費から支出された額が不相當に高額であるともいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

イ 40-2 (年会費 地域経済問題研究会負担金)

証拠（丙D6）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出に係る昭和会は、八幡平市の経営者が集まり、地域経済などをテーマに講師を呼んで勉強会や懇談会などをしている会であり、補助参加人田村正彦は、地域経済や零細企業の実情を知るために同会に参加したこと、同人は会費5万円のうちの2万5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人田村正彦が同会に参加した目的は県政に関連するものといえ、同会の活動はその目的に沿ったものであったといえる。また、会費の額及び政務調査費から支出された額が不相當に高額であるともいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

ウ 40-4 (年会費 平館経友会負担金)

証拠（丙D6）及び弁論の全趣旨によれば、平館経友会は、平館地区を中心とする商工業者が集まり、年に数回の懇談会を開く会であり、補助参加人田村正彦は、地域の商工業政策のあり方を探るために同会に参加したこと、同人は会費3万6000円のうちの1万8000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人田村正彦が同会に参加した目的自体は、県政に関連するものといえるが、同人が陳述書（丙D6）において述べている同会の活動内容は年に数回の懇談会のみであり、その活動内容の実態は不明である上、同会の目的は主に平館地区の商工業者の懇親にあったとの疑いがあり、活動内容もその目的に沿ったものであって同人が入会した目的に沿うものではなかったとの疑いがあるといわざるを得ない。

そうすると、上記支出は、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきであるところ、上記の特段の事情があるとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

エ 40-6 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）)

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

オ 40-8 (農業団体との懇談会、県政課題にかかる懇談会負担金)

証拠（丙D6）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人田村正彦が、農業被害に対する共済金の支払状況につき、岩手県農業共済組合連合会の担当職員から状況説明を受けた際の飲食店における食事代5000円を、本件使途基準の調査研究費として政務調査費から支出したことが認められる。

しかるに、一般的には、議員が農業共済組合連合会の職員から状況説明

を受けるにあたって飲食を共にする必要性はなく、ましてその費用を税金から支出すべき合理性はないのであって、本件全証拠によつてもこれに政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があつたとは認められない。

よつて、上記支出は違法である。

カ 40-10・11（政務調査研究委託費）

証拠（甲D37、38、丙D6、9）及び弁論の全趣旨によれば、40-10の支出は、補助参加人田村正彦が、旧松尾村の男性に対し、平成17年4月から同年9月までの6か月間、月額4万円で、安比川岩谷地区洪水状況調査、リンドウ根コブ病の実態調査、見川地区智恵の滝周辺の整備可能調査等の調査を順次委託したその委託費合計24万円のうちの政務調査費から支出した分14万7737円であり、40-11の支出は、旧西根町の男性に対し、平成17年4月から同年9月までの6か月間、月額4万円で、西根地区のゴミの不法投棄の実態調査、西根若谷地地区洪水防止工事後の実態調査、小学児童の通学路の安全対策と歩道の実態調査などの調査を順次委託したその委託費合計24万円であることが認められる。

そうすると、上記各支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するといふべきであり、違法ではない。

なお、第1審原告は、委託先は不明であり、真実調査研究委託が行われ、これに基づいて真実調査研究が実施されているかも不明である旨主張しているが、委託先については個人である以上その具体的氏名が公表されないとしても不自然ではなく、また、真実調査研究委託が行われなかつたことを疑わせる事情も認められないので、上記第1審原告の主張は採用できない。

(39) 議員番号41（柳村典秀）の各支出について

ア 41-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 41-4 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 41-15 (岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 41-22・23 (県政報告印刷代)

証拠(甲D39, 40, 丙D7)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人柳村典秀は、平成17年3月31日及び平成18年3月31日に県政報告を発行し、その際の印刷代11万7375円(41-22)及び44万4150円(41-23)を政務調査費から支出したこと、いずれの紙面にも「「県政への提言」皆様からお寄せいただいたご意見、ご提案は県政に反映し、共通認識を図ります。ご意見・ご感想をお寄せください」との欄が設けられていたことが認められる。

そして、広報費が地方自治法100条14項に反しないことは上記1(2)ア(イ)記載のとおりであり、上記認定事実によれば、上記各支出は、本件使途基準の広報費に該当するというべきであり、違法ではない。

オ 41-24~27 (電話代)

証拠(甲B41~44, 丙D7)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人柳村典秀は、電話料金の全額を政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

補助参加人柳村典秀は、按分率を100パーセントとした理由につき、陳述書(丙D7)において、事務所に複数ある電話回線のうち、政務調査のためのインターネット接続用と住民要望などの受信用に使用していた電話料金であり、調査研究活動以外にほとんど使用していなかつたためである旨陳述するが、その陳述自体からもその他の目的にも利用された可能性

があることがうかがわれる。

そして、ほとんど使用していなかったとの陳述については、その具体的根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人柳村典秀が陳述する上記使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(40) 議員番号42（大宮惇幸）の各支出について

ア 42-3（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）
1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 42-4（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費）
1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 42-17（岩手県議会大連友好議員連盟会費平成17年度分）
3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 42-22（電話料金）, 42-23（携帯電話料金）

証拠（丙B45）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人大宮は、電話料金及び携帯電話料金の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人大宮は、陳述書（丙B45）において、事務所の電話は電話回線とFAX回線の2回線を有しているが、その全てを議員活動に使用しており、携帯電話の主な使途は県職員との情

報交換や議員間の連絡調整であり、その使用実態によった旨陳述する。

もっとも、上記70パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人大宮が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19~54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(4) 議員番号43（柳村岩見）の各支出について

ア 43-1（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 43-7（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 43-16（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 43-22・24~27（電話料、通信費、携帯電話料金）

証拠（丙C9、丙C20）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人柳村岩見は、事務所の電話料の70パーセント、通信費及び携帯電話料金の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。なお、第1審原告は、43-22の支出につき、自宅の電話料である旨主張するが、その主張を認め

るに足りる証拠はなく、かえって、証拠（丙C20）によれば、これらの電話料（44-22, 24, 25）は、岩手県滝沢村鶴飼字笹森5-27に置かれた補助参加人柳村岩見の笹森事務所に設置された電話3回線（そのうち1つはFAX専用）の電話料であると認められる。

補助参加人柳村岩見は、電話料の按分率70パーセントにつき、陳述書（丙C9）において、使用状況によった旨陳述し、また、通信費及び携帯電話料金の按分率80パーセントについては、使用状況を勘案した旨主張している。

もっとも、上記70パーセントあるいは80パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人柳村岩見が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19~54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

補助参加人柳村岩見は、当審における陳述書（丙C20）において、電話料金の按分率は80パーセントが相当である理由を述べるが、上記判断を覆すに足りるものではない。

オ 43-23（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）について

2-19~30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(42) 議員番号44(藤原泰次郎)の各支出について

ア 44-1(紫波町国際交流協会会費)

証拠(甲C17,丙C10)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人藤原泰次郎は、紫波町国際交流協会から県議会議員として参加することを求められて同会に入会し、同町の国際交流について会員らと意見交換等を行っていたこと、同会では諸外国からホームステイの生徒を招聘したりするなどして青少年の健全育成、国際感覚の育成涵養を行う活動をしていること、同人は同会の会費3000円を政務調査費から支出したこと、同人は、同会での意見交換等は県政に役立っていると考えていることが認められる。

以上によれば、補助参加人藤原泰次郎は県政に役立つものとして同会に入会しており、その入会理由は県政との関連性が認められ、同会の活動内容も県政に関連するものであるといえる。また、会費も不相當に高額であるとはいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

イ 44-2(紫波町川を知る会会費)

ア 証拠(甲C18,丙B32,丙C10)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる(なお、丙B32は補助参加人藤原泰次郎から提出されたものではないが、丙B32の内容に照らせば、上記支出に係る「紫波町川を知る会」は、丙B32の「川を知る会」と同じものであると認められる。)。

a 川を知る会は、北上川流域における河川の自然を共存的に活用しながら、悠久の歴史を学び、文化を訪れ、育み、人間性豊かな世代間交流を進め、次世代を担う子供達の健全な育成と、老若男女がともに愛せる“ふるさと”の創造に資することを目的とする。

b 川を知る会は、上記目的を推進するため、(1)地域の人々の自然活動の開催、支援、(2)地域、学校、他団体との連携促進、(3)人材の集積と相互協力活動の推進、(4)会員研鑽のための活動、(5)関連事業の推進、(6)その他上記目的に合致する活動を行うこととしている。

c 補助参加人藤原泰次郎は、同会から県議会議員として参加することを求められて入会し、北上川の河川環境問題について会員らと意見交換等を行い、得られた情報は河川行政に役立ったと考えている。

d 補助参加人藤原泰次郎は、同会の会費2000円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人藤原泰次郎は、県政に役立つものとして同会に入会しており、その入会理由は県政との関連性が認められる。そして、同会の活動内容も県政に関連するものといえ、また、会費も不相当地高額であるとはいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

ウ 44-3 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 44-8 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

オ 44-18 (岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

カ 44-21 (懇親会費)

証拠(甲C17、丙C10)及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、高橋雪文後援会主催の講演会及びそれに引き続き行われた懇親会の参加費

であり、補助参加人藤原泰次郎は県の事務や行財政に関する調査研究の勉強のために同会に参加したこと、同会では大学教授である経済学者が「現代を生き抜く経済論」という演題で講演をした後、県議会議員である高橋雪文が県政課題に対する政見を述べたこと、補助参加人藤原泰次郎は、同会の参加費5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人藤原泰次郎が同会に参加した目的は県政に関連するものといえ、同会で行われた講演会等もその目的に沿ったものであつたといえる。また、参加費も不相當に高額ではない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の研修費に該当するというべきであり、違法ではない。

なお、この懇親会は、その名称や会費の金額等に照らして酒食を伴う会合であったと認められ、第1審原告は、この懇親会費を政務調査費から支出することは許されないと主張するが、懇親会に参加せずに大学教授の講演会に参加することが可能であったことをうかがわせる証拠はなく、上記認定によれば、懇親会分も調査研究活動と一体となって切り離せない費用であると認められるから、政務調査費から支出すべきやむを得ない事由があつたというべきである。

キ 44-23~34 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19~30 (上記(2)エ)と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

ク 44-35~46 (政務調査専従員費)

証拠 (甲C20~30、丙C10) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人藤原泰次郎は、上記各支出について、平成17年4月から平成18年3月までの間、資料の調査や整理、地域の住民の意見の集約や地域の現状調査などの調査研究活動の補助業務に従事した事務所に勤務していた職員

に対する業務の対価（一月当たり 12万6000円で計151万2000円。ただし、交通費6000円を含む。）であると説明し、これを全額政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、議員活動の多面性に照らし、上記のような「事務所勤務職員による資料の調査や整理」等というだけでは長期間にわたる「調査研究活動の補助業務への専從性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える75万6000円は違法な支出となる。

(43) 議員番号45(川村農夫)の各支出について

ア 45-1 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 45-5 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 45-13 (岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 45-19 (飲食代)

証拠(丙B53)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村が、平成17年11月27日に岩手県PTA連合会OBとの懇親会に出席し、その飲食代8400円を政務調査費から支出したこと、同人は、PTA連合会の運営状況や法人化後の運営状況など内部的な課題と県教育委員会との調整について意見を聴取する重要な機会であると考え同会に参加したことが認められる。

また、補助参加人川村は、陳述書(丙B53)において、参加したこと

により、現状の課題や活動状況の確認ができたほか、久慈竜也から文科省での仕事内容やその経験から得た教育行政の現状を聞くことができた旨述べている。

しかしながら、上記のような事情を十分に考慮しても、かかる酒食を伴う会合の費用を政務調査費から支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記支出は違法である。

オ 45-21 (食事代)

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、平成17年11月15日に、新年開催の県政報告会に向けて事務員らとの間でスタッフ会議を開催し、その際の食事代1万6150円を政務調査費から支出したことが認められるが、かかる費用を税金である政務調査費から支出すべき合理性は到底認められない。

よって、上記支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

カ 45-25 (電話料)

(ア) 証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村が、事務所とは別にある自宅の電話料金の70パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該支出は、費目としては本件使途基準にいう事務費に当たる。

(イ) 補助参加人川村は、上記支出を政務調査費から支出したことにつき、陳述書（丙B53）において、事務所はあったが事務員の勤務時間外に自宅に電話がくることが珍しくないことや、同居の家族はほとんど携帯電話を使用していたか、ほとんど電話をかけることがなく、自宅の固定電話を使用するのはほとんど自分だけといってよい状況であったこと、その通話内容も、地域住民の要望や苦情への対応などだったため、ほぼすべてを政務調査のために使用していたといってよい状態であったこと

などから、自宅の固定電話の電話料金を政務調査費から支出することとし、その按分率を70パーセントとした旨陳述しており、自宅の電話を調査研究活動にも使用したことが認められる。

(ウ) もっとも、補助参加人川村が按分率を70パーセントとした理由につき、陳述書（丙B53）のほかに、その使用実態を裏付ける証拠はない。したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

キ 45-27（櫻の会会費）

3-39及び65（上記(3)シ）と同じ理由により、上記支出は違法である。

ク 45-28（矢巾町国際交流協会賛助会員年会費）

(ア) 証拠（丙B30, 53）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 矢巾町国際交流協会は、矢巾町民の人材育成のため国際交流活動を推進し、国際相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応した個性豊かな町の魅力創造に寄与することを目的とする。

b 同会は、上記目的を達成するため、(1)国際交流事業の企画立案及び推進、(2)国際交流ボランティアの育成、(3)国際交流に関する学習及び研修、(4)国際交流に関する情報の収集及び啓蒙、(5)在住の外国人との交流、(6)その他上記目的に必要な事業を行うこととしている。

c 同会は、目的に賛同する個人及び団体並びに賛助会員をもって組織されており、賛助会員は、目的に賛同する団体、企業等及び個人、特

別会員は目的に賛同し、総会において推挙された団体である。会費は、個人会員の会費は毎年総会において決定され、事業委託が出来る団体は会費1万円とし、賛助会員は年1口1万円以上とされ、特別会員は原則会費を徴収されないこととされている。

d 補助参加人川村は、同会費3000円を政務調査費として支出した。

e 補助参加人川村は、平成当初から町の事業であった国際交流海外派遣事業に係わり、平成10年から法人化に移行して国際交流協会となつた際、会員となつた。同人は、国政的諸条件に対応した行政と人材を育成することが岩手の課題であると謳われているところ、その見識を広め培うことは重要な調査研究に資するものと考えている。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人川村において、同会と具体的にどのような関わりをもつたのかは明らかにされていないものの、補助参加人川村が同会に参加していた目的は県政に関連性があるといえ、また、同会の目的も県政に関連性があるといえる。そして、同会の活動もそれに沿つたものであるといえ、会費も不相當に高額であるとはいえない。なお、同会の会費について、寄付金の要素が強いとはいえない。

以上によれば、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

ケ 45-30（「帰ってきたオトウサン」前売り券）

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、仕事を退職した人々により構成されている「劇団帶の会」につき、同劇団の取り組みは、高齢化社会に向けて参考になるものと考え、同劇団が開催した舞台「帰ってきたオトウサン」を観覧し、観覧後、劇団の構成員から劇団の理念や取り組みについて聞き取りを行つたこと、同人は、その前売り券

代金1200円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、補助参加人川村が同劇団の取り組みを参考としようとしたという目的は県政に関連するものといえ、また、同劇団からの聞き取りに際し、同劇団の実際行っている舞台を観覧した上で臨むことは、聞き取りを実質的なものとするために有益なことといえる。

したがって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

コ 45-31 (岩手県ユネスコ協会連盟会費)

岩手県ユネスコ協会連盟の目的及び活動内容については、上記(3)ツ(3-44・52の支出に係る判示部分)記載のとおりであるところ、証拠(丙B53)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、同協会の会費5000円を政務調査費から支出したこと、同人は、同会の活動は、県内の国際化推進に有益であると考えていることが認められる。

そうすると、補助参加人川村が同会に参加しているのは、国際化推進のためであるといえ、同目的は県政に関連するものといえ、同協会の活動内容もその目的に沿ったものであったといえる。また、会費が不相當に高額であるとはいえない。

したがって、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

サ 45-32・35・36・39 (岩手日報情報文化研究会会費)

(ア) 証拠(丙B31, 53)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 岩手日報情報文化研究会は、岩手県の政治、産業、経済、文化の発展に資するため、岩手日報社、共同通信社が共同して国際、中央、地方の情報を的確かつ敏速につかみ、会員に提供するとともに会員相互の親和を図ることを目的とする。

- b 同会は、上記目的達成のため、(1)国内外情報資料（政経週報、プレジデント、その他）の配布、(2)例会（講演会、研究会）の開催、(3)その他同会が必要と認めるものを行うこととしており、具体的には、例会として講演会を年8回（盛岡会場以外）あるいは10回（盛岡会場）開催し、ビジネス総合誌であるプレジデントを月2回配布し、そのほか政経週報の配布を行っている。
- c 同会の個人会員の月会費は1口8400円（盛岡会場以外は6300円）とされている。
- d 補助参加人川村は、同会の会費として、平成17年6月23日、同年8月31日、同年12月21日、平成18年3月15日にそれぞれ3か月分の2万5200円を出し、その合計10万0800円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、同会の目的及び活動内容は、県政に関連し、調査研究活動に資するものといえる。また、その会費が不相当地高額とはいえない。なお、同会費につき寄付金の要素が強いとはいえない。

以上によれば、上記各支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

シ 45-34（小操舟建造実行委員会会費）

(ア) 証拠（丙B32, 53）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 小操舟建造実行委員会は、川を知る会の一事業として立ち上げられたものであるところ、川を知る会の目的及び事業内容は、上記(42)イ（44-2の支出に係る判示部分）に記載のとおりである。同実行委員会は、具体的には、北上川のゴミ投棄問題や水辺の環境浄化に取り組み、川下り体験を小学校と連携して行うなど、子供たちが水に親し

むことができる活動の機会を設ける活動を行っていた。そして、川の持つ歴史的側面に着目し南部藩と志和の八戸藩の船を活用した歴史を紹介するために建造しようとしたのが小操船である。

b 補助参加人川村は、地域河川愛護活動の一層の推進と北上川の歴史的役割を知る機会であると考え、同会に参加した。

c 補助参加人川村は、同会の会費1万円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人川村が、小操舟建造実行委員会に参加した目的は県政に関連するものといえ、同会の活動内容もその目的に沿つたものであったといえる。また、会費も不相當に高額であるとはいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

ス 45-38 (芸術文化を考える会会費)

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、地域活性化の起爆剤となる地域芸術文化に関する情報を収集し、その振興を図ろうと考え、平成18年2月5日、町民劇場の団員4名との食事を伴う懇談会を開催したこと、同人は、その際の懇談会費7500円を政務調査費から支出したことが認められる。

また、補助参加人川村は、陳述書（丙B53）において、同懇談会で、食事をしながら、町民劇場の活動や文化振興に関する意見交換等を行うことができたと述べている。

しかしながら、上記事情を十分に考慮しても、かかる酒食を伴う会合の費用を政務調査費から支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

セ 45-41～48 (川村農夫県議と語る会年会費、会場費)

(ア) 証拠（丙B33の1及び2, 53）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 上記の会に当たる「朝日の会」は、補助参加人川村農夫県議会議員の政治活動を支援することを目的とし、併せて会員相互の向上と親睦を深めることを目的として平成14年8月に組織された。
- b 「朝日の会」の入会案内（丙B33の1）には、同会が川村農夫の後援会である旨記載されていた。
- c 上記各支出は、「朝日の会」の年会費及び同会が主催した県政報告会に関連した支出であり、補助参加人川村は、政務調査費から支出した。

(イ) 上記(ア)記載のとおり、「朝日の会」が後援会であることに照らせば、同会の年会費及び同会が主催した県政報告会は、後援会活動の一環であるというべきであり、調査研究活動には当たらないというべきである。

そうすると、上記各支出は、本件使途基準に合致せず、違法なものというべきである。

ゾ 45-49 (懇談会費)

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、平成17年11月20日に開催された民主党岩手県総支部連合会と連合岩手との懇談会に参加したこと、同会では、県政の取り組み及び連合岩手が岩手県知事に提出した要望書の進捗具合等についての議論がなされたこと、補助参加人川村は、同懇談会は、県議会での答弁と各団体に対する県の回答に違いがないか等を確認する場として重要であると考えていること、同人は、同懇談会費2000円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、同懇談会でなされた議論は県政に関連するものといえ、同会への参加は調査研究活動に資するものといえる。また、会費も不相当

に高額とはいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法とはいえない。

なお、第1審原告は、上記支出につき、実際の使途は、政党活動・後援活動・選挙活動に当たるから違法である旨主張するが、政務調査費からの支出として違法になるか否かは、支出に係る会の具体的な内容が調査研究活動に適うものか否かによるべきところ、上記支出に係る懇談会における内容は調査研究活動に適うものといえる。

タ 45-52 (国政報告会準備会会費), 45-53 (国政報告会会費)

(ア) 証拠(丙B53)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、平成18年2月19日に開催された岩手県選出の民主党所属国会議員による国政報告会に参加したこと、また、平成18年1月21日に開催された同国政報告会の準備会に参加したこと、及び同人は、準備会会費5000円(45-52)と国政報告会会費(45-53)5000円を政務調査費から支出したことが認められる。

(イ) 国政に関わる事項も県政と関連があるといえ、国政報告会に国政に関する情報を得る目的で参加することも県政との関連性があるというべきであるが、上記(ア)記載の事実に照らせば、補助参加人川村は、国政報告会を開催する側の一員であった疑いがあり、そうすると、同人が国政調査会に参加した主たる目的は国政に関する情報を得ることにあったのではなく、民主党議員として、岩手県選出の国会議員の政党活動あるいは後援活動を補助することにあったとの疑いがあるというべきである。

そうすると、上記各支出には調査研究のための必要性が認められないというべきであり、上記各支出は、本件使途基準に合致せず、違法である。

チ 45-54 (たつそ拓也国政報告会会費)

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、平成18年2月25日に開催された民主党所属衆議院議員達増拓也の国政報告会に参加したこと、同人は、同報告会会費1万円を政務調査費から支出したことが認められる。

国政に関わる情報も県政に関連性があるといえ、国政に関わる情報を得ることのできる国政報告会への参加は調査研究活動に資するものというべきである。

しかしながら、国政報告会の会費として1万円は高額であり、実質的に飲食代ではないか、民主党所属国会議員への活動支援資金ではないかなどの様々な疑問を否めないところであって、具体的にいかなる趣旨の金員であったのかが明らかでない以上、これを調査研究活動に必要な支出であると認めることはできない。

よって、上記支出は、本件使途基準に合致すると認めるに足りず、違法である。

ツ 45-55 (民主党女性議員ネットワーク東北ブロック会議会費)

ア) 証拠（丙B34, 53）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- a 補助参加人川村は、平成18年2月26日に開催された民主党女性議員ネットワーク会議東北ブロック会議に参加した。
- b 同会議では、女性議員ネットワーク会議東北ブロック会議の立ち上げに当たり、世話人選出及び活動方針について協議が行われた後、女性参議院議員による講演会が行われ、引き続いて交流会ティーパーティーが行われた。
- c 補助参加人川村は、女性議員だけのネットワークを構築して女性議員のみで打開すべき政策課題があるのかという疑問をもち、会議の内容を聞いていたが、同会議の参加により、少子化問題や家庭介護にお

ける女性の負担に関する解決策の提言など、女性の視点からの訴えといるべき諸課題について、自分の認識と違いがあることを知ることとなり、女性の視点での制度、政策の改善が建設的に進展する必要を認識した。

d 補助参加人川村は、同会議会費1000円を政務調査費から支出した。

(イ) 上記の会の目的及び活動内容に照らすと、同会議は民主党女性議員ネットワーク会議の立ち上げとその構成員の交流を目的とするることは明らかであり、議員の調査研究活動に用いられる可能性がないことがうかがえるといえるから、上記支出については、同会の活動を基に県政に関連する具体的な調査研究がされたか、予定されていたなどの特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるといるべきところ、補助参加人川村は、女性議員のみで打開すべき政策課題があるかという観点から同会議に参加したものであり、少子化問題や家庭介護における女性の負担の問題等について認識を新たにしたというのであるから、同人が同会議に参加したことについては、前記の調査研究のための必要性も肯定し得ないではない。また、その参加費も不相當に高額ではない。

よって、上記支出は本件使途基準の調査研究費に該当するといるべきであり、違法とはいえない。

テ 45-56~58（電話料、電話機リース料、携帯電話料金）

証拠（丙B53）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人川村は、事務所の固定電話料金、電話機リース代、携帯電話料金の80パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該各支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記各支出の按分率につき、補助参加人川村は、陳述書（丙B53）において、使用実態に応じて定めた旨陳述する。

もっとも、上記80パーセントという数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人川村が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、それぞれ、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

(44) 議員番号46（佐々木順一）の各支出について

ア 46-1（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 46-15（岩手県議会大連友好議員連盟会費）

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 46-17（事務所職員人件費）

証拠（丙B46、証人佐々木順一）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人佐々木順一の事務所には、妻及び採用職員の2名の事務職員があり、平成17年度は、政治活動や後援会活動の事務を妻に、政務調査関係の事務を採用職員に専門的に分担させることとし、両名に対し、担当事務以外の業務には関わらないよう指示していたこと、補助参加人佐々木順一は、上記採用職員に係る人件費125万円を全額政務調査費から支出したこと認められる。

しかしながら、議員の日常的な活動を調査研究活動とそれ以外の活動と

に峻別することは容易でなく、補助参加人佐々木順一の証言によてもそれが明確に区別されていたとはいがたいから、常雇されている事務所勤務の事務員が実際に従事した業務が調査研究活動の補助業務のみに限定されていたとは認めがたく、上記認定の事実によっては「調査研究活動の補助業務への専從性」が具体的・合理的に説明されているとはいえない。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える62万5000円は違法な支出となる。

(45) 議員番号47（新居田弘文）の各支出について

ア 47-2（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 47-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 47-11（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

(46) 議員番号48（飯澤匡）の各支出について

ア 48-3（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 48-4（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 48-15（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 48-20（平成17年度特定非営利法人リサイクルネットワークいわ

て会費)

証拠（甲D45、丙D8）及び弁論の全趣旨によれば、特定非営利法人リサイクルネットワークいわては、岩手県の産業廃棄物行政に関する情報収集、リサイクルや産業廃棄物行政の在り方等を研究するNPO法人であること、補助参加人飯澤は、産業廃棄物についての知識情報を得て適切な産業廃棄物行政を探るために同会に参加したこと、同人は同会費1万円を政務調査費から支出したことが認められる。

以上によれば、同人が同会に参加した目的は県政との関連性が認められ、同会の活動内容もその目的に沿ったものであったと認められる。また、会費は不相當に高額とはいえない。

そうすると、上記支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するべきであり、違法ではない。

才 48-27 (職員人件費)

証拠（甲D46、丙D8）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人飯澤は、旧大東町の男性職員を、一関市、大東町などの市町村合併の際、各議会の動向に関する情報を得るための議会傍聴や大原商業高校と大東高校の統合問題に関する地域懇談会による住民動向の調査、県道整備状況の調査などの調査活動に従事させたと説明し、同男性職員に対する平成17年4月から平成18年3月分までの入件費108万円の全額を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記認定によれば、この男性職員には年間を通じて月額9万円の定額が支払われているから、上記の調査研究活動の補助業務以外の他の業務にも従事していた疑問を否めず、「調査研究活動の補助業務への専從性」について合理的な説明がされているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える54万円は違法な支出となる。

(47) 議員場号 49 (千葉康一郎) の各支出について

ア 49-3 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 49-4 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 49-18 (岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 49-22 (日ロ協会岩手県センター結成40周年の集い会費)

証拠 (丙B28の1及び2, 48) 及び弁論の全趣旨によれば、日ロ協会岩手県センターの目的や活動内容及び結集40周年の集いの内容、会費等については、上記(24)イ(ア) (26-7の支出に係る判示部分) 記載のとおり認められ、補助参加人千葉康一郎は、同集いに参加したことで日ロ両国の国際協力に関わる様々な課題や問題点に目を向け、岩手県とロシアの今後あるべき係わり方についても考えることができたと認識していることが認められる。

以上によれば、補助参加人千葉康一郎が同集いに参加し、得られた情報等は県政に関連性があるといえ、同集いにおいて行われた講演会等も県政に関連するものであったといえる。また、会費が不相当地高額であるともいえない。

よって、上記支出は、26-7 (上記(24)イ)と同様の理由により、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

オ 49-23 (一関市議会議員との県政懇談会会費)

証拠 (甲B8, 丙B35の1及び2, 48) 及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人千葉康一郎は、平成18年1月4日に飲食店において行わ

れた一関市議会議員との県政懇談会に参加したこと、同懇談会には、県議会議員であった同人及び補助参加人佐々木一榮のほか一関市議会議員8名が出席したこと、補助参加人千葉康一郎は、同懇談会費1万円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記の場所や会費の金額等に照らすと、この懇親会は酒食を伴う会合であったと認められるところ、本件全証拠によつてもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があつたとは認められない。

よつて、上記支出は、違法である。

(48) 議員番号50(佐々木俊夫)の各支出について

ア 50-2(岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分))

1-4(上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 50-16(岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分))

3-22(上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 50-17~28(岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19~30(上記(2)エ)と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

エ 50-32~43(政務調査補助者給料)

証拠(甲C31、丙C11の1)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人佐々木俊夫は、上記各支出について、平成17年4月から平成18年3月までの間、政務調査に関する事務や政務調査に赴く際の車両の運転などの政務調査活動の補助業務に従事していた者に対する業務の対価であると説明し、その全額96万円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記のように政務調査に関する事務に従事していたとい

うだけでは具体性に欠け、長期間にわたる「調査研究活動の補助業務への専從性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える48万円は違法な支出となる。

(49) 議員番号51(佐々木大和)の各支出について

ア 51-13(岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分))

3-22(上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 51-15(岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費)

1-4(上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 51-28~33(調査、研究事業委託費)

証拠(丙C12の1,2)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、補助参加人佐々木大和が、地域の事情に通じていると考えた個人に対し、①過疎対策及び市町村合併についての調査研究、②下閉伊郡内の国道、県道、町村道、農道、林道等の整備に関する調査研究、③下閉伊郡内の商工、農林水産及び観光の振興についての調査研究、④少子化に伴う学校の再編に関する調査研究、⑤医療、福祉政策に関する調査研究、⑥津波対策の調査研究を委託した委託費であり、調査は、合計17日間をかけて行われ、その内容は「地域課題調査委託事業結果報告」(丙C12の2)にまとめられたこと、補助参加人佐々木大和は、その人件費全額を政務調査費から支出したことが認められる。

そうすると、上記各支出は、本件使途基準の調査研究費に該当するというべきであり、違法ではない。

なお、第1審原告は、委託先は不明であり、真実調査研究委託が行われ、これに基づいて真実調査研究が実施されているかも不明である旨主張しているが、上記のとおり、証拠及び弁論の全趣旨によれば、実際に調査

研究の委託がなされ、調査研究が実施された事実が認められ、また、委託先については、個人である以上その具体的氏名が公表されないとしても不自然ではないから、委託先が明らかになっていないからといって上記事実の認定が妨げられるものではない。よって、第1審原告の主張は採用できない。

エ 51-34~45 (岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料)

2-19~30 (上記(2)エ)と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

(50) 議員番号52(工藤大輔)の各支出について

ア 52-4 (岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分))

1-4 (上記(1)ア)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 52-5 (岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費)

1-5 (上記(1)イ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 52-19 (岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分))

3-22 (上記(3)オ)と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 52-23 (農業に関する意見交換に関連する食事代)

証拠(丙B49)及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、事務員とともに、平成17年5月10日、農業関係者から農業の生産や経営状況等の現状を把握するため、聞き取りや意見交換、遊休農地が拡大している状況などの現地調査を行ったこと、その調査は終日にわたって行われ、昼食時も、関係者と一緒に飲食店(焼き肉レストラン中山)において昼食をとったこと、補助参加人工藤大輔は、同行した職員の昼食代840円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかるに、上記支出は、職員が昼食をとることにより政務調査の成果が上ったことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、本件使途基準に合致しない違法なものと判断されるというべきところ、補助参加人工藤大輔は、陳述書（丙B49）において、昼食時に農業関係者と地域課題に関して意見交換を行ったため、同行した事務員は昼食時に業務を行いながら食事を取っていたといえるので、政務調査費から支出した旨陳述するにとどまるから、同陳述内容では上記の特段の事情があるとは認められないというべきである。

よって、上記支出は、違法である。

オ 52-24・25（競馬に関する意見交換に関連する食事代）

証拠（丙B49）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、平成17年7月26日、平成18年2月10日に、飲食店（大地及び山海酒樂亭よしだや）において、岩手競馬の関係者を招いて意見交換会を開催したこと、同人は、その際の食事代5386円及び2800円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記の場所や金額からすると、この意見交換会は酒食を伴う会合であったと認められるところ、本件全証拠によつてもかかる会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由があったとは認められない。

よって、上記各支出は、違法である。

カ 52-26～28（電気代、事務所水道代、家賃）

証拠（甲B9～11、丙B36、49）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、平成17年3月30日、親族が代表取締役を務める株式会社工藤材木店から、岩手県九戸郡種市町23-25-46所在の店舗を事務所として使用するために、賃貸借の期間を平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間、賃料を月8万円として賃借し、同店舗に事務所を設置していたこと、同人は、その事務所の電気代（平成1

7年4月から平成18年3月分），水道代（平成17年4月から平成18年3月分）及び賃料（平成17年4月から平成18年3月分）の2分の1の額（それぞれ、2万3616円、2万2050円、48万円）を政務調査費から支出したことが認められる。

賃貸人は補助参加人工藤大輔と生計を一にしておらず、また、事務所の使用状況については、補助参加人工藤大輔の陳述書（丙B49）によれば、政務調査活動に関係しない利用は1割前後であるというのであるから、按分率を2分の1とすることにも合理性があるといるべきである。よって、上記各支出は、本件使途基準の事務所費に該当し、違法とはいえない。

これに対し、第1審原告は、①恒常に使用する事務所の賃料等を政務調査費から支出することは許されない、②仮にこれが許されるとしても、支出は調査研究活動時間従事数（概数）により按分していないで違法である、③本件支出は補助参加人工藤の親族が代表取締役を務める株式会社工藤材木店に対して支払われていてマニュアルに違反し、不正、不適切な支出であると主張するが、これらの主張が採用できないことは13-19（上記⑫ウ）における説示と同様である。

キ 52-36（県政報告会に関する会場使用料（水道使用料））

証拠（甲B12、丙B49）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、自宅の隣地において観桜会を兼ねて県政報告会を開催したこと、その際、参加人数が300名を超えたことから、トイレを2箇所用意することとし、一つは自宅庭にある外トイレを利用し、もう一つは、隣地の建物内のトイレを利用したこと、上記水道使用料は隣地の建物内のトイレの水道料金であること及び同人はその水道料金1837円を政務調査費から支出したことが認められる。

県政報告は、議員の調査研究活動に資するものといえるところ、その報

告会を開催するに当たって必要となったトイレの水道料金を政務調査費から支出することにも合理性があるというべきである。

しかしながら、県政報告会当日に使用した水道料がどの程度であったかは上記証拠によても明らかでなく、補助参加人工藤大輔が申告する 1837 円をそのまま同日の水道料金として認めるのは相当でない上、具体的金額を算定すべきすべもないでの、結局、調査研究活動に要した水道料金の立証がないものとして全額を違法な支出とせざるを得ない。

よって、上記支出は違法である。

ク 52-29 (電話代)

証拠（丙B49）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、事務所の電話料金および携帯電話料金の 75 パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

上記支出の按分率につき、補助参加人工藤大輔は、陳述書（丙B49）において、事務所の通信費利用実態は事務所利用とほぼ比例しており、政務調査活動以等以外に利用しているのは約 1 割、携帯電話については政務調査活動や事務所等との連絡以外の利用が 4 分の 1 以内であると考えられるため、通信費全体として政務調査活動等の目的以外に使用した率が 25 パーセントを超えていないと判断し、通信費は一律 75 パーセントを政務調査活動に要したと判断した旨陳述する。

もっとも、上記 75 パーセントの基となった、1 割とか 4 分の 1 という数字については、その具体的計算根拠は示されておらず、裏付けとなる客観的証拠も提出されていないから、補助参加人工藤大輔が陳述する使用実態とは、同人の記憶に基づく判断以外にその根拠が見出せないといわざるを得ない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査

費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

ケ 52-30～35（職員給与）

証拠（丙B49）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人工藤大輔は、上記各支出について、平成17年4月から同年9月までの間、現地の状況確認、資料収集や電話や来訪者への対応、資料整理等の調査研究活動の補助業務に従事していた者に対する業務の対価であると説明し、その全額28万3511円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、上記の業務従事状況からは、調査研究活動の補助業務以外の事務への従事もうかがわれ、「調査研究活動の補助業務への専從性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える14万1755円は違法な支出となる。

(5) 議員番号53（平澄芳）の各支出について

ア 53-2（岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費）

1-5（上記(1)イ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 53-3（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分）

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 53-16（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

エ 53-20～31（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

(52) 議員番号54（小野寺研一）の各支出について

ア 54-2（岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費（17年度分））

1-4（上記(1)ア）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

イ 54-15（岩手県議会大連友好議員連盟会費（平成17年度分））

3-22（上記(3)オ）と同じ理由により、上記支出は違法ではない。

ウ 54-17～28（岩手県総合政策研究会に対する県政調査・研究委託料）

2-19～30（上記(2)エ）と同じ理由により、上記各支出は違法ではない。

エ 54-29（携帯電話料）

証拠（丙C13）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小野寺は携帯電話料金の65パーセントを政務調査費から支出したことが認められ、当該支出は、費目としては本件使途基準の事務費に当たる。

補助参加人小野寺は、按分率を65パーセントとした理由につき、使用実態によった旨主張するのみで、それを裏付ける証拠はない。

したがって、5-19～54（上記(5)オ）と同じ理由により、政務調査費からの支出が許されるのは按分率50パーセントの支出額に止まり、それを超える部分を政務調査費から支出することは違法となるというべきであり、その違法となる具体的額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄記載のとおりである（小数点以下切り捨て）。

オ 54-30（政務調査費運転手賃金）、54-31（政務調査秘書給与）

証拠（丙C13）及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人小野寺は、上記各支出について、政務調査に関する事務を専門に行う秘書に対する業務の対価（54-31）及び政務調査に赴く際の車両の運転や調査の補助をする職員に対する業務の対価（54-30）であると説明し、それらの人物費全額114万円を政務調査費から支出したことが認められる。

しかしながら、これらの賃金や給与が支払われた期間や回数、各回の金額が明らかとなる証拠がない上、上記証拠によっても従事した業務内容の具体性が乏しく、「調査研究活動の補助業務への専從性」が合理的に説明されているとはいがたい。

そこで、上記事情等にかんがみて、2分の1の限度で調査研究活動分と認め、これを超える57万円は違法な支出となる。

3 不当利得返還請求権の範囲について

ア 以上によれば、各議員の違法な支出額は、別紙3「岩手県議会政務調査費調査票」の「違法支出額（当審）」欄及び別紙1「政務調査費目録」の「違法支出額」欄に記載のとおりである。

イ ところで、政務調査費は、調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるから（法100条14項），各議員が交付を受けた政務調査費を超えて自己負担で経費の支出をした場合には、その自己負担額は、本来、政務調査費からの支出が可能な性質のものであり、そのような自己負担をした議員については、本件審理の結果認められる違法な支出額が、議員の自己負担額を上回る場合に限り、当該差額が第1審被告の不当利得返還請求権となるものである。

そして、証拠（乙4）によれば、各議員の自己負担額は別紙1「政務調査費目録」の「自己負担額」欄に記載のとおりと認められるから、第1審被告が各議員に対して有する不当利得返還請求権の金額は、別紙1「政務調査費目録」の「違法支出額」欄に記載の金額から、同「自己負担額」欄記載の金

額を控除した金額（同「認容額」欄記載の金額）となる。

第4 結論

よって、第1審原告の請求は別紙1「政務調査費目録」の「認容額」欄記載の金額の限度で理由があるから、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 田 村 幸 一

裁判官 高 橋 彩

裁判官 本 多 幸 脣

(別紙1) 政務調査費目録

議員番号	議員名	違法支出額	自己負担額	認容額
1	村川政徳(グレートサスケ)	2,760,306	0	2,760,306
2	樋下正信	0	4,013	0
3	平野由起子	148,390	214	148,176
4	小野寺好	0	0	0
5	佐々木博	38,826	0	38,826
7	阿部静子	0	0	0
8	高橋雪文	0	2,181	0
9	斎藤信	0	0	0
10	伊澤昌弘	0	0	0
11	三浦陽子	0	0	0
12	高橋比奈子	0	180,095	0
13	伊藤勢至	0	7,857	0
14	平沼健	445,249	30,852	414,397
15	藤原良信	0	21,540	0
16	田村誠	200,222	0	200,222
17	及川幸子	50,396	0	50,396
18	亀井川富夫	41,619	58,401	0
19	木戸口英司	8,070	4,738	3,332
21	高橋博之	53,042	0	53,042
22	小田島峰雄	64,315	4,352	59,963
23	小原宣良	0	0	0
24	関根敏伸	49,050	0	49,050
25	菊池勲	0	0	0
26	高橋賢輔	0	0	0
27	嵯峨亮朗	420,000	5,043	414,957
28	中平均	36,906	31,447	5,459
29	工藤勝子	7,419	13,337	0
30	佐々木一榮	53,073	13,224	39,849
31	阿部富雄	485,144	0	485,144
33	吉田昭彦	6,020	0	6,020
34	野田武則	27,923	0	27,923
35	阿部敏雄	1,035,260	22,581	1,012,679
36	渡邊幸貴	67,456	0	67,456
37	工藤篤	466,127	0	466,127
38	五日市王	0	0	0
39	千葉伝	74,173	39,750	34,423
40	田村正彦	23,000	0	23,000
41	柳村典秀	21,173	25,324	0
42	大宮惇幸	53,150	0	53,150
43	柳村岩見	59,813	16,311	43,502
44	藤原泰次郎	756,000	0	756,000
45	川村農夫	218,012	9,619	208,393
46	佐々木順一	625,000	78,513	546,487
47	新居田弘文	0	2,744	0
48	飯澤匡	540,000	7,417	532,583
49	千葉康一郎	10,000	3,696	6,304
50	佐々木俊夫	480,000	0	480,000
51	佐々木大和	0	55,436	0
52	工藤大輔	182,450	20,023	162,427
53	平澄芳	0	8,692	0
54	小野寺研一	598,317	38,055	560,262
	合計	10,105,901		9,709,855

※議員番号6, 20, 32は欠番。

(別紙2) 参加費の負担目録

議員番号	議員(補助参加人)名	負担割合
2	樋下正信	0
3	平野由起子	2分の1
5	佐々木博	10分の1
7	阿部静子	0
8	高橋重文	0
10	伊澤昌弘	0
11	三浦陽子	0
12	高橋比奈子	0
13	伊藤勢全	0
14	平沼健	4分の1
15	藤原良信	0
16	田村誠	5分の1
17	及川幸子	4分の1
18	亀井川富夫	0
19	木戸口英司	15分の1
22	小田島峰雄	2分の1
23	小原宣良	0
24	関根敏伸	3分の1
25	菊池勲	0
26	高橋賢輔	0
27	嵯峨壱朗	3分の1
28	中平均	35分の1
29	工藤勝子	0
30	佐々木一榮	6分の1
32	佐藤正春	0
33	吉田昭彦	5分の1
34	野田武則	4分の1
36	渡邊幸貢	4分の1
37	工藤篤	3分の1
38	五日市王	0
39	千葉伝	25分の1
40	田村正彦	20分の1
41	柳村典秀	0
42	大宮惇幸	4分の1
43	柳村岩見	16分の1
44	藤原泰次郎	0
45	川村農夫	3分の1
46	佐々木順一	5分の2
47	新居田弘文	0
48	飯澤匡	2分の1
49	千葉康一郎	8分の1
50	佐々木俊夫	3分の1
51	佐々木大和	0
52	工藤大輔	6分の1
53	平澄芳	0
54	小野寺研一	3分の1

(別紙3) 岩手県議会政務調査費調査票
議員番号：1 村川政徳(グレートサスケ)
議員名：民主・県民会議
会派名：

議員名	番号	内訳	規定上の用途	整理番号	領収書日付	債権者	金額	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
村川政徳	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費	調査研究費	6	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
村川政徳	5	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度会費	調査研究費	7	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
村川政徳	15	岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会費	研修費	1	H17.6.22	10,000	岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会事務局		10,000	10,000
村川政徳	17	フィリピン共和国名誉領事館開所祝賀会費	研修費	8	H17.12.9	10,000	フィリピン共和国名譽領事館		10,000	10,000
村川政徳	18	原敬生誕150年記念祝賀会費	研修費	14	H18.2.12	6,000	原敬生誕150年記念事業実行委員会		6,000	6,000
村川政徳	19	盛岡市スポーツ人の集い会費	研修費	5	H17.12.1	6,000	盛岡市体育協会		6,000	6,000
村川政徳	22	にかかる宿泊費	調査研究費	24	H17.12.15	10,500	富山全日空ホテル		10,500	0
村川政徳	23	業務受託職員人件費平成17年4.5.6月分	人件費	1	H17.6.30	450,000	(株)みちのくプロレス		450,000	450,000
村川政徳	24	業務受託職員人件費平成17年7.8.9月分	人件費	2	H17.9.30	450,000	(株)みちのくプロレス		450,000	450,000
村川政徳	25	事務所職員人件費(平成17年10月分)	人件費	3	H17.10.31	90,000	不明		90,000	90,000
村川政徳	26	事務所職員人件費(平成17年11.12月分)	人件費	4	H17.12.28	180,000	不明		180,000	180,000
村川政徳	27	事務所職員人件費(平成18年1.2月分)	人件費	5	H18.2.28	180,000	不明		180,000	180,000
村川政徳	28	事務所職員人件費(平成18年3月分)	人件費	6	H18.3.31	90,000	不明		90,000	90,000
村川政徳	29	事務所賃料・管理運営費(平成17年4.5.6月)	事務所賃料	1	H17.6.30	300,000	(株)みちのくプロレス		300,000	300,000
村川政徳	30	事務所賃料・管理運営費(平成17年7.8.9月)	事務所賃料	2	H17.9.30	300,000	(株)みちのくプロレス		300,000	300,000
村川政徳	31	事務所賃料・管理運営費(平成17年10.11.12月)	事務所賃料	3	H18.3.31	600,000	(株)みちのくプロレス		600,000	600,000
村川政徳	32	古代天皇家と日本正史	資料購入費	6	H17.7.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	33	西進された英國王室	資料購入費	7	H17.7.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	34	黙アーネオコン徹底批判	資料購入費	7	H17.7.25	2,940	ながまち書店		2,940	1,470
村川政徳	35	ユダヤ・キリスト教	資料購入費	7	H17.7.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	36	麻薬、アックスのくすり	資料購入費	7	H17.7.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	37	ユダヤ人と彼らのウソ仮面剥がされたクルムード	資料購入費	7	H17.7.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	38	パレスチナギヤクサツ	資料購入費	7	H17.7.25	1,785	ながまち書店		1,785	892
村川政徳	39	スカルボーンズ	資料購入費	7	H17.7.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	40	闇の超性界権力スカル	資料購入費	7	H17.7.25	1,995	ながまち書店		1,995	997
村川政徳	41	どこまで中国に喰われるか	資料購入費	9	H17.8.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	42	琉球弧独立と万葉共存	資料購入費	10	H17.8.25	1,800	ながまち書店		1,800	900
村川政徳	43	刀ナンの吼い	資料購入費	10	H17.8.25	2,310	ながまち書店		2,310	1,155
村川政徳	44	沈黙の兵器	資料購入費	10	H17.8.25	1,300	ながまち書店		1,300	650
村川政徳	45	世界革命への道	資料購入費	10	H17.8.25	1,600	ながまち書店		1,600	840
村川政徳	46	中国人のビレッジ日本人の出合	資料購入費	10	H17.8.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	47	知の起源	資料購入費	21	H17.10.25	2,730	ながまち書店		500	250
村川政徳	48	壊滅的日本史	資料購入費	17	H17.10.8	50	(株)明正堂		1,890	945
村川政徳	49	天皇滅ぼし	資料購入費	21	H17.10.25	1,890	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	50	シオナン長老の議定書	資料購入費	26	H17.11.25	1,575	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	51	ユダヤ国際秘密	資料購入費	26	H17.11.25	1,890	ながまち書店		1,890	945

議員名	番号	内訳	規定上の用途	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
村川政徳	52	ネオコンの世界	資料購入費	26	H17.11.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	53	世界の歴史を力で動かす男 つかあがる中国人うろたえる日本人	資料購入費	29	H17.12.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	54	つけあがる中国人うろたえる日本人	資料購入費	29	H17.12.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	55	泥棒国家日本ど間の権力	資料購入費	29	H17.12.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	56	中国反日	資料購入費	29	H17.12.25	1,470	ながまち書店		1,470	787
村川政徳	57	中国が死んでも日本に勝てない	資料購入費	29	H17.12.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	58	近代中国は日本がつくる	資料購入費	29	H17.12.25	1,575	ながまち書店		1,575	735
村川政徳	59	歴史から消えた日本人	資料購入費	30	H17.12.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	60	般若心経は知つていた	資料購入費	30	H17.12.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	61	日本原住民史序説	資料購入費	30	H17.12.25	1,800	ながまち書店		1,800	900
村川政徳	62	縄文日本文明1万5千年史序論	資料購入費	30	H17.12.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	63	エコロジー教育学	資料購入費	30	H17.12.25	1,800	ながまち書店		1,800	900
村川政徳	64	日本エコロジスト宣言	資料購入費	30	H17.12.25	1,995	ながまち書店		1,995	997
村川政徳	65	長州の天皇征伐	資料購入費	30	H17.12.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	67	中国が奪つた歴史	資料購入費	36	H18.1.25	920	ながまち書店		920	460
村川政徳	72	フリーメーソンと国際陰謀の極秘構図	資料購入費	36	H18.1.25	540	ながまち書店		540	270
村川政徳	73	世界の三大宗教	資料購入費	36	H18.1.25	840	ながまち書店		840	420
村川政徳	75	因果の運営	資料購入費	38	H18.1.25	840	ながまち書店		840	420
村川政徳	79	死の秘密	資料購入費	39	H18.1.25	2,100	ながまち書店		2,100	1,050
村川政徳	80	2012年	資料購入費	39	H18.1.25	1,515	ながまち書店		1,515	787
村川政徳	81	大日本帝国の裏実	資料購入費	39	H18.1.25	2,415	ながまち書店		2,415	1,207
村川政徳	85	韓国は日本人がつくった	資料購入費	40	H18.2.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	86	シーケレットガバメント	資料購入費	40	H18.2.25	2,730	ながまち書店		2,730	1,365
村川政徳	87	米国NSAとモナド	資料購入費	40	H18.2.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	88	(下)9.11テロの最終審判	資料購入費	40	H18.2.25	2,310	ながまち書店		2,310	1,155
村川政徳	89	(上)9.11テロの最終審判	資料購入費	40	H18.2.25	2,310	ながまち書店		2,310	1,155
村川政徳	90	アメリカVSロシア	資料購入費	40	H18.2.25	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	91	GHQ作の情報操作書	資料購入費	40	H18.2.25	2,730	ながまち書店		2,730	1,365
村川政徳	92	中国陰謀字人門	資料購入費	40	H18.2.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	93	中国こそ逆に日本に謝罪すべき9つの理由	資料購入費	40	H18.2.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	94	神々の大きいなる秘密	資料購入費	40	H18.2.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	97	日本のかたち	資料購入費	40	H18.2.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	98	日本の植民地の裏実	資料購入費	40	H18.2.25	2,600	ながまち書店		2,600	1,300
村川政徳	99	史上最大の秘密結社	資料購入費	40	H18.2.25	903	ながまち書店		903	451
村川政徳	100	中国がどうこうどなけれ	資料購入費	40	H18.2.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	101	世界の里一覧表	資料購入費	40	H18.2.25	500	ながまち書店		500	250
村川政徳	102	ダブーの世界地図帳	資料購入費	40	H18.2.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	104	龍を氣取る中国、虎の威を旨る韓国	資料購入費	40	H18.2.25	2,600	ながまち書店		2,600	1,300
村川政徳	105	ユダヤ人とフリーメーン	資料購入費	40	H18.2.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
村川政徳	106	古代出雲イスラエル王国の謎	資料購入費	40	H18.2.25	3,800	ながまち書店		3,800	1,900
村川政徳	107	ペルシシアの野望 サウジの眞実	資料購入費	40	H18.2.25	903	ながまち書店		903	451
村川政徳	108	日本の中のユダヤ文化	資料購入費	40	H18.2.25	2,039	ながまち書店		2,039	1,019
村川政徳	109	バチカンの国際陰謀	資料購入費	40	H18.2.25	2,940	ながまち書店		2,940	1,470
村川政徳	110	ユダヤ人世界征服の神話	資料購入費	40	H18.2.25	1,000	ながまち書店		1,000	500
村川政徳	111	現代アメカの陰謀	資料購入費	40	H18.2.25	998	ながまち書店		998	499
村川政徳	112	秘密結社	資料購入費	40	H18.2.25	824	ながまち書店		824	412
村川政徳	113	ヒトラーの世界	資料購入費	40	H18.2.25	998	ながまち書店		998	499
村川政徳	115	仏教の中のユダヤ文化	資料購入費	40	H18.2.28	2,800	ながまち書店		2,800	1,400
村川政徳	116	ケネディ暗殺、墮胎と陰謀	資料購入費	40	H18.2.28	1,360	ながまち書店		1,360	680
村川政徳	117	世界を変えるNESARAの謎	資料購入費	40	H18.2.28	1,360	ながまち書店		1,360	680

議員名	番号	内訳	規定上の使途	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
村川政徳	118	日本人脳外科医が告白	資料購入費	48	H18.3.25	1,260	ながまち書店		1,260	630
村川政徳	120	対象平成日本タワー(?)	資料購入費	49	H18.3.25	1,260	ながまち書店		1,260	630
村川政徳	121	未解決事件中	資料購入費	49	H18.3.25	840	ながまち書店		840	420
村川政徳	125	SETL@NONE	資料購入費	52	H18.3.25	1,995	ながまち書店		1,995	997
村川政徳	126	カテゴリーA	資料購入費	52	H18.3.25	1,680	ながまち書店		1,680	840
村川政徳	127	ティーブインパクト誕生の裏に	資料購入費	53	H18.3.31	1,890	ながまち書店		1,890	945
村川政徳	128	東京スポーツ、ゲンダイ等のスポーツ新聞、タ 刊紙のコンビニによる購入費	11,13,15,16							
			資料購入費	18~20, 22~25,28, 32~34,41, 43~46	全部で131	22,900	ローンン、ニュウデイズ、セブ ンイレブン、サンクス、ファミ リーマート等		22,090	22,090
村川政徳	129	だから日本は勝つ	資料購入費	8	H17.8.25	1,470	ながまち書店		1,470	735
村川政徳	135	南京事件「証拠写真」を検証する	資料購入費	39	H18.1.25	1,575	ながまち書店		1,575	787
					計	2,858,849		計	2,837,039	2,760,306

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 2
議員名 樋下正信
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の用途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
樋下正信	2	日韓親善協会中央会平成17年度会員費	調査研究費	10	H17.7.12	40,000	日韓親善協会中央会		0	0
樋下正信	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会 平成17年度年会費	調査研究費	11	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
樋下正信	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員 協議会会員費(17年度分)	調査研究費	12	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
樋下正信	19	県政調査・研究委託料(17年度4月分)	調査研究費	9	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	20	県政調査・研究委託料(17年度5月分)	調査研究費	9	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	21	県政調査・研究委託料(17年度6月分)	調査研究費	9	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	22	県政調査・研究委託料(17年度7月分)	調査研究費	9	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	23	県政調査・研究委託料(17年度8月分)	調査研究費	9	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	24	県政調査・研究委託料(17年度9月分)	調査研究費	9	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	25	県政調査・研究委託料(17年度10月分)	調査研究費	9	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	26	県政調査・研究委託料(17年度11月分)	調査研究費	9	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	27	県政調査・研究委託料(17年度12月分)	調査研究費	9	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	28	県政調査・研究委託料(18年度1月分)	調査研究費	9	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	29	県政調査・研究委託料(18年度2月分)	調査研究費	9	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
樋下正信	30	県政調査・研究委託料(18年度3月分)	調査研究費	9	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
					計	541,000				

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 3
議員名 平野由起子
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使 途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
平野由起子	1	盛岡間税金 平成17年度分会費	調査研究費	13	H17.6.7	5,000	盛岡間税金		0	0
平野由起子	3	いわてみらい創造ネットワーク17年度会費	調査研究費	17	H17.6.15	3,000	いわてみらい創造ネットワーク		3,000	3,000
平野由起子	5	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会 平成17年度年会費	調査研究費	26	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
平野由起子	6	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会 会費(17年度分)	調査研究費	27	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
平野由起子	22	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	68	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
平野由起子	25	(財)岩手県国際交流協会 会費	調査研究費	73	H18.3.31	3,000	(財)岩手県国際交流協会		3,000	3,000
平野由起子	28	岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会費	調査研究費	19	H17.6.22	10,000	岩手県立大学谷口誠新学長	を歓迎する県民の集い事務局	10,000	10,000
平野由起子	29	深沢紅子野の花美術館 館長歓送迎と会員交交流のタペ」会費	調査研究費	29	H17.9.12	10,000	紅子野の花美術館「館長歓送迎」と会員交交流のタペ」		10,000	10,000
平野由起子	30	岩手日英協会 講演会・懇親会会費	調査研究費	34	H17.9.30	4,000	岩手朝日テレビ内 協会事務局		0	0
平野由起子	32	岩手日英協会 講演会・懇親会会費	調査研究費	60	H18.3.4	4,000	岩手朝日テレビ内 岩手日英協会		0	0
平野由起子	35	渡辺昇一講演会出席 タクシーリ用(赤坂～東京駅)	研修費	1	H17.6.15	1,700	東洋交通株式会社		1,700	1,700
平野由起子	36	渡辺昇一講演会出席 惕路タクシー(ホテルニューオータニ～東京駅)	研修費	2	H17.6.15	660	三葉交通株式会社		660	660
平野由起子	37	渡辺昇一講演会出席 交通費 盛岡～東京 往復	研修費	3	H17.6.15	21,830	東日本旅客鉄道株式会社		21,830	21,830
平野由起子	38	久司道夫講演会チケット代(マクロビオティック講演会)食生活に関する講演会	研修費	4	H18.3.4	4,000	アニュ一盛岡中央店		1,000	1,000
平野由起子	39	様の会 会費	調査研究費	1	H17.4.8	3,000	學の会		3,000	3,000
平野由起子	40	グループGAN・MOの会 4月例会 会費	調査研究費	2	H17.4.28	8,000	グループGAN・MOの会		8,000	8,000
平野由起子	41	盛岡市日中友好協会 年会費	調査研究費	3	H17.4.30	10,000	盛岡市日中友好協会		0	0
平野由起子	42	米内光政会 会費	調査研究費	5	H17.5.16	3,000	米内光政会		3,000	0
平野由起子	43	世界アルペン記念いわてボランティア通訳の会 会費	調査研究費	6	H17.5.26	3,000	世界アルペン記念いわてボランティア通訳の会		0	0
平野由起子	44	岩手県ユネスコ協会連盟 会費	調査研究費	8	H17.5.26	10,000	岩手県ユネスコ協会連盟		0	0
平野由起子	45	盛岡絆の会 通常会費 上期分	調査研究費	9	H17.5.28	12,000	盛岡絆の会		0	0
平野由起子	46	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	10	H17.5.28	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	47	新しい歴史教科書をつくる会 年会費	調査研究費	12	H17.6.6	6,000	新しい歴史教科書をつくる会		0	0
平野由起子	48	ITC盛岡クラブ 第12期年会費(前期)	調査研究費	18	H17.6.16	24,200	ITC盛岡クラブ		24,200	24,200
平野由起子	49	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	20	H17.6.25	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	50	パリ祭会費	調査研究費	21	H17.7.8	10,000	盛岡日仏協会		0	5,000

議員名	番号	内訳	規定上の使 途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
平野由起子	51	トーテムポールを守る会 欽迎会参加費	調査研究費	24	H17.7.31	3,500	トーテムポールを守る会《北人会》		3,500	3,500
平野由起子	52	盛岡ユネスコ協会連盟 会費	調査研究費	28	H17.8.22	4,000	盛岡ユネスコ協会		0	0
平野由起子	53	NPO法人のひつこ会費	調査研究費	32	H17.9.20	10,000	NPO法人のひつこ会		10,000	10,000
平野由起子	54	盛岡・マニラ育英会 会費	調査研究費	36	H17.10.17	5,000	盛岡・マニラ育英会		5,000	5,000
平野由起子	55	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	38	H17.10.29	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	56	盛岡絆の会 通常会費 下期分	調査研究費	39	H17.10.29	12,000	盛岡絆の会		0	0
平野由起子	57	家庭倫理の会 岩手盛岡支部会費 (17／1 0～18／3)	調査研究費	40	H17.11.3	3,000	家庭倫理の会岩手盛岡支部		3,000	0
平野由起子	58	盛岡木鶴クラブ セミナー受講料	調査研究費	41	H17.11.6	7,000	盛岡木鶴クラブ		5,000	5,000
平野由起子	59	盛岡市スポーツ人の集い 会費	調査研究費	47	H17.11.26	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	60	盛岡市スポーツ人の集い 会費	調査研究費	50	H17.12.1	6,000	財団法人 盛岡市体育協会		6,000	6,000
平野由起子	61	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	53	H17.12.22	3,000	盛岡絆の会		3,000	3,000
平野由起子	62	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	56	H18.1.28	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	63	岩手日英協会 会費	調査研究費	57	H18.2.20	3,000	岩手日英協会		0	0
平野由起子	64	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	58	H18.2.25	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	65	樽の会 会費	調査研究費	61	H18.3.6	3,000	樽の会		3,000	3,000
平野由起子	66	米内光政会 平成18年度 会費	調査研究費	66	H18.3.20	3,000	米内光政会		3,000	0
平野由起子	67	盛岡絆の会 特別会費	調査研究費	71	H18.3.25	2,000	盛岡絆の会		2,000	2,000
平野由起子	68	小沢大学校講座 宿泊料	調査研究費	15	H17.6.12	7,500	八幡平ヨイマヤルホテル		7,500	7,500
			合計		273,390			合計	152,390	148,390



岩手県議会政務調査費請求票

議員番号 4

議員名 小野寺好
会派名 公明党

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原額)	違法支出額 (当額)
小野寺好	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	2	H17.10.17	8,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
			計			8,000		計	0	0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 5
議員名 佐々木博
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
佐々木博	2	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	14	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
佐々木博	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年3月分)	調査研究費	15	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
佐々木博	15	(平成17年3月分) 岩手県議会大連友好議員連盟運営会費	調査研究費	31	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
佐々木博	18	岩手・ベトナム青少年を支援する会 平成17年度会費	調査研究費	7	H17.6.7	3,000	岩手・ベトナム青少年を支援する会 会長・齋藤隆		3,000	3,000
佐々木博	19	電話代(4月分) 番号(019)662-6994	事務費	1	H17.4.15	3,358	東日本電信電話(株)	按分率65%	774	774
佐々木博	20	携帯電話使用料(3月分)	事務費	2	H17.4.25	4,892	au	按分率60%	813	813
佐々木博	21	電話代(5月分) 番号(019)662-6994	事務費	3	H17.5.16	3,484	東日本電信電話(株)	按分率65%	804	804
佐々木博	22	携帯電話使用料(4月分)	事務費	4	H17.5.25	3,433	au	按分率60%	572	572
佐々木博	23	電話代(6月分) 番号(019)662-6994	事務費	5	H17.6.22	3,402	東日本電信電話(株)	按分率65%	785	785
佐々木博	24	携帯電話使用料(5月分)	事務費	6	H17.6.27	4,174	au	按分率60%	695	695
佐々木博	25	電話代(7月分) 番号(019)662-6994	事務費	7	H17.7.14	3,409	東日本電信電話(株)	按分率65%	786	786
佐々木博	26	携帯電話使用料(6月分)	事務費	8	H17.7.25	5,333	au	按分率60%	888	888
佐々木博	27	電話代(8月分) 番号(019)662-6994	事務費	10	H17.8.16	3,363	東日本電信電話(株)	按分率65%	776	776
佐々木博	28	携帯電話使用料(7月分)	事務費	11	H17.8.25	4,950	au	按分率60%	825	825
佐々木博	29	電話代(9月分) 番号(019)662-6994	事務費	12	H17.9.15	3,867	東日本電信電話(株)	按分率65%	892	892
佐々木博	30	携帯電話使用料(8月分)	事務費	13	H17.9.26	5,942	au	按分率60%	990	990
佐々木博	31	電話代(10月分) 番号(019)662-6994	事務費	15	H17.10.17	3,455	東日本電信電話(株)	按分率65%	797	797
佐々木博	32	携帯電話使用料(9月分)	事務費	16	H17.10.25	6,356	au	按分率60%	1,059	1,059
佐々木博	33	電話代(11月分) 番号(019)662-6994	事務費	17	H17.11.14	3,802	東日本電信電話(株)	按分率65%	877	877
佐々木博	34	携帯電話使用料(10月分)	事務費	18	H17.11.25	3,165	au	按分率60%	527	527
佐々木博	35	電話代(12月分) 番号(019)662-6994	事務費	20	H17.12.15	3,374	東日本電信電話(株)	按分率65%	778	778
佐々木博	36	携帯電話使用料(11月分)	事務費	21	H17.12.26	3,231	au	按分率60%	538	538
佐々木博	37	電話代(1月分) 番号(019)662-6994	事務費	23	H18.1.16	3,358	東日本電信電話(株)	按分率65%	774	774
佐々木博	38	携帯電話使用料(12月分)	事務費	24	H18.1.25	3,529	au	按分率60%	588	588
佐々木博	39	携帯電話使用料(1月分)	事務費	25	H18.2.27	5,992	au	按分率60%	998	998

議員名	番号	内訳		規定上の使途		整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当書)
		項目	項目	事務費	事務費							
佐々木博	40	電話代（2月分）番号(019)662-6993、(019)662-6994	番号(019)662-6994	事務費	事務費	26	H18.2.16	3,380	東日本電信電話(株)	按分率65%	780	780
佐々木博	41	電話代（3月分）番号(019)662-6994	番号(019)662-6994	事務費	事務費	27	H18.3.20	3,416	東日本電信電話(株)	按分率65%	788	788
佐々木博	42	携帯電話使用料（2月分）		*	*	29	H18.3.27	4,364	au	按分率60%	727	727
佐々木博	43	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.4.27	2,921	ヤフー(株)	按分率65%	674	674
佐々木博	44	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.5.27	2,447	ヤフー(株)	按分率65%	564	564
佐々木博	45	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.6.27	2,498	ヤフー(株)	按分率65%	576	576
佐々木博	46	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.7.27	2,865	ヤフー(株)	按分率65%	661	661
佐々木博	47	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.8.29	2,748	ヤフー(株)	按分率65%	634	634
佐々木博	48	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.9.27	2,455	ヤフー(株)	按分率65%	566	566
佐々木博	49	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.10.27	2,657	ヤフー(株)	按分率65%	613	613
佐々木博	50	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.11.28	17,626	ヤフー(株)	按分率65%	4,067	4,067
佐々木博	51	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H17.12.27	2,642	ヤフー(株)	按分率65%	609	609
佐々木博	52	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H18.1.27	3,536	ヤフー(株)	按分率65%	816	816
佐々木博	53	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	事務費	事務費	*	H18.2.27	5,928	ヤフー(株)	按分率65%	1,368	1,368
佐々木博	54	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	ヤフーアインターネット・IP電話使用料	人件費	人件費	*	H18.3.27	25,341	ヤフー(株)	按分率100%	5,847	5,847
佐々木博	55	県政報告書配布委託費		人件費	人件費	11	H18.3.24	200,000	黒塗りの為不明	0	0	0
佐々木博	56	県政報告書配布委託費		人件費	人件費	12	H18.3.24	48,000	黒塗りの為不明	0	0	0
									計	454,683		38,826

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 7
議員名 阿部静子
会派名 社会民主党

番号	内訳	規定上の 整理 項目	領收書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
阿部静子	1 職員給与4月分 100,100	入件費	H17.4.25 1	100,000	黒塗りの為不明		0	0
阿部静子	2 職員給与5月分 100,100	入件費	H17.5.25 2	100,000	黒塗りの為不明		0	0
		計		200,000		計	0	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 8
議員名 高橋雪文
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
高橋雪文	7	岩手県男女共同参画社会を目指す議員 協議会会費(17年度分)	調査研究費	19	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
高橋雪文	10	岩手県議会大運友好議員連盟会費(平成 17年度分)	調査研究費	22	H18.3.20	12,000	岩手県議会大運友好議員連 盟		0	0
高橋雪文	17	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	1	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	18	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	2	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	19	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	20	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	4	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	21	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	22	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	6	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	23	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	7	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	24	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	8	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	25	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	9	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	26	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	10	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	27	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	11	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋雪文	28	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	12	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
					計	504,000				

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 9
議員名 齊藤 信
会派名 日本共産党

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
齊藤 信	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	8	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会長及川幸子		0	0
齊藤 信	9	岩手県議会大運友好議員連盟運営金費	調査研究費	26	H18.3.20	12,000	岩手県議会大運友好議員連盟		0	0
齊藤 信	15	全県地方議員研修会参加費(2名分)	研修費	6	H18.1.25	22,000	日本共産党岩手県委員会		22,000	0
			計			46,000		計	22,000	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 10

議員名 伊沢昌弘
会派名 政和・市民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の用途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
伊沢昌弘	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費	調査研究費	1	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会		0	0
伊沢昌弘	13	岩手県議会大運友好議員連盟会費	調査研究費	14	H18.3.20	12,000	岩手県議会大運友好議員連盟会	計	0	0
						24,000		計	0	0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 11
議員名 三浦陽子
会派名 民主・県民会

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
三浦陽子	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	4	H17.10.17	8,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
					計	8,000		合計	0	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 12

議員名 高橋比奈子
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 整理 項目	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
高橋比奈子	1	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	1 H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	2	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	1 H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	3	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	1 H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	4	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	1 H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	5	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	1 H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	6	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	1 H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	7	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	1 H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
高橋比奈子	8	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	1 H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
				計	320,000			0	0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 13
議員名 伊藤勢至
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原署)	違法支出額 (当審)
伊藤勢至	2	岩手県議会友好議員連盟会費	調査研究費	2	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連		0	0
伊藤勢至	18	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会費(17年度分)	調査研究費	18	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
伊藤勢至	19	事務所家賃	事務所費	5			株式会社 伊藤住宅設備		0	0
				計		624,000	計		0	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 14

議員名 平沼健
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
平沼健	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会平成17年度年会費	調査研究費	5	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
平沼健	7	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会員費(17年度分)	調査研究費	6	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を自指する議員協議会		0	0
平沼健	21	岩手県議会天運友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	26	H18.3.20	12,000	岩手県議会天運友好議員連盟		0	0
平沼健	25	宮古市日中友好協会平成18年会費	調査研究費	18	H18.2.15	7,000	宮古市日本中國友好協会		0	0
平沼健	26	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	27	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	28	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	29	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	30	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	31	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	32	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	33	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	34	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	35	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	36	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平沼健	37	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会	接分率80%	30,934	30,934
平沼健	38	電話料	事務費	1		82,492	NTT東日本	接分率80%	35,055	35,055
平沼健	39	携帯電話料金	事務費	3		93,482	NTTドコモ東北	接分率80%	0	379,260
平沼健	40	事務補助者の賃金	人件費	1		758,520	?	100%計上	0	445,249
			計			1,454,494		計	65,989	445,249

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 15

議員名 藤原良信
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
藤原良信	5	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会 平成17年度年会費	調査研究費	8	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
藤原良信	6	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会 平成17年度年会費	調査研究費	9	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
藤原良信	7	大船渡市防犯協会連合会17年度会費	調査研究費	11	H17.10.11	10,000	大船渡市防犯協会連合会		0	0
藤原良信	21	岩手県議会大連友好議員連盟 会費	調査研究費	27	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
							計			
						43,000				

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 16

議員名 田村誠

会派名 政和・市民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
田村誠	2	新年度貢金維持会費	調査研究費	24	H17.7.11	5,000	新渡戸基金維持会		5,000	5,000
田村誠	4	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会年会費	調査研究費	32	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
田村誠	7	大船渡警察官友の会会費	調査研究費	21	H17.6.29	2,000	大船渡警察官友の会		2,000	2,000
田村誠	8	(平成17年度分) 岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	91	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
田村誠	9	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会費(17年度分)	調査研究費	33	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
田村誠	22	議員協議会会費	会議費	4	H17.10.22	6,530	龍華	講師との食事代名目	6,530	6,530
田村誠	31	御食事代	調査研究費	34	H17.8.30	8,000	鎌田水産(株)	地元水産加工品調査のための物品購入名目	0	0
田村誠	38	携帯電話料金	事務費	52		134,857	NTTドコモ東北	按分率80%	50,571	50,571
田村誠	39	携帯電話購入	事務費	18	H17.9.11	10,000	(有)古内電気商会	按分率80%	3,750	3,750
田村誠	40	インターネット通信費	事務費	51		19,656	NTTコミュニケーションズ	按分率80%	7,371	7,371
田村誠	41	運転手及び事務	人件費	1		434,000	?	100%計上	0	0
田村誠	42	政務調査補助事務アルバイト代	人件費	2		250,000	?	100%計上	125,000	0
			計			903,043	計	75,222	200,222	

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 17

議員名 及川幸子
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の便途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原額)	違法支出額(当審)
及川幸子	2	いわてみらい創造ネットワーク17年 度会費	調査研究費	32	H17.6.28	3,000	いわてみらい創造ネットワーク		3,000	3,000
及川幸子	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	48	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
及川幸子	9	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	49	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会		0	0
及川幸子	17	岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分)	調査研究費	112	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
及川幸子	18	消防出初式昼食会会費	調査研究費	81	H18.1.8	2,500	水沢市生活産業部市民生活課		2,500	2,500
及川幸子	25	事務所電話料・携帯電話料4月分	事務費	2	H17.5.2	9,371	NTT東日本、NTTドコモ東北	接分率70%	2,677	2,677
及川幸子	26	事務所電話料・携帯電話料5月分	事務費	4	H17.5.27	6,070	NTT東日本、NTTドコモ東北	接分率70%	1,734	1,734
及川幸子	27	事務所電話料6月～9月分	事務費	8		13,506	NTT東日本	接分率70%	3,858	3,858
及川幸子	28	携帯電話料6、7月分	事務費	9		4,173	NTTドコモ東北	接分率70%	1,192	1,192
及川幸子	29	放送受信料9月分	事務費	13	H17.8.30	976	NHK	接分率70%	278	278
及川幸子	30	携帯電話料8、9月分	事務費	14		5,575	NTTドコモ東北	接分率70%	1,592	1,592
及川幸子	31	事務所電話料10～12月分・携帯電話料10月分	事務費	16		14,639	NTT東日本、NTTドコモ東北	接分率70%	4,182	4,182
及川幸子	32	事務所NHK放送受信料10～3月分	事務費	19		5,649	NHK	接分率70%	1,614	1,614
及川幸子	33	携帯電話料11、12月分	事務費	21		9,029	NTTドコモ東北	接分率70%	2,579	2,579
及川幸子	34	携帯電話機種変更	事務費	24	H17.12.20	3,822	岩手県南電気	接分率70%	1,092	1,092
及川幸子	35	事務所電話料1月～3月分	事務費	26		12,933	NTT東日本	接分率70%	3,695	3,695
及川幸子	36	携帯電話料1、2月分	事務費	27		9,191	NTTドコモ東北	接分率70%	2,626	2,626
及川幸子	37	携帯電話料3月分	事務費	33	H18.3.31	4,631	NTTドコモ東北	接分率70%	1,323	1,323
及川幸子	38	水沢テレビ料(1年分)	事務費	34	H18.3.23	24,255	水沢テレビ(株)	接分率70%	6,930	6,930
及川幸子	39	水沢テレビインターネット利用料金(1年分)	事務費	35		33,336	水沢テレビ(株)	接分率70%	9,524	9,524
							計	195,656	50,396	50,396

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 18

議員名 龜井川富夫

会派名 政和・社民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
龜井川富夫	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会会費	調査研究費	35	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
龜井川富夫	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	36	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
龜井川富夫	16	岩手県議会友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	79	H18.3.20	12,000	岩手県議会友好議員連盟		0	0
龜井川富夫	34	電話料金(4月分)	事務費	1	H17.4.28	2,092	東日本電信電話(株)	按分率70%	597	597
龜井川富夫	35	電話料金(4月分)	事務費	7	H17.5.25	5,089	KDDI	按分率70%	1,454	1,454
龜井川富夫	36	電話料金(5月分)	事務費	8	H17.5.26	2,362	東日本電信電話(株)	按分率70%	674	674
龜井川富夫	37	電話料金(6月分)	事務費	12	H17.6.27	2,556	東日本電信電話(株)	按分率70%	730	730
龜井川富夫	38	電話料金(5月分)	事務費	13	H17.6.27	7,447	KDDI	按分率70%	2,127	2,127
龜井川富夫	39	電話料金(6月分)	事務費	16	H17.7.25	4,296	KDDI	按分率70%	1,227	1,227
龜井川富夫	40	電話料金(7月分)	事務費	17	H17.7.28	2,439	東日本電信電話(株)	按分率70%	696	696
龜井川富夫	41	電話料金(7月分)	事務費	21	H17.8.25	4,503	KDDI	按分率70%	1,286	1,286
龜井川富夫	42	電話料金(8月分)	事務費	22	H17.8.29	4,053	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,158	1,158
龜井川富夫	43	電話料金(9月分)	事務費	23	H17.9.26	3,503	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,000	1,000
龜井川富夫	44	電話料金(8月分)	事務費	24	H17.9.26	4,921	KDDI	按分率70%	1,406	1,406
龜井川富夫	45	電話料金(9月分)	事務費	28	H17.10.25	4,759	KDDI	按分率70%	1,359	1,359
龜井川富夫	46	電話料金(10月分)	事務費	29	H17.10.27	3,708	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,059	1,059
龜井川富夫	47	電話料金(10月分)	事務費	33	H17.11.25	5,176	KDDI	按分率70%	1,478	1,478
龜井川富夫	48	電話料金(11月分)	事務費	35	H17.11.30	3,350	東日本電信電話(株)	按分率70%	957	957
龜井川富夫	49	電話料金(11月分)	事務費	38	H17.12.26	5,194	KDDI	按分率70%	1,484	1,484
龜井川富夫	50	電話料金(12月分)	事務費	40	H17.12.28	3,670	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,048	1,048
龜井川富夫	51	電話料金(12月分)	事務費	43	H18.1.25	8,832	KDDI	按分率70%	2,523	2,523
龜井川富夫	52	電話料金(1月分)	事務費	44	H18.1.27	5,125	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,464	1,464
龜井川富夫	53	電話料金(1月分)	事務費	47	H18.2.27	7,140	KDDI	按分率70%	2,040	2,040
龜井川富夫	54	電話料金(2月分)	事務費	48	H18.2.28	3,990	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,140	1,140
龜井川富夫	55	電話料金(2月分)	事務費	50	H18.3.27	8,411	KDDI	按分率70%	2,403	2,403
龜井川富夫	56	電話料金(3月分)	事務費	51	H18.3.28	3,655	東日本電信電話(株)	按分率70%	1,044	1,044
龜井川富夫	57	電話料金(3月分)	事務費	52	H18.4.25	10,500	KDDI	按分率70%	3,000	3,000
龜井川富夫	58	インターネット利用料(4月~18年3月分)	事務費	53	複数回	28,929	水沢テレビ(株)	按分率70%	8,265	8,265
					計	178,700		計	41,619	41,619

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 19

木戸口英司

議員名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当書)
木戸口英司	7	岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分)	調査研究費	30	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連 盟		0	0
木戸口英司	11	岩手県男女共同参画社会を目指す 議員協議会会費(平成17年度分)	調査研究費	35	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
木戸口英司	12	岩手県議会保健・医療・福祉政策研 究会平成17年度年会費	調査研究費	36	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉 政策研究会		0	0
木戸口英司	21	NHK受信料(平成17年 4月～平 成17年 5月)	調査研究費	17	H17.5.24	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
木戸口英司	22	NHK受信料(平成17年 6月～平 成17年 7月)	調査研究費	17	H17.7.15	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
木戸口英司	23	NHK受信料(平成17年 8月～平 成17年 9月)	調査研究費	17	H17.8.29	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
木戸口英司	24	NHK受信料(平成17年10月～平 成17年11月)	調査研究費	17	H17.11.17	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
木戸口英司	25	NHK受信料(平成17年12月～平 成18年 1月)	調査研究費	17	謊取不可	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
木戸口英司	26	NHK受信料(平成18年 2月～平 成18年 3月)	調査研究費	17	H18.3.2	2,690	NHK	按分率100%	1,345	1,345
					計	49,140		計	8,070	8,070

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 21
議員名 高橋博之
会派名 無所属

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当書)
高橋博之	2	携帯電話料 (3月分)	事務費	3	詫取不能	28,150	(株)エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	8,042	8,042
高橋博之	3	補助職員賞金 (3ヶ月分、100%負担)	人件費	1	H18.3.31	90,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	45,000
					計	118,150		計	8,042	53,042

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 22

議員名 小田島峰雄
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原書)	違法支出額(当審)
小田島峰雄	7	電話代 (3月分)	事務費	6	H18.3.14	12,841	東日本電信電話(株)	按分率80%	4,815	4,815
小田島峰雄	8	事務所職員報酬 (平成18年 2月20日～28日分)	人件費	1	記入無し	27,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	13,500
小田島峰雄	9	事務所職員報酬 (平成18年 3月 分)	人件費	2	記入無し	92,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	46,000
			計			131,841			4,815	64,315

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 23

議員名 小原宣良
会派名 政和・市民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原書)	違法支出額(当審)
小原宣良	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	5	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
小原宣良	14	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	25	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
小原宣良	23	秘書人件費(2005年10月分)(7 日間分)	人件費	11	未記入	70,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	0
小原宣良	24	秘書人件費(2005年12月分)(6 日間分)	人件費	14	未記入	60,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	0
小原宣良	25	秘書人件費(2006年 1月分)(5 日間分)	人件費	16	未記入	50,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	0
小原宣良	26	秘書人件費(2006年 3月分)(4 日間分)	人件費	19	未記入	40,000	黒塗りの為不明	按分率100%	0	0
					計	244,000			0	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 24

議員名 関根敏伸
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
関根敏伸	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員会会員費(17年度分)	調査研究費	16	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員会		0	0
関根敏伸	4	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会員費(17年度年会費)	調査研究費	17	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
関根敏伸	17	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	31	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
関根敏伸	23	きたかみ巨木の会	調査研究費	11	H17.6.27	2,000	きたかみ巨木の会		0	0
関根敏伸	28	自治体議員フォーラム参加費	研修費	8	H17.6.12	3,000	民主党岩手県総支部連合会		0	0
関根敏伸	27	自治体議員フォーラムへの参加	高研修費	7	H17.6.12	2,100	日本道路公団		0	0
関根敏伸	24	連代						秘書分と2人で	3,000	3,000
関根敏伸	24	平野たつお国政報告会会費	研修費	1	H17.4.2	6,000	平野達男事務所		10,000	10,000
関根敏伸	25	第5回小沢大学校参加費	研修費	5	H17.6.11	10,000	民主党岩手県総支部連合会	秘書分と2人で	2,150	2,150
関根敏伸	26	小沢大学校参加	高遠代	6	H17.6.11	2,150	日本道路公団		6,457	6,457
関根敏伸	29	ドメイン維持費	事務費	8	H17.6.3	17,220	ワイルネット	接分80%	27,443	27,443
関根敏伸	30	電話料金	事務費	27		73,182	NTT東日本	接分80%	49,050	49,050
								計	148,652	

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 25

議員名 菊池勲

会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
菊池勲	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員 協議会会員費(17年度分)	調査研究費	11	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を を目指す議員協議会		0	0
菊池勲	16	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成 17年度分)	調査研究費	49	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連 盟		0	0
菊池勲	19	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	6	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	20	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	7	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	21	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	8	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	22	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	14	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	23	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	15	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	24	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	16	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	25	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	23	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	26	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	24	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	27	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	25	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	28	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	40	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	29	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	41	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
菊池勲	30	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	42	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
						計	504,000			

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 26

議員名 高橋賢輔

会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
高橋賢輔	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費	調査研究費	2	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
高橋賢輔	7	日口協会岩手県センター40周年の集い会費	調査研究費	7	H17.11.24	7,000	日口協会岩手県センター		0	0
高橋賢輔	17	岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	17	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟会		0	0
					計	31,000		計	0	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 27

議員名 崎峨吉朗

会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途			債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
			項目	整理番号	領収書日付				
嵯峨吉朗	13	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	21	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	14	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	22	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	15	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	23	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	16	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	46	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	17	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	47	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	18	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	48	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	19	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	62	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	20	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	63	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	21	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	64	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	22	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	90	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	23	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	91	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	24	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	92	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会	0	0
嵯峨吉朗	25	政務調査研究費 7万円*12月	人件費	2		840,000	氏名黒塗り	按分率100%	420,000
			計			1,320,000		計	0

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 28

議員名 中平 均
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
中平 均	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員会議会会員費(17年度分)	調査研究費	4	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会 会長及川幸子		0	0
中平 均	3	岩手県議会会員費(17年度会費)	調査研究費	5	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
中平 均	18	岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	20	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
中平 均	19	木一ムページレンタルサークル会員費	広報費	12		31,248	GMOインターネット株式会社	100%計上	15,624	15,624
中平 均	20	携帯電話代(11か月分) 挿分60%	事務費	57		127,697	工又・ティ・ドコモ東北	按分60%	21,282	21,282
			計			191,945		計	36,906	36,906

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 29
議員名 工藤勝子
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理番 号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
工藤勝子	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	23~25	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
工藤勝子	13	遠野いわきん会新春講演会等懇親会費	研修費	17	H18.2.7	2,000	遠野いわきん会		0	0
工藤勝子	16	岩手県対カンガン協会会費	調査研究費	20	H17.7.28	1,000	岩手県対カンガン協会		0	0
工藤勝子	17	いわて翼の会会費	調査研究費	21~22	H17.8.1	3,000	いわて翼の会		0	0
工藤勝子	18	県政調査・研究委託料4月～12月	調査研究費	16		360,000	岩手県総合政策研究会		0	0
工藤勝子	19	電話通信料	事務費	21		23,832	NTT東日本	接分率60%	3,972	3,972
工藤勝子	20	携帯電話料	事務費	23		20,685	工ヌ・ティ・ドコモ東北	接分率60%	3,447	3,447
			計			422,517		計	7,419	7,419

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 30
議員名 佐々木一榮
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原署)	違法支出額 (当署)
佐々木一榮	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会年会費	調査研究費	6	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
佐々木一榮	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	7	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
佐々木一榮	17	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	22	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
佐々木一榮	18	岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い会費	研修費	3	H17.6.22	10,000	岩手県立大学谷口誠新学長を歓迎する県民の集い事務局		10,000	10,000
佐々木一榮	20	電話代 番号21~0206 (H17・3 月分)	事務費	4	H17.4.15	4,598	東日本電信電話(株)	按分率65% 昨年度分につき支出	1,061	1,061
佐々木一榮	21	電話代 番号21~0508 (H17・4 月~H18年・2月分)	事務費	3	複数回	62,101	東日本電信電話(株)	按分率65%	14,331	14,331
佐々木一榮	22	電話代 番号21~0206 (H17・4 月~H18年・2月分)	事務費	4	複数回	56,385	東日本電信電話(株)	按分率65%	13,011	13,011
佐々木一榮	23	インターネット代 (B-Fiets H17・4月~H18・3月)	事務費	6	複数回	42,588	東日本電信電話(株)	按分率65%	9,828	9,828
佐々木一榮	24	インターネット更新料	事務費	9	H17.5.6	8,190	TIKTIKIインターネット	按分率65%	1,890	1,890
佐々木一榮	25	インターネット更新料	事務費	33	H18.3.31	8,190	TIKTIKIインターネット	按分率65%	1,890	1,890
佐々木一榮	26	電話代 番号21~0508 (H17・3 月分)	事務費	3	H17.4.15	4,606	東日本電信電話(株)	按分率65% 昨年度分につき支出	1,062	1,062
								計	53,073	53,073
								計	229,658	

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 31
議員名 阿部富雄
会派名 無所属

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
阿部富雄	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	12	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
阿部富雄	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	13	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
阿部富雄	11	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	25	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
阿部富雄	17	携帯電話料(H17.4月分～H18.2月) プロバイダ一料 H17.4月～H17.11 月、H18.1月～H18.3月、按分率30%	事務費	15	11件	107,927	エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	按分率80%	40,472	40,472
阿部富雄	18	fax代(H17.9月～H18.2月)、按分率 80%	事務費	16	11件	26,062	NTTコミュニケーションズ株式会社 全社	按分率80%	9,773	9,773
阿部富雄	19	FAX代(H17.9月～H18.2月)、按分率 80%	事務費	17	6件	7,733	東日本電信電話株式会社 手支店	按分率80%	2,899	2,899
阿部富雄	20	事務職員賃金(H17.4～H18.3)按分 率100%	人件費	1	12件	864,000	黒塗り		0	432,000
					計	1,038,722		計	53,144	485,144

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 33
議員名 吉田 昭彦
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の用途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
吉田昭彦	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	15	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
吉田昭彦	16	岩手県議会大運友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	36	H18.3.20	12,000	岩手県議会大運友好議員連盟		0	0
吉田昭彦	19	在京同郷人との懇談会(地域課題開拓の意見聴取)	会議費	5	H17.7.19	6,020	居酒屋土間田間田無南口店		6,020	6,020
					計	30,020		計	6,020	6,020

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 34
議員名 野田武則
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の便途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
野田武則	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会員費(17年度分)	調査研究費	4	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
野田武則	4	岩手県議会年会費・医療・福祉政策研究会会員費	調査研究費	5	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
野田武則	20	農林業に関する研究会会場費	会議費	1	H17.4.26	10,000	割烹魚てい	按分率80%	857	857
野田武則	21	事務所電話・ファックス料(4月分)	事務費	6	H17.4.27	2,286	NTT東日本	按分率80%	830	830
野田武則	22	事務所電話・ファックス料(5月分)	事務費	9	H17.5.27	2,215	NTT東日本	按分率80%	779	779
野田武則	23	事務所電話・ファックス料(6月分)	事務費	13	H17.6.29	2,079	NTT東日本	按分率80%	777	777
野田武則	24	事務所電話・ファックス料(7月分)	事務費	20	H17.7.27	2,073	NTT東日本	按分率80%	1,393	1,393
野田武則	25	事務所電話・ファックス料(8月分)	事務費	25	H17.8.30	3,717	NTT東日本	按分率80%	817	817
野田武則	26	事務所電話・ファックス料(9月分)	事務費	29	H17.9.26	2,179	NTT東日本	按分率80%	798	798
野田武則	27	事務所電話・ファックス料(10月分)	事務費	35	H17.10.30	2,130	NTT東日本	按分率80%	801	801
野田武則	28	事務所電話・ファックス料(11月分)	事務費	42	H17.11.30	2,137	NTT東日本	按分率80%	907	907
野田武則	29	事務所電話・ファックス料(12月分)	事務費	48	H17.12.26	2,421	NTT東日本	按分率80%	1,138	1,138
野田武則	30	事務所電話・ファックス料(1月分)	事務費	57	H18.1.25	3,036	NTT東日本	按分率80%	908	908
野田武則	31	事務所電話・ファックス料(2月分)	事務費	67	H18.2.24	2,422	NTT東日本	按分率80%	846	846
野田武則	32	事務所電話・ファックス料(3月分)	事務費	72	H18.3.23	2,258	NTT東日本	按分率80%	1,424	1,424
野田武則	33	事務所電話・電話料(4月分)	事務費	7	H17.5.6	3,798	NTT東日本	按分率80%	1,397	1,397
野田武則	34	事務所電話・電話料(5月分)	事務費	11	H17.6.6	3,727	NTT東日本	按分率80%	1,389	1,389
野田武則	35	事務所電話・電話料(6月分)	事務費	16	H17.7.5	3,704	NTT東日本	按分率80%	1,172	1,172
野田武則	36	事務所電話・電話料(7月分)	事務費	23	H17.8.5	3,126	NTT東日本	按分率80%	1,947	1,947
野田武則	37	事務所電話・電話料(8月分)	事務費	28	H17.9.5	5,194	NTT東日本	按分率80%	1,431	1,431
野田武則	38	事務所電話・電話料(9月分)	事務費	31	H17.10.5	3,818	NTT東日本	按分率80%	1,195	1,195
野田武則	39	事務所電話・電話料(10月分)	事務費	36	H17.11.7	3,189	NTT東日本	按分率80%	1,449	1,449
野田武則	40	事務所電話・電話料(11月分)	事務費	44	H17.12.5	3,866	NTT東日本	按分率80%	1,775	1,775
野田武則	41	事務所電話・電話料(12月分)	事務費	52	H18.1.5	4,734	NTT東日本	按分率80%	1,895	1,895
野田武則	42	事務所電話・電話料(1月分)	事務費	62	H18.2.6	5,055	NTT東日本	按分率80%	1,998	1,998
野田武則	43	事務所電話・電話料(2月分)	事務費	69	H18.3.6	5,330	NTT東日本	按分率80%	27,923	27,923
			計			105,494				

岩手県議会政務調査費調査
議員番号 35
議員名 阿部敏雄
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の用途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
阿部敏雄	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	8	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会		0	0
阿部敏雄	17	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	26	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
阿部敏雄	20	電話代	事務費	1	12件	92,215	東日本電信電話株式会社岩手支店	按分率70%	26,347	26,347
阿部敏雄	21	通信代	事務費	2	12件	11,035	NTTコミュニケーションズ株式会社	按分率70%	3,152	3,152
阿部敏雄	22	通信代	事務費	3	6件	1,764	日本テレコム	按分率70%	504	504
阿部敏雄	23	通信代	事務費	4	12件	10,274	KDDI	按分率70%	2,935	2,935
阿部敏雄	24	携帯電話代	事務費	5	12件	97,368	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	27,819	27,819
阿部敏雄	25	FAX代	事務費	6	12件	50,762	東日本電信電話株式会社岩手支店	按分率70%	14,503	14,503
阿部敏雄	26	調査研究事務補助賃金(12ヶ月分)	人件費	1	12件	1,200,000	黒塗り	100%計上	0	600,000
阿部敏雄	27	調査研究事務補助賃金(12ヶ月分)	人件費	2	12件	720,000	黒塗り	100%計上	0	360,000
					計	2,207,418		計	75,260	1,035,260

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 36

議員名 渡邊幸貴
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
渡邊幸貴	2	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	6	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
渡邊幸貴	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	7	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を指す議員協議会		0	0
渡邊幸貴	13	岩手県議会六連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	26	H18.3.20	12,000	岩手県議会六連友好議員連盟		0	0
渡邊幸貴	18	インターネット代	事務費	1	H17.4.11	5,483	ヤフージャパン	按分率70%	1,566	1,566
渡邊幸貴	19	インターネット代	事務費	18	H17.7.11	6,245	ヤフージャパン	按分率70%	1,784	1,784
渡邊幸貴	20	インターネット代	事務費	23	H17.8.10	1,965	ヤフージャパン	按分率70%	561	561
渡邊幸貴	21	インターネット代	事務費	28	H17.9.12	1,305	ヤフージャパン	按分率70%	372	372
渡邊幸貴	22	インターネット代	事務費	38	H17.10.11	6,522	ヤフージャパン	按分率70%	1,863	1,863
渡邊幸貴	23	インナーネット代	事務費	43	H17.11.10	6,799	ヤフージャパン	按分率70%	1,942	1,942
渡邊幸貴	24	インナーネット代	事務費	54	H17.12.12	6,361	ヤフージャパン	按分率70%	1,817	1,817
渡邊幸貴	25	インナーネット代	事務費	59	H18.1.10	9,173	ヤフージャパン	按分率70%	2,620	2,620
渡邊幸貴	26	インナーネット代	事務費	64	H18.2.10	7,143	ヤフージャパン	按分率70%	2,040	2,040
渡邊幸貴	27	インナーネット代	事務費	69	H18.3.10	5,280	ヤフージャパン	按分率70%	1,508	1,508
渡邊幸貴	28	電話代4月分	事務費	4	H17.4.25	2,562	NTT東日本	按分率70%	732	732
渡邊幸貴	29	電話代5月分	事務費	9	H17.5.25	3,346	NTT東日本	按分率70%	956	956
渡邊幸貴	30	電話代6月分	事務費	16	H17.6.27	2,394	NTT東日本	按分率70%	684	684
渡邊幸貴	31	電話代7月分	事務費	20	H17.7.25	2,860	NTT東日本	按分率70%	817	817
渡邊幸貴	32	電話代8月分	事務費	25	H17.8.25	1,514	NTT東日本	按分率70%	432	432
渡邊幸貴	33	電話代9月分	事務費	34	H17.9.26	3,938	NTT東日本	按分率70%	1,125	1,125
渡邊幸貴	34	電話代10月分	事務費	40	H17.10.25	1,475	NTT東日本	按分率70%	421	421
渡邊幸貴	35	電話代11月分	事務費	48	H17.11.25	1,470	NTT東日本	按分率70%	420	420
渡邊幸貴	36	電話代12月分	事務費	57	H17.12.26	3,382	NTT東日本	按分率70%	966	966
渡邊幸貴	37	電話代1月分	事務費	62	H18.1.25	2,237	NTT東日本	按分率70%	639	639
渡邊幸貴	38	電話代2月分	事務費	67	H18.2.27	1,484	NTT東日本	按分率70%	424	424
渡邊幸貴	39	電話代4月分	事務費	5	H17.4.25	1,399	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	399	399
渡邊幸貴	40	電話代5月分	事務費	10	H17.5.25	1,796	NTT東日本	按分率70%	513	513
渡邊幸貴	41	電話代9月分	事務費	35	H17.9.26	1,738	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	496	496
渡邊幸貴	42	電話代10月分	事務費	11	H17.5.25	1,125	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	321	321
渡邊幸貴	43	電話代6月分	事務費	15	H17.6.27	2,339	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	668	668
渡邊幸貴	44	電話代7月分	事務費	21	H17.7.25	3,141	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	897	897
渡邊幸貴	45	電話代8月分	事務費	26	H17.8.25	2,511	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	717	717
渡邊幸貴	46	電話代9月分	事務費	33	H17.9.26	3,014	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	861	861
渡邊幸貴	47	電話代10月分	事務費	41	H17.10.25	2,848	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	813	813
渡邊幸貴	48	電話代11月分	事務費	49	H17.11.25	3,007	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	859	859
渡邊幸貴	49	電話代12月分	事務費	56	H17.12.26	2,611	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	746	746
渡邊幸貴	50	電話代1月分	事務費	61	H18.1.25	1,289	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	368	368
渡邊幸貴	51	電話代2月分	事務費	66	H18.2.27	1,814	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	518	518
渡邊幸貴	52	電話代3月分	事務費	71	H18.3.27	2,898	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	828	828

議員名	番号	内訳	規定上の便途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
渡邊幸貴	53	携帯電話代4月分	事務費	6	H17.5.2	7,513	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	2,146	2,146
渡邊幸貴	54	携帯電話代5月分	事務費	12	H17.5.31	5,981	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,708	1,708
渡邊幸貴	55	携帯電話代6月分	事務費	17	H17.6.30	5,075	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,450	1,450
渡邊幸貴	56	携帯電話代7月分	事務費	22	H17.8.1	6,449	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,842	1,842
渡邊幸貴	57	携帯電話代8月分	事務費	27	H17.8.31	6,930	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,980	1,980
渡邊幸貴	58	携帯電話代9月分	事務費	36	H17.9.30	9,138	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	2,610	2,610
渡邊幸貴	59	携帯電話代10月分	事務費	42	H17.10.31	9,175	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	2,621	2,621
渡邊幸貴	60	携帯電話代11月分	事務費	51	H17.11.30	6,512	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,860	1,860
渡邊幸貴	61	携帯電話代12月分	事務費	58	H18.1.4	6,990	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	1,997	1,997
渡邊幸貴	62	携帯電話代1月分	事務費	63	H18.1.31	15,461	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	4,417	4,417
渡邊幸貴	63	携帯電話代2月分	事務費	68	H18.2.28	9,676	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	2,764	2,764
渡邊幸貴	64	携帯電話代3月分	事務費	72	H18.3.31	16,550	工又・テイ・ドコモ東北	按分率70%	4,728	4,728
渡邊幸貴	65	電話修理代		13	H17.6.2	16,243	ケースデンキ	按分率70%	4,640	4,640
					計	269,161		計	67,456	67,456

岩手県議会政務調査費請求査定表

議員番号 37
議員名 工藤 篤
会派名 自由民主党クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途		整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
			項目	金額							
工藤 篤	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	26	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会			0	0
工藤 篤	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	27	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会			0	0
工藤 篤	16	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	17	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	17	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	18	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	18	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	19	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	19	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	30	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	20	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	31	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	21	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	32	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	22	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	49	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	23	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	50	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	24	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	51	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会			0	0
工藤 篤	25	電話代4ヶ月分	事務費	9	H17.5.16	2,969	NTT東日本	按分率70%、25-4179	848	848	848
工藤 篤	26	電話代5月分	事務費	19	H17.6.15	2,769	NTT東日本	按分率70%、25-4179	791	791	791
工藤 篤	27	電話代6月分	事務費	29	H17.7.15	3,976	NTT東日本	按分率70%、25-4179	1,136	1,136	1,136
工藤 篤	28	電話代7月分	事務費	40	H17.8.15	2,691	NTT東日本	按分率70%、25-4179	768	768	768
工藤 篤	29	電話代8月分	事務費	55	H17.9.15	3,158	NTT東日本	按分率70%、25-4179	902	902	902
工藤 篤	30	電話代9月分	事務費	70	H17.10.17	5,169	NTT東日本	按分率70%、25-4179	1,476	1,476	1,476
工藤 篤	31	電話代10月分	事務費	82	H17.11.15	3,524	NTT東日本	按分率70%、25-4179	1,006	1,006	1,006
工藤 篤	32	電話代11月分	事務費	92	H17.12.15	4,379	NTT東日本	按分率70%、25-4179	1,251	1,251	1,251
工藤 篤	33	電話代12月分	事務費	102	H18.1.16	4,070	NTT東日本	按分率70%、25-4179	1,162	1,162	1,162
工藤 篤	34	電話代14月分	事務費	10	H17.5.16	1,259	NTT東日本	按分率70%、23-7139	359	359	359
工藤 篤	35	電話代5月分	事務費	20	H17.6.15	1,288	NTT東日本	按分率70%、23-7139	368	368	368
工藤 篤	36	電話代6月分	事務費	27	H17.7.15	1,319	NTT東日本	按分率70%、23-7139	376	376	376
工藤 篤	37	電話代7月分	事務費	41	H17.8.15	1,314	NTT東日本	按分率70%、23-7139	375	375	375
工藤 篤	38	電話代8月分	事務費	54	H17.9.15	1,230	NTT東日本	按分率70%、23-7139	351	351	351
工藤 篤	39	電話代9月分	事務費	72	H17.10.17	1,347	NTT東日本	按分率70%、23-7139	384	384	384
工藤 篤	40	電話代10月分	事務費	83	H17.11.15	1,579	NTT東日本	按分率70%、23-7139	451	451	451
工藤 篤	41	電話代11月分	事務費	93	H17.12.15	1,361	NTT東日本	按分率70%、23-7139	388	388	388
工藤 篤	42	電話代12月分	事務費	103	H18.1.16	1,406	NTT東日本	按分率70%、23-7139	401	401	401
工藤 篤	43	電話代4月分	事務費	11	H17.5.16	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	44	電話代5月分	事務費	21	H17.6.15	1,826	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	521	521	521
工藤 篤	45	電話代6月分	事務費	28	H17.7.15	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	46	電話代7月分	事務費	42	H17.8.15	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	47	電話代8月分	事務費	53	H17.9.15	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	48	電話代9月分	事務費	71	H17.10.17	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	49	電話代10月分	事務費	81	H17.11.15	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	520	520	520
工藤 篤	50	電話代11月分	事務費	94	H17.12.15	1,820	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	516	516	516
工藤 篤	51	電話代12月分	事務費	104	H18.1.16	1,808	NTT東日本	按分率70%、番号不詳	1,296	1,296	1,296
工藤 篤	52	携帯電話代4月分	事務費	15	H17.5.31	4,536	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%			

議員名	番号	内訳	規定上の便途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
工藤 篤	53	携帯電話代5月分	事務費	23	H17.6.30	3,976	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	1,136	1,136
工藤 篤	54	携帯電話代6月分	事務費	34	H17.8.1	5,090	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	1,454	1,454
工藤 篤	55	携帯電話代7月分	事務費	45	H17.8.31	11,733	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	3,352	3,352
工藤 篤	56	携帯電話代8月分	事務費	60	H17.9.30	10,064	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	2,875	2,875
工藤 篤	57	携帯電話代9月分	事務費	76	H17.10.31	13,047	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	3,727	3,727
工藤 篤	58	携帯電話代10月分	事務費	86	H17.11.30	10,301	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	2,943	2,943
工藤 篤	59	携帯電話代11月分	事務費	100	H18.1.4	11,065	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	3,161	3,161
工藤 篤	60	携帯電話代12月分	事務費	105	H18.1.31	13,651	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	3,900	3,900
工藤 篤	61	電話代4月分	事務費	16	H17.5.31	1,727	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	493	493
工藤 篤	62	電話代5月分	事務費	24	H17.6.30	1,763	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	503	503
工藤 篤	63	電話代6月分	事務費	35	H17.8.1	1,727	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	493	493
工藤 篤	64	電話代7月分	事務費	46	H17.8.31	1,800	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	514	514
工藤 篤	65	電話代8月分	事務費	61	H17.9.30	1,807	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	516	516
工藤 篤	66	電話代9月分	事務費	77	H17.10.31	1,925	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	550	550
工藤 篤	67	電話代10月分	事務費	87	H17.11.30	2,204	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	629	629
工藤 篤	68	電話代11月分	事務費	101	H18.1.4	1,839	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	539	539
工藤 篤	69	電話代12月分	事務費	106	H18.1.31	2,101	NTTコミュニケーションズ	按分率70%	600	600
工藤 篤	70	調査研究補助者	人件費	1	H17.4.28	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	71	調査研究補助者	人件費	2	H17.5.27	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	72	調査研究補助者	人件費	3	H17.6.20	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	73	調査研究補助者	人件費	4	H17.7.29	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	74	調査研究補助者	人件費	5	H17.8.29	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	75	調査研究補助者	人件費	6	H17.9.30	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	76	調査研究補助者	人件費	7	H17.10.28	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	77	調査研究補助者	人件費	8	H17.11.28	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	78	調査研究補助者	人件費	9	H17.12.26	90,000	黒塗り	100%計上	0	45,000
工藤 篤	79	調査研究補助者	人件費	10	H18.1.11	30,000	黒塗り	100%計上	0	15,000
							計	1,382,516	466,127	466,127

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 38

議員名 五日市 王

会派名 無所属

議員名	番号	内訳	規定上の便途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
五日市 王	4	調査研究活動補助費(賞金(3月分))	人件費	1	H18.3.30	105,000	黒塗り		0	0
					計	105,000			0	0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 39
議員名 千葉伝
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
千葉伝	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	73	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
千葉伝	4	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会費(平成17年度年会費)	調査研究費	74	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
千葉伝	16	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	135	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
千葉伝	18	県政課題に関する調査委託料(H17.7.4~H18.3月分)	調査研究費	46	毎月月末	240,000	産業経済政策調査会		0	0
千葉伝	19	県政調査研究委託料4月~3月	調査研究費	46	3ヶ月ごと	480,000	岩手県総合政策研究会		0	0
千葉伝	20	携帯電話代金	事務費	4	H17.5.2	10,122	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,498	4,498
千葉伝	21	携帯電話代金	事務費	6	H17.5.31	9,043	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,019	4,019
千葉伝	22	携帯電話代金	事務費	11	H17.6.30	8,122	工又・ティ・ドコモ東北	按分率80%	3,045	3,045
千葉伝	23	携帯電話代金	事務費	15	H17.8.1	13,230	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	5,880	5,880
千葉伝	24	携帯電話代金	事務費	19	H17.8.31	10,612	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,716	4,716
千葉伝	25	携帯電話代金	事務費	22	H17.9.30	12,392	工又・ティ・ドコモ東北	按分率80%	4,647	4,647
千葉伝	26	携帯電話代金	事務費	27	H17.10.31	12,156	工又・ティ・ドコモ東北	按分率80%	4,558	4,558
千葉伝	27	携帯電話代金	事務費	32	H17.11.30	10,617	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,718	4,718
千葉伝	28	携帯電話代金	事務費	37	H18.1.4	9,043	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,019	4,019
千葉伝	29	携帯電話代金	事務費	41	H18.1.31	11,816	工又・ティ・ドコモ東北	按分率80%	4,431	4,431
千葉伝	30	携帯電話代金	事務費	47	H18.2.28	10,678	工又・ティ・ドコモ東北	按分率90%	4,745	4,745
千葉伝	31	携帯電話代金	事務費	53	H18.3.31	9,498	工又・ティ・ドコモ東北	按分率80%	3,561	3,561
千葉伝	32	電話代金	事務費	5	H17.5.6	1,955	NTT東日本	按分率90%	868	868
千葉伝	33	電話代金	事務費	8	H17.6.6	1,927	NTT東日本	按分率90%	856	856
千葉伝	34	電話代金	事務費	12	H17.7.5	2,016	NTT東日本	按分率90%	896	896
千葉伝	35	電話代金	事務費	17	H17.8.5	1,965	NTT東日本	按分率90%	873	873
千葉伝	36	電話代金	事務費	20	H17.9.5	2,075	NTT東日本	按分率90%	922	922
千葉伝	37	電話代金	事務費	23	H17.10.5	1,927	NTT東日本	按分率90%	856	856
千葉伝	38	電話代金	事務費	29	H17.11.7	1,832	NTT東日本	按分率90%	823	823
千葉伝	39	電話代金	事務費	34	H17.12.5	1,880	NTT東日本	按分率90%	835	835
千葉伝	40	電話代金	事務費	38	H18.1.5	1,917	NTT東日本	按分率90%	852	852
千葉伝	41	電話代金	事務費	43	H18.2.6	1,955	NTT東日本	按分率90%	868	868
千葉伝	42	電話代金	事務費	50	H18.3.6	1,936	NTT東日本	按分率90%	860	860
千葉伝	43	電話代金	事務費	7	H17.6.6	531	日本テレコム	按分率90%	236	236
千葉伝	44	電話代金	事務費	16	H17.8.5	491	日本テレコム	按分率90%	218	218
千葉伝	45	電話代金	事務費	33	H17.12.5	422	日本テレコム	按分率90%	187	187
千葉伝	46	電話代金	事務費	42	H18.2.6	765	日本テレコム	按分率90%	340	340
千葉伝	47	電話代金	事務費	9	H17.6.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉伝	48	電話代金	事務費	13	H17.7.11	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉伝	49	電話代金	事務費	18	H17.8.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉伝	50	電話代金	事務費	21	H17.9.12	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉伝	51	電話代金	事務費	24	H17.10.11	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986

議員名	番号	内訳	規定上の支途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
千葉云	52	電話代金	事務費	31	H17.11.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉云	53	電話代金	事務費	36	H17.12.12	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉云	54	電話代金	事務費	39	H18.1.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉云	55	電話代金	事務費	45	H18.2.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉云	56	電話代金	事務費	51	H18.3.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
千葉云	57	電話代金	事務費	54	H18.4.10	2,220	NTTコミュニケーションズ	按分率90%	986	986
			計		928,363			計	74,173	74,173

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 40

議員名 田村正彦

会派名 政和会

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
田村正彦	1	平成17年度八幡平緑会会費	調査研究費	34	H17.5.22	7,500	八幡平緑会		0	0
田村正彦	2	会費 地域経済問題研究会負担金	調査研究費	50	H17.6.13	25,000	昭和会		0	0
田村正彦	4	年会費 平館絆友会負担金	調査研究費	54	H17.6.15	18,000	平館絆友会		18,000	18,000
田村正彦	6	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	87	H17.3.15	6,000	岩手県男女共同参画社会を指向す議員協議会		0	0
田村正彦	8	農業団体との懇談会、県政課題にかかる懇談会負担金	調査研究費	13	H17.4.22	5,000	御料理 一葉		5,000	5,000
田村正彦	10	政務調査研究委託費	調査研究費	38	H17.5.25	147,737	不明	H18.8.30付で修正報告	0	0
田村正彦	11	政務調査研究委託費	調査研究費	39	H17.5.28	240,000	不明		0	0
			計		449,237			計	23,000	23,000

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 41

議員名 柳村典秀
会派名 政和・社民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
柳村典秀	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会員費(17年度分)	調査研究費	21	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会		0	0
柳村典秀	4	岩手県議会保健・福祉政策研究会平成17年度年会費	調査研究費	22	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
柳村典秀	15	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	62	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
柳村典秀	22	県政報告印刷代	広報費	2	H17.4.15	117,375	川口印刷工業株式会社		0	0
柳村典秀	23	県政報告印刷代	広報費	5	H18.3.24	444,150	川口印刷工業株式会社		0	0
柳村典秀	24	電話代(4・5・6月分)	事務費	2	H17.4.28 H17.5.30 H17.6.30	15,559	東日本電信電話株式会社	按分率100%	7,779	7,779
柳村典秀	25	電話代(7・8・9月分)	事務費	3	H17.7.31 H17.8.24 H17.9.26	11,292	東日本電信電話株式会社	按分率100%	5,646	5,646
柳村典秀	26	電話代(10・11・12月分)	事務費	6	H17.10.31 H17.11.25 H17.12.26	7,749	東日本電信電話株式会社	按分率100%	3,874	3,874
柳村典秀	27	電話代(1・2・3月分)	事務費	8	H18.1.26 H18.2.27 H18.3.30	7,749	東日本電信電話株式会社	按分率100%	3,874	3,874
			計		636,874		計	21,173	21,173	

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 42

議員名 大宮 悅幸
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
大宮 悅幸	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会員費	調査研究費	14	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
大宮 悅幸	4	岩手男女共同参画社会を目指す議員協議会平成17年度会費	調査研究費	15	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
大宮 悅幸	17	岩手県議会平成17年度会員費	調査研究費	31	H18.3.20	12,000	岩手県議会平成17年度会員費		0	0
大宮 悅幸	22	電話料金(平成17年4月～平成18年3月分)	事務費	3		83,638	東日本電信電話株式会社	按分率70%	23,896	23,896
大宮 悅幸	23	携帯電話料金(平成17年4月～平成18年3月分)	事務費	4		102,390	エヌ・ティ・ドコモ東北	按分率70%	29,254	29,254
			計			219,028		計	53,150	53,150

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 43
議員名 柳村 岩見
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の用途	整理項目	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
柳村 岩見	1	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会年会費	岩手県平成17年度年会費	調査研究費	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
柳村 岩見	7	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会	調査研究費	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会をめざす議員協議会		0	0
柳村 岩見	16	(平成17年度分)岩手県議会大連友好議員連盟会費	岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
柳村 岩見	22	電話料	事務費	事務費	6	22,511	NTT東日本		6,431	6,431
柳村 岩見	23	県政調査・研究委託料4月～3月	調査研究費	調査研究費	7	480,000	岩手県総合政策研究会	接分率70%	0	0
柳村 岩見	24	電話料	事務費	事務費	5	44,073	NTT東日本	接分率70%	12,592	12,592
柳村 岩見	25	電話料	事務費	事務費	7	46,491	NTT東日本	接分率70%	13,283	13,283
柳村 岩見	26	通信費	事務費	事務費	8	51,586	NTTコミュニケーションズ	接分率80%	19,344	19,344
柳村 岩見	27	携帯電話料金	事務費	事務費	9	21,768	NTTコミュニケーションズ	接分率80%	8,163	8,163
			計	計	699,429	699,429		計	59,813	59,813

議員番号 44
議員名 藤原 泰次郎
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (原審)
藤原泰次郎	1	柴波町国際交流協会会費	調査研究費	11	H17.5.19	3,000	紫波町国際交流協会		0	0
藤原泰次郎	2	柴波町川を知る会会費	調査研究費	15	H17.6.23	2,000	紫波町川を知る会		0	0
藤原泰次郎	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会 平成17年度年会費	調査研究費	19	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
藤原泰次郎	8	岩手県男女共同参画社会を目指す議員会費(17年度分)	調査研究費	20	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
藤原泰次郎	18	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	42	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
藤原泰次郎	21	懇親会会費	研修費	2	H18.2.22	5,000	高橋雪文後援会		0	0
藤原泰次郎	23	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	4	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	24	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	4	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	25	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	4	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	26	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	27	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	28	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	29	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	6	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	30	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	6	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	31	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	6	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	32	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	7	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	33	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	7	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	34	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	7	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
藤原泰次郎	35	政務調査専従員費(4月分)	人件費	1	H17.4.30	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	36	政務調査専従員費(5月分)	人件費	2	H17.5.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	37	政務調査専従員費(6月分)	人件費	3	H17.6.30	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	38	政務調査専従員費(7月分)	人件費	4	H17.7.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	39	政務調査専従員費(8月分)	人件費	5	H17.8.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	40	政務調査専従員費(9月分)	人件費	6	H17.9.30	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	41	政務調査専従員費(10月分)	人件費	7	H17.10.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	42	政務調査専従員費(11月分)	人件費	8	H17.11.30	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	43	政務調査専従員費(12月分)	人件費	9	H17.12.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	44	政務調査専従員費(1月分)	人件費	10	H18.1.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	45	政務調査専従員費(2月分)	人件費	11	H18.2.28	126,000	?	100%計上	0	63,000
藤原泰次郎	46	政務調査専従員費(3月分)	人件費	12	H18.3.31	126,000	?	100%計上	0	63,000
			合計			2,035,000		計	0	756,000

岩手県議会政務調査費調査票

議員番号 45

議員名 川村 豊夫
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の用途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
川村 農夫	1	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会平成17年度年会会費	調査研究費	28	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
川村 農夫	5	岩手県男女共同参画社会を目指す議員懇談会会費(17年度分)	調査研究費	29	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
川村 農夫	13	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	68	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
川村 農夫	19	飲食代	調査研究費	45	H17.11.27	8,400	(有)宝来館		8,400	8,400
川村 農夫	21	食事代	会議費	28	H17.11.15	16,150	(株)文化		16,150	16,150
川村 農夫	25	電話料(平成17年8月分～平成18年3月分)	事務費	13		41,058	NTT東日本	自宅の電話料、按分率70%	11,730	11,730
川村 農夫	27	権の会会費	調査研究費	4	H17.5.10	3,000	権の会		3,000	3,000
川村 農夫	28	矢巾町国際交流協会賛助金員年会費	調査研究費	10	H17.5.20	3,000	矢巾町国際交流協会		0	0
川村 農夫	30	「帰ってきたオトワサン」前売り券	調査研究費	38		1,200	劇団帯の会	日付なし	0	0
川村 農夫	31	岩手県ユネスコ奨励金運営会費	研修費	4	H17.6.23	5,000	岩手県ユネスコ協会連盟		0	0
川村 農夫	32	岩手県情報文化研究所会員会費	調査研究費	21	H17.6.23	25,200	岩手日報社		0	0
川村 農夫	34	小綱舟建造実行委員会会員会費	調査研究費	23	H17.6.23	10,000	小綱舟建造実行委員会		0	0
川村 農夫	35	岩手日報情報文化研究会会員会費	調査研究費	34	H17.8.31	25,200	岩手日報社		0	0
川村 農夫	36	岩手情報文化研究会会員会費	調査研究費	49	H17.12.21	25,200	岩手日報社		0	0
川村 農夫	38	芸術文化を考える会会員会費	調査研究費	58	H18.2.5	7,500	芸術文化を考える会		* 7,500	7,500
川村 農夫	39	岩手日報情報文化研究会会員会費	調査研究費	64	H18.3.15	25,200	岩手日報社		0	0
川村 農夫	41	川村農夫県議と語る会年会費	会議費	5	H17.6.25	3,000	川村農夫県議と語る会		3,000	3,000
川村 農夫	42	会場費	会議費	8	H17.8.4	10,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	10,000	10,000
川村 農夫	43	会場費	会議費	21	H17.10.3	10,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	10,000	10,000
川村 農夫	44	川村農夫県議と語る会年会費	会議費	25	H17.10.21	3,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	3,000	3,000
川村 農夫	45	会場費	会議費	26	H17.10.21	10,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	10,000	10,000
川村 農夫	46	会場費	会議費	29	H17.12.14	3,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	3,000	3,000
川村 農夫	47	会場費	会議費	37	H18.1.20	3,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	3,000	3,000
川村 農夫	48	会場費	会議費	40	H18.2.22	10,000	川村農夫県議と語る会	朝日新聞の会	10,000	10,000
川村 農夫	49	懇談会費	調査研究費	42	H17.11.21	2,000	民主党政手県連・連合岩手会		0	0
川村 農夫	52	国政報告会準備会会費	調査研究費	56	H18.1.21	5,000	同選対事務局		5,000	5,000
川村 農夫	53	国政報告会会費	調査研究費	59	H18.2.19	5,000	国政報告会実行委員会		5,000	5,000
川村 農夫	54	たつぞ拓也国政報告会会費	調査研究費	60	H18.2.25	10,000	国政報告会実行委員会		0	10,000



議員名	番号	内訳	規定上の支途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
川村 農夫	55	民主党女性議員ネットワーク東北ブロック 会議会費	調査研究費	61	H18.2.26	1,000	民主党宮城県総支部連合会		1,000	0
川村 農夫	56	電話料(平成17年4月分～平成18年3 月分)	事務費	12		111,345	NTT東日本	按分率80%	41,754	41,754
川村 農夫	57	電話機リース料(平成17年4月分～平 成18年3月分)	事務費	14		72,576	クレディセゾン	按分率80%	27,216	27,216
川村 農夫	58	携帯電話料金(平成17年4月分～平成 18年3月分)	事務費	16		80,700	NTTドコモ東北	按分率80%	30,262	30,262
					計	568,729		計	* 209,012	218,012

* ただし、原判決別紙1、別紙3では、38番が「0」、計が「201,512」となっている。

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 46
議員名 佐々木 順一
会派名 民主・県民会議

番号	内訳	規定上の用途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
佐々木順一 1	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会費	調査研究費	6	H17.3.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0
佐々木順一 15	岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	19	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟会		0
佐々木順一 17	事務所職員人件費	人件費	1		1,250,000?	100%計上	625,000	625,000
					計	1,271,000	計	0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 47
議員名 新居田 弘文
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
新居田弘文	2	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究費	調査研究費	10	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
新居田弘文	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会	調査研究費	11	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
新居田弘文	11	岩手県議会大連盟	調査研究費	33	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
			計			33,000		計		0

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 48
議員名 飯澤 匡
会派名 政和・社民クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の用途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原書)	違法支出額(当審)
飯澤 匡	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会費	調査研究費	5	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
飯澤 匡	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	6	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
飯澤 匡	15	岩手県議会大連友好議員連盟会費	調査研究費	29	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
飯澤 匡	20	(平成17年度分) 平成17年度特定非営利法人リサイクルクリエットワークについて会費	調査研究費	30	H18.3.31	10,000	特定非営利法人リサイクルクリエットワークについて		0	0
飯澤 匡	27	職員人件費	人件費	1		1,080,000	墨塗り	100%計上	0	540,000
					計	1,123,000	墨塗り	計	0	540,000

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 49
議員名 千葉 康一郎
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の便途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当審)
千葉康一郎	3	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会 研究会平成17年度年会費	調査研究費	22	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福 祉政策研究会		0	0
千葉康一郎	4	岩手県男女共同参画社会をを目指す議員協議会 議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	23	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会 をを目指す議員協議会		0	0
千葉康一郎	18	岩手県議会大運友好議員連盟会費 (平成17年度分)	調査研究費	59	H18.3.20	12,000	岩手県議会大運友好議員 連盟		0	0
千葉康一郎	22	日口協会岩手県センター結成40周年 の集い会費	調査研究費	36	H17.11.24	7,000	日口協会岩手県センター		0	0
千葉康一郎	23	一関市議会議員との県政懇談会会 費	調査研究費	46	H18.1.4	10,000	佐々木一榮後援会(ひさご や本店)		10,000	10,000
			計			50,000		計	10,000	10,000

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 50
議員名 佐々木 俊夫
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原書)	違法支出額(当審)
佐々木俊夫	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会員運営会費(17年度分)	調査研究費	20	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を指す議員協議会		0	0
佐々木俊夫	16	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	51	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
佐々木俊夫	17	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	13	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	18	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	13	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	19	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	13	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	20	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	13	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	21	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	13	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	22	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	13	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	23	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	13	H17.1.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	24	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	13	H17.1.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	25	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	13	H17.1.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	26	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	13	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	27	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	13	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木俊夫	28	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	1	H17.4.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	32	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.5.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	33	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.6.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	34	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.7.24	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	35	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.8.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	36	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.9.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	37	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.10.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	38	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.11.24	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	39	政務調査補助者給料	人件費	1	H17.12.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	40	政務調査補助者給料	人件費	1	H18.1.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	41	政務調査補助者給料	人件費	1	H18.2.26	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	42	政務調査補助者給料	人件費	1	H18.3.25	80,000	墨塗り	100%計上	0	40,000
佐々木俊夫	43	政務調査補助者給料					計	1,464,000	0	480,000

岩手県議会政策調査費調査票
議員番号 51
議員名 佐々木 大和
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額(原審)	違法支出額(当審)
佐々木大和	13	岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分)	調査研究費	16	H18.3.20	12,000 賀	岩手県議会大連友好議員連 盟		0	0
佐々木大和	15	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費 (平成17年度分)	調査研究費	19	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会	委託内容不明	0	0
佐々木大和	28	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H17.5.25	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	29	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H17.7.25	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	30	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H17.9.26	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	31	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H17.11.25	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	32	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H18.1.25	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	33	調査、研究事業委託料	調査研究費	1	H18.3.27	200,000	墨塗り	委託内容不明	0	0
佐々木大和	34	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	2~3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	35	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	2~3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	36	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	2~3	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	37	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	2~3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	38	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	2~3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	39	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	2~3	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	40	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	2~3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	41	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	2~3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	42	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	2~3	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	43	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	2~3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	44	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	2~3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
佐々木大和	45	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	2~3	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
								計	1,704,000	

岩手県議会政務調査費調査票
議員番号 52
議員名 工藤 大輔
会派名 民主・県民会議

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
工藤 大輔	4	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	22	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会		0	0
工藤 大輔	5	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会会費(平成17年度年会費)	調査研究費	23	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究会		0	0
工藤 大輔	19	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平成17年度分)	調査研究費	63	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連盟		0	0
工藤 大輔	23	農業に関する意見交換に関連する食事代	調査研究費	3	H17.5.10	840	焼き肉レストラン中山		840	840
工藤 大輔	24	競馬に関する意見交換に関連する食事代	調査研究費	20	H17.7.26	5,386	大地		5,386	5,386
工藤 大輔	25	競馬に関する意見交換に関連する食事代	調査研究費	48	H18.2.10	2,800	山海酒樂亭よしだや	契約者は(株)工藤木材	2,800	2,800
工藤 大輔	26	電気代(4月～3月)	事務所費	6		23,616	東北電力	木店	0	0
工藤 大輔	27	事務所水道代(H17年4月～H18年3月)	事務所費	7		22,050	権市町水道事業企業出納員、洋野町水道事業企業出納員	使用者は工藤木材店車庫工藤堅国	0	0
工藤 大輔	28	家賃(H17.4～H18.3)	事務所費	8		480,000	工藤木材店		0	0
工藤 大輔	36	県政報告会に参加する会場使用料(水道使用料)100/100	会議費	8	H17.7.1	1,837	種市町水道事業管理者	事務所水道料	0	1,837
工藤 大輔	29	電話代(H17.4～H18.3)75/100	事務費	19		89,497	NTT東日本	按分率75%	29,832	29,832
工藤 大輔	30	職員給与(4ヶ月分)	人件費	1	なし	47,086	墨塗り	100%計上	0	23,543
工藤 大輔	31	職員給与(5ヶ月分)	人件費	2	なし	44,814	墨塗り	100%計上	0	22,407
工藤 大輔	32	職員給与(6ヶ月分)	人件費	3	なし	42,234	墨塗り	100%計上	0	21,117
工藤 大輔	33	職員給与(7ヶ月分)	人件費	4	なし	40,945	墨塗り	100%計上	0	20,472
工藤 大輔	34	職員給与(8ヶ月分)	人件費	5	なし	64,234	墨塗り	100%計上	0	32,117
工藤 大輔	35	職員給与(9ヶ月分)	人件費	6	なし	44,198	墨塗り	100%計上	0	22,099
							計		38,858	182,450
							計		942,537	

岩手県議会政務調査費請求書

議員番号 53

議員名 平 澄芳
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原書)	違法支出額 (当書)
平 澄芳	2	岩手県議会保健・医療・福祉政策研究 会平成17年度年会費	調査研究費	10	H17.8.15	9,000	岩手県議会保健・医療・福祉 政策研究会		0	0
平 澄芳	3	岩手県男女共同参画社会を目指す議 員協議会会費(17年度分)	調査研究費	11	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
平 澄芳	16	岩手県議会大連友好議員連盟会費(平 成17年度分)	調査研究費	34	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連 盟		0	0
平 澄芳	20	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	5	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	21	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	5	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	22	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	5	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	23	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	24	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	25	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	5	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	26	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	5	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	27	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	5	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	28	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	5	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	29	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	5	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	30	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	5	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
平 澄芳	31	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	5	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
					計	513,000				

岩手県議会政務調査費請求
議員番号 54
議員名 小野寺 研一
会派名 自由民主クラブ

議員名	番号	内訳	規定上の使途 項目	整理 番号	領収書日付	金額	債権者	備考	違法支出額 (原審)	違法支出額 (当審)
小野寺 研一	2	岩手県男女共同参画社会を目指す議員協議会会費(17年度分)	調査研究費	65	H17.8.15	12,000	岩手県男女共同参画社会を 目指す議員協議会		0	0
小野寺 研一	15	岩手県議会大連友好議員連盟会費 (平成17年度分)	調査研究費	131	H18.3.20	12,000	岩手県議会大連友好議員連 盟		0	0
小野寺 研一	17	県政調査・研究委託料(17年4月分)	調査研究費	44	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	18	県政調査・研究委託料(17年5月分)	調査研究費	44	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	19	県政調査・研究委託料(17年6月分)	調査研究費	44	H17.6.21	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	20	県政調査・研究委託料(17年7月分)	調査研究費	44	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	21	県政調査・研究委託料(17年8月分)	調査研究費	44	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	22	県政調査・研究委託料(17年9月分)	調査研究費	44	H17.9.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	23	県政調査・研究委託料(17年10月分)	調査研究費	44	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	24	県政調査・研究委託料(17年11月分)	調査研究費	44	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	25	県政調査・研究委託料(17年12月分)	調査研究費	44	H17.11.29	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	26	県政調査・研究委託料(18年1月分)	調査研究費	44	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	27	県政調査・研究委託料(18年2月分)	調査研究費	44	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会		0	0
小野寺 研一	28	県政調査・研究委託料(18年3月分)	調査研究費	44	H18.2.16	40,000	岩手県総合政策研究会	按分率65%	28,317	28,317
小野寺 研一	29	携帯電話料(4月から3月分) 65/100	事務費	2		122,709	工又・ティ・ドコモ東北		0	210,000
小野寺 研一	30	政務調査費車輌手賃金 100/100	人件費	1		420,000	墨塗り	100%計上	0	360,000
小野寺 研一	31	政務調査秘書給与 100/100	人件費	2		720,000	墨塗り	100%計上	0	28,317
			計			1,766,709	計	28,317	28,317	598,317

これは正本である。

平成23年9月30日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 佐藤

